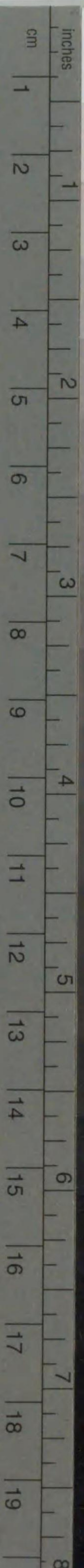


Kodak Gray Scale



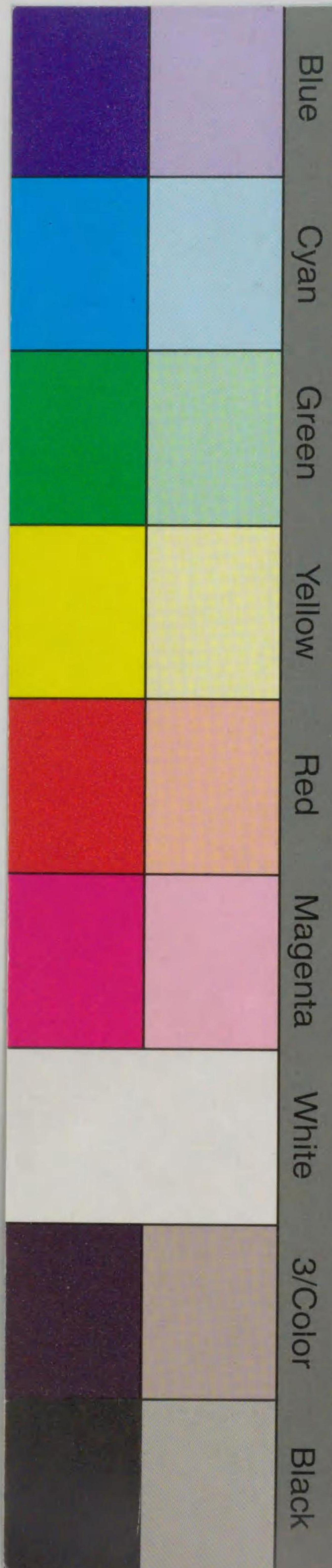
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



618
2

618-2
1200501536903

宗像郡誌

上編





宗像郡志

上編



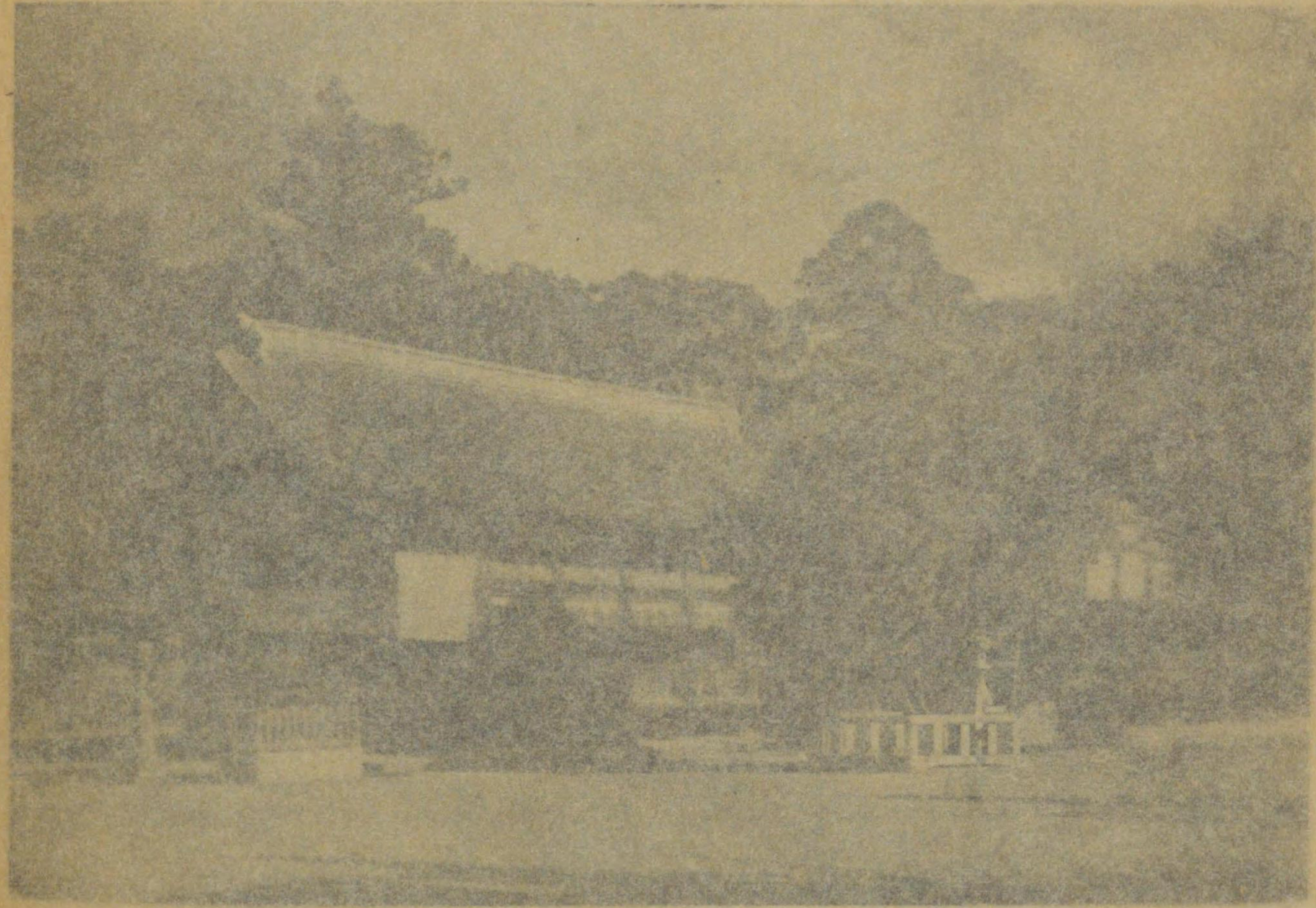
凡 例

- 一、本誌は宗像郡町村會の依頼によりて編纂せり。
- 一、本誌は主として史料を採録し、曩に出版せる中編下編は、専史料を載せ、上編の各章亦先輩の記述せるものを多く採録せり。史料を尊重せる結果、現代の記述を省略せるは、定に已むを得ざる所、特に讀者の諒察を仰ぐ。
- 一、本誌の編纂に就きては、岩佐圓助氏の助力を得たること多し。こゝに記して感謝の意を表す。

昭和十九年一月

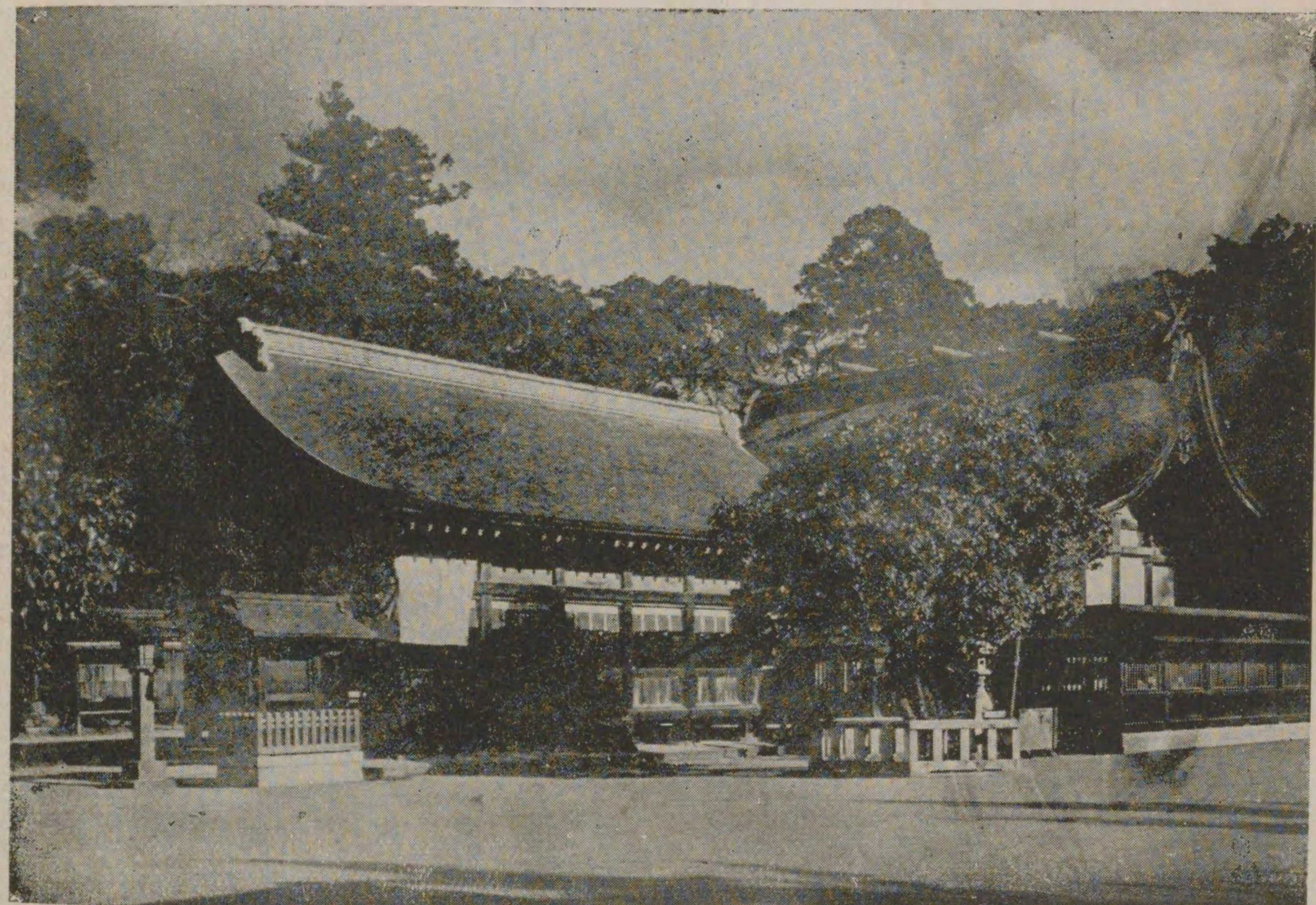
宗像郡誌編纂囑託

伊 東 尾 四 郎



宮津邊社神像宗

(濟可許部令同部部圖下日五十月二年九十和明)



宗像神社邊津宮

(昭和十九年二月十五日關要塞司令部許可濟)

618
2

宗像郡誌 上編 目次

第一章 神社

第一節 官幣社

宗像神社邊津宮……………一
宗像神社中津宮……………三
宗像神社沖津宮……………四

第二節 縣社

所(吉留)……………七
織幡(鐘崎)……………四
宮地嶽(宮司)……………四

第三節 郷社

熊野(玉丸)……………四

第四節 村社

社(石丸)……………五
須賀(赤間)……………五
蘿(陵嚴寺)……………六

目次

尾 降(三郎丸)……………五
 波 寄(名殘)……………六
 福 足(須惠)……………七
 八幡 宮(稻元)……………七
 桑 田(池田)……………七
 津加計志(神湊)……………八
 指 來(多禮)……………九
 田 熊(田熊)……………九
 六所御前(久原)……………一〇
 高 見(曲)……………一〇
 住 吉(野坂)……………一〇
 的 原(村山田)……………一〇
 熊 野(手光)……………一〇
 八幡 宮(哇町)……………一〇
 天降 天(須多田)……………一〇
 榑 崎(津屋崎)……………一〇
 小 鳥(同)……………一〇

八幡 幡(土穴)……………五
 愛宕 岩(富地原)……………六
 若八幡 宮(山田)……………七
 天滿 宮(河東)……………七
 依 嶽(田野)……………七
 葦 木(牟田尻)……………八
 伊 摩(吉田)……………九
 矢 房(東郷)……………九
 和 歌(大井)……………一〇
 八幡 宮(朝町)……………一〇
 貴 船(大穗)……………一〇
 的 原(八並)……………一〇
 日 吉(内殿)……………一〇
 八幡 宮(本木)……………一〇
 風降 天(大石)……………一〇
 諫 訪(福間)……………一〇
 年 毛(勝浦)……………一〇

照 日(德重)……………六
 若宮八幡(田久)……………六
 白 髻(平等寺)……………七
 池浦山王(池浦)……………七
 辻八幡(江口)……………七
 宇 生(同)……………八
 嚴 島(地島)……………九
 摩利支(同)……………九
 正八幡(用山)……………一〇
 八幡 宮(光岡)……………一〇
 神 武(津丸)……………一〇
 若八幡(久末)……………一〇
 大 森(上西郷)……………一〇
 金刀比羅(在自)……………一〇
 波 折(津屋崎)……………一〇
 靈 (同)……………一〇
 縫 殿(奴山)……………一〇

第五節 無格社

(武丸) 武 守……………四
 (吉留) 菅 原……………五
 (石丸) 德 滿……………五
 (赤間) 猿 彦……………五
 (陵嚴寺) 天 滿……………五
 (三郎丸) 翁 ……五
 (土穴) 須 賀……………五
 (德重) 雨 森……………五
 (名殘) 須 賀……………五
 (富地原) 春 日……………五
 (山田) 保 食……………五
 (平等寺) 大 年……………五
 (稻元) 貴 船……………五
 (河東) 大神 宮……………五
 (池田) 孔 大 寺……………五

福 地……………四
 菅 原……………五
 德 滿……………五
 猿 彦……………五
 天 滿……………五
 翁 ……五
 須 賀……………五
 雨 森……………五
 須 賀……………五
 春 日……………五
 保 食……………五
 大 年……………五
 貴 船……………五
 大神 宮……………五
 孔 大 寺……………五

福 地……………四
 菅 原……………五
 德 滿……………五
 猿 彦……………五
 天 滿……………五
 翁 ……五
 須 賀……………五
 雨 森……………五
 須 賀……………五
 春 日……………五
 保 食……………五
 大 年……………五
 貴 船……………五
 大神 宮……………五
 孔 大 寺……………五

福 地……………四
 菅 原……………五
 德 滿……………五
 猿 彦……………五
 天 滿……………五
 翁 ……五
 須 賀……………五
 雨 森……………五
 須 賀……………五
 春 日……………五
 保 食……………五
 大 年……………五
 貴 船……………五
 大神 宮……………五
 孔 大 寺……………五

(江口)	大日靈	…一七三
(神湊)	綱懸	…一七四
(牟田尻)	天滿	…一七六
(田島)	氏八幡	…一七六
(鐘崎)	葛原	…一七六
	惠比須	…一八〇
	稻荷	…一八三
(上八)	大歳	…一八三
(地島)	須賀	…一八四
	貴船	…一八七
(田熊)	的	…一八七
	貴船	…一九〇
(東郷)	貴船	…一九〇
(久原)	貴船	…一九一
(大井)	靈	…一九三
(宮田)	貴船	…一九三
(朝町)	竹重	…一九四
(光岡)	福地	…一九七
	長尾	…一九七
	蛭子	…一九七
	八貴	…一九五
	川崎	…一九三
	須賀	…一九〇
	保食	…一八八
	大峰	…一八七
	牧	…一八四
	山濱之宮	…一八三
	濱之宮	…一八三
	惠比須	…一八〇
	山	…一七九
	惠比須	…一八〇
	保食	…一七九
	八幡	…一七九
	邊津	…一七四
	牧	…一七五
	貴船	…一七六
	豐年	…一八〇
	荒	…一八一
	貴船	…一八四
	惠美須	…一八六
	貴船	…一八九
	瀧	…一八九
	平朝	…一九三
	熊野	…一九六
	山	…一九六

(野坂)	八幡	…一九八
	幸	…二〇〇
	天滿	…二〇一
(大穗)	蛭子	…二〇三
(王丸)	八幡	…二〇三
	貴舟	…二〇七
(津丸)	神興社	…二〇八
(村山田)	天滿	…二一〇
(手光)	春日	…二一一
(内殿)	福地	…二二三
(上西郷)	愛宕	…二三四
	小島	…二三六
(畦町)	須賀	…二三七
(本木)	大歳	…二三八
	天	…二三〇
(舍利藏)	天降	…二三三
(在自)	貴布禰	…二三三
(須多田)	須多	…二三三
(大石)	福地	…二三三
	保食	…二三三
	福智	…二三三
	貴船	…二三〇
	歳山	…二三八
	天滿	…二二七
	天賀	…二二六
	須賀	…二二五
	須賀	…二二五
	嚴島	…二二三
	豐受	…二二三
	須賀	…二二二
	王	…二〇七
	心吉	…二〇四
	貴舟	…二〇三
	會部	…二〇〇
	須賀	…一九九
	心吉	…一九九
	熊野	…二〇一
	八幡	…二〇八
	六之	…二〇五
	天降	…二二二
	須賀	…二二三
	須賀	…二二四
	貴船	…二二四
	天賀	…二二七
	天賀	…二二八
	天滿	…二二九
	熊野	…二二二
	秋葉社	…二二九
	鞍掛	…二二六
	貴船	…二二三
	妙見	…二〇八
	山	…二〇六
	天	…二〇一
	原	…二〇〇

(津屋崎)	鹽竈	三三四
(渡)	楯崎	三三五
(大島)	天満	三三七
	五穀	三三九
	幸	三三一
(福間)	織女	三三三
	八幡	三三四
	嚴島	三三六
	和田津見	三三七
(勝浦)	若宮	三三九
	豊山	三四三
(奴山)	大都加	三四三
	尾上	三四五
	酒多	三四四
	空間	三四三
	龜山	三四六
	粟島	三四六
	天満	三四四
	龍宮	三四三
	山邊	三四三
	須賀	三四三
	森	三四七
	楯崎	三四五
	金比羅	三四四
	貴船	三三六
	蛭子	三三六
	牽牛	三三〇
	貴	三三六
	八幡	三三三
	宗像	三三五
	疫	三三六
	小島	三三八
	勝浦	三四〇
	須賀	三四三
	須賀	三四七
	久留尊	三四五
	地主	三四四
	五穀	三三三
	嚴島	三三一
	楯崎	三三八
	天満	三三六

第二章 寺院

第一節 寺院

眞光(武丸)	二四二
眞法(陵嚴寺)	二四九
妙法	二四七
妙念(赤間)	二四七
妙堪(同)	二五〇
淨萬(同)	二四八
淨蓮(富士原)	二五一

第二節 寺

址

來迎(須惠)	二五三
專光(河東)	二六〇
隣船(神湊)	二六三
鎮國(吉田)	二六六
西光(地島)	二七九
妙經(同)	二八三
延樂(同)	二八四
釋迦院(同)	二八七
淨德(光岡)	二八九
宗生(同)	二九二
光蓮(同)	二九九
長谷(手光)	三〇三
太平(上西郷)	三〇五
西法(同)	三〇八
安昌院(大島)	三三〇
妙圓(同)	三三三
大乘院(同)	三三六
增福(山田)	二五三
東照(池田)	二六一
醫王院(田島)	二六四
泉福(鐘崎)	二七四
寶積(田熊)	二八〇
專修(東郷)	二八三
覺王(久原)	二八四
延壽(朝町)	二八八
西福(野坂)	二九〇
善德(王丸)	二九七
長龍(同)	二九九
地藏院(同)	三〇三
眞念(畦町)	三〇六
眞光(宮司)	三〇九
大善(福間)	三三二
寶蓮(奴山)	三四三
照月庵(同)	三四六
萬福(稻元)	二五九
淨光(江口)	二六三
興聖(同)	二六六
承福(上八)	二七六
久昌院(同)	二八〇
西教(同)	二八三
秀圓(大井)	二八六
雲乘(同)	二八九
正覺(大穗)	二九三
宗念(村山田)	二九八
普恩(八並)	三〇一
溪雲(内殿)	三〇四
祥雲(本木)	三〇七
教安(津屋崎)	三三〇
正蓮(同)	三三三
想知院(勝浦)	三三五

長寶(吉留)……………三七	延命(石丸)……………三八	寶松院(德重)……………三九
平等(平等寺)……………三〇	花藏院(吉田)……………三〇	長德(地島)……………三一
建高院(田熊)……………三一	法藏(同)……………三三	安養(野坂)……………三三
慈濟院(同)……………三三	中山(同)……………三四	慶福(同)……………三四
東光(曲)……………三四	善王(同)……………三五	瑞泉院(大穗)……………三五
玉泉庵(津丸)……………三六	吉原(八並)……………三六	寶林(本木)……………三七
勝寶(舍利藏)……………三七	善福(津屋崎)……………三六	安養(渡)……………三九
桶崎(同)……………三〇	壽福庵(須多田)……………三〇	久昌院(大島)……………三一
十王(福間)……………三三	帝賢(奴山)……………三三	醫雲庵(同)……………三四
觀音堂(三郎丸)……………三四	觀音堂(土穴)……………三五	觀音堂(地島)……………三六
觀音堂(大穗)……………三七	觀音堂(村山田)……………三八	不動堂(八並)……………三六
觀音堂(津屋崎)……………三八	毘沙門堂(大島)……………三九	

第三節 佛堂

第三章 地方略誌

(武丸)……………三四	孝子正助墓……………三四
(吉留)……………三四	瀑布……………三四

(石丸)……………三四	城腰城址……………三四	岸本……………三七	今井城……………三七
(赤間)……………三四	赤馬山城址……………三四	古塚……………三八	元岡清兵衛宅址……………三〇
(陵嚴寺)……………三四	太閤水……………三七	古池……………三九	
(三郎丸)……………三四	金坑址……………三八	月池……………三九	
(土穴)……………三四	古墓……………三〇	古墓……………三〇	
(德重)……………三五	緣城址……………三五	井泉……………三一	
(名殘)……………三五	太平山……………三三	石窟……………三三	
(富士原)……………三五	古墓……………三五	節女政墓……………三五	
(田久)……………三五	城址……………三五	武藤氏宅址……………三五	彼岸田……………三五
(須惠)……………三五	製陶址……………三七	白山城址……………三六	大宮司別館址……………三六
(山田)……………三五	井泉……………三六	古墓……………三六	草場城址……………三三
(平等寺)……………三六	古墓……………三六		
(稻元)……………三六	溫泉址……………三六		
(河東)……………三六			
(池浦)……………三五			
(池田)……………三五	千疋原……………三五	蝙蝠塚……………三六	野間尻淵……………三六

(田野)	金坑址	三六六
(神湊)	鎧塚	三六七
	江口川	三六八
	草崎山城址	三六九
	勝島城址	三七二
(江口)	五月濱	三七三
	江口湊址	三七五
(牟田尻)	高尾山	三七七
(田島)	井泉	三八〇
	片脇城址	三八三
(多禮)	瀑布	三八七
	古塚	三八九
(吉田)	石窟	三八九
	吉田城址	三九一
(鐘崎)	鐘御崎	三九三
(上八)	金山坑	三九九
	桑野氏墓	四〇一
(地島)	洞穴	四〇一
	城址	四〇二
	波止	四〇二
	菰浦	四〇四
	津日驛址	三九〇
	古墓	三九三
	佐屋形山	三九五
	宗像氏貞墓	四〇一
	京道	三九一
	船瀬	三九七
	占部安延墓	四〇一
	暗礁	四〇一
	鳥越	三七七
	宗像山	三八一
	阿彌陀經石	三八三
	大障子城址	三八八
	池沼	三七四
	豐福秀賀墓	三七五
	古塚	三七六
	大宮司宅址	三八一
	名兒山	三八五
	宗像氏貞母幽棲地	三八八
	古墓	三八八
	肉落	三九九
	勝島	三七〇
	波止	三六九
	古塚	三七〇
	金坑址	三六七

(田熊)	井泉	四〇五
(東郷)	古墓	四〇六
(久原)	石佛	四〇七
(大井)	石窟	四〇七
	古墓	四〇八
(用山)	太鼓田	四〇九
(野坂)	許斐山城址	四一〇
(王丸)	宮田	四一四
(曲)	城浦堡址	四一五
(朝町)	延壽浦	四一五
(光岡)		四一五
(大穂)		四一六
(津丸)		四一六
(村山田)	古賀原	四一六
(八並)	井泉	四一七
(久末)	藥師上	四一九
(手光)	溫泉址	四二〇
(内殿)	飯盛山城址	四二二
(上西郷)	團原	四二七
	古塚	四三〇
	七丸八尺	四三五
	城址	四三七
	冠山城址	四三二
	井泉	四〇五
	古墓	四〇六
	石佛	四〇七
	石窟	四〇七
	古墓	四〇八
	太鼓田	四〇九
	許斐山城址	四一〇
	宮田	四一四
	城浦堡址	四一五
	延壽浦	四一五
	古賀原	四一六
	井泉	四一七
	藥師上	四一九
	溫泉址	四二〇
	飯盛山城址	四二二
	團原	四二七
	古塚	四三〇
	七丸八尺	四三五
	城址	四三七
	冠山城址	四三二
	井泉	四〇五
	古墓	四〇六
	石佛	四〇七
	石窟	四〇七
	古墓	四〇八
	太鼓田	四〇九
	許斐山城址	四一〇
	宮田	四一四
	城浦堡址	四一五
	延壽浦	四一五
	古賀原	四一六
	井泉	四一七
	藥師上	四一九
	溫泉址	四二〇
	飯盛山城址	四二二
	團原	四二七
	古塚	四三〇
	七丸八尺	四三五
	城址	四三七
	冠山城址	四三二
	井泉	四〇五
	古墓	四〇六
	石佛	四〇七
	石窟	四〇七
	古墓	四〇八
	太鼓田	四〇九
	許斐山城址	四一〇
	宮田	四一四
	城浦堡址	四一五
	延壽浦	四一五
	古賀原	四一六
	井泉	四一七
	藥師上	四一九
	溫泉址	四二〇
	飯盛山城址	四二二
	團原	四二七
	古塚	四三〇
	七丸八尺	四三五
	城址	四三七
	冠山城址	四三二

(畦町)……………	四三八	大厦址……………	四六八	高宮城址……………	四九九	古	墓……………	四三〇			
(本木)……………	四三一	古戰場……………	四三〇	蝶姑羽子城址……………	四三三	城浦城址……………	四三三				
(舍利藏)……………	四三三	赤御堂……………	四三二	城址……………	四三四	西塔田……………	四二八	緑	松……………	四二六	
(下西郷)……………	四三五	古墓……………	四三三	西塔址……………	四三九	城址……………	四三九	有千湯……………	四四〇	開拓址……………	四四二
(津屋崎)……………	四三九	古墓……………	四三九	有千湯……………	四四〇	洞窟……………	四四二	洞窟……………	四四二	瀑布……………	四四三
(渡)……………	四四二	波止……………	四四一	御浦穴……………	四五一	鼓島……………	四四四	鼓島……………	四四四	暗礁……………	四四四
(宮司)……………	四四六	岩石……………	四四一	御所山……………	四五三	榑崎山……………	四四五	榑崎山……………	四四五	牧址……………	四四六
(在自)……………	四四八	五色濱……………	四四五	宮地獄城址……………	四四七	柳宿址……………	四四八	柳宿址……………	四四八	古塚……………	四五〇
(須多田)……………	四四九	石窟……………	四四六	簾長者宅址……………	四四九	比丘尼瀬……………	四五二	比丘尼瀬……………	四五二		
(大石)……………	四五〇	瀑布……………	四四九	御所山……………	四五三	神崎……………	四五二	神崎……………	四五二		
(大島)……………	四五〇	觀音洞……………	四五〇	津和瀬……………	四五四	牧址……………	四五三	牧址……………	四五三		
		双六瀬……………	四五二								
		宮崎……………	四五三								
		城址……………	四五四								

(沖島)……………	四五六	沖島山……………	四五六	なれこ石……………	四五六	劍岩……………	四五三
(勝浦)……………	四五六	小屋島……………	四五六	御門柱……………	四五七	太鼓石……………	四五七
		勝浦湯……………	四五八	海中道……………	四五九	勝浦濱……………	四六〇
		勝浦岳……………	四六〇	池塘……………	四六一	波止……………	四六一
(奴山)……………	四六三	百塔……………	四六一	勝浦岳城址……………	四六二		
古代宗像の文化……………	四六四						

第四章 人物

難波部安良賣……………	四七七	色定……………	四七七	玄蘇……………	四八三	津屋崎義民……………	四八五
尾利又左衛門……………	四九一	彦三郎……………	四九一	彦一……………	四九三	こや……………	四九五
大島彌一郎……………	五〇五	大社元七……………	五〇六	正助……………	五〇〇	中村治助……………	五一
次七……………	五三三	中村徳七……………	五二四	忍照……………	五一五	は入……………	五二四
きた……………	五三五	阿部忠助……………	五二八	源藏……………	五二六	永嶋半五郎……………	五三九
卯作……………	五四三	佐治徳左衛門……………	五四三	清六……………	五四七	源吉……………	五四八
彌平同妻……………	五四八	市次……………	五四九	島原友吉……………	五四九	甚六妻……………	五五〇
まさ……………	五五〇	軍次……………	五五九	吾吉妻……………	五五九	儀作……………	五五九
藤助……………	五六〇	太吉……………	五六〇	彌三郎……………	五六一	平七……………	五六三

太助	五三	和	一	くら	五三	伊豆善右衛門	五四	喜	作	五八
平田道易	五九	利	助	五〇	嘉	吉	五一	伊	平	五一
善次	五三	森	彌五郎	五三	又七	同妻	五四	城	戸	五五
石松伴藏	五八	永島	三之丞	五二	蘭	陵	五二	薄	嘉	五三
刀根次郎平	五八	石松	林平同伴六	五七	中野	塵一	六〇	永	野	六〇
中津文庭	六〇	大久保	正名	六〇	篠崎	半八	六一	德	重	六二
瀧口しを	六三	伊東	養生	六三	安部	權五郎	六二	岡	田	六三
安部嘉三郎	六九	壹岐	貞満	六三	今林	孫十郎	六三	今	村	六三
伊東謙吉	六四	早川	勇	六三	眞武	丈七	六四	佐	伯	六四
中村竹太郎	六四	嶺	常	六四	堅羽	善五郎	六五	眞	武	六五
石橋太三	六五	廣田	耕郎	六五	中村	嘉三	六五	入	江	六五
石松要一	六五	中村	杏仙	六五	平田	知夫	六五	五十	君	六五
服部與三	六八	河邊	稔	六六	中村	啓二郎	六六	中	村	六六
三宅與三	六八	釜瀬	新平	六六	古野	孫太郎	六六	大	森	六六
中村清造	六九	立石	仙六	六九	井原	純策	六七	入	江	六七
平田鋤	六九	吉田	良春	六九	入江	九郎	七一	藤	井	六七
嶺鍊次郎	七〇	武谷	廣	七〇	立石	良雄	七〇	伊	豆	七〇
高武公美	七〇	中村	堅太郎	七一						

宗像郡誌 上編

第一章 神社

第一節 官幣社

宗像神社邊津宮



田島村大字田島字上殿にあり。

〔筑前國續風土記〕宗像郡大神三社

延喜式神名帳に筑前國宗像神社三座並名大神大と記せり。此三座の神は田心たこり姫、湍津たきつ姫、市杵島いちきしま姫なり。大島、澳

島、田島三所にしづまりおはします。日本紀第一神代卷上を考ふるに、素盞鳴尊父母の御心に叶ひ給はず、根國にやはられ給ふ時、暫く高天原にまうで、姉尊天照大に相見え後、ひたぶるにまかりなんと望み給ひしに、伊弉諾尊ゆるすと宣ひしかば、則天にのぼり給ひしに、天照大神は素盞鳴尊の國をうばはむとする志有りとうたがはせ給ひ、兵の備をして待給ふに、素盞鳴尊此よしを見て、吾初より異心なし、但父母の嚴

勅みことります故に、ひたぶるに根國にまかりなんとす、若姉の尊と相見えすんば、吾いかんぞあえてまからん、爰を以て雲霧を踏渡り、遠より來りまゐりぬ、思はず姉の尊かへりていかり玉はむ事と宣ふ。時に天照大神又とひて宣はく、若然らば將に何を以爾が赤心をあかさん。對ていはく、請ふ姉と共に誓ちかはん、夫誓約の中に、必將に子を生むべし、若吾うめる處女ならば、則すなはち濁きたま心有とおぼせ、もし是男ならば、清きよ心有とおぼせ。爰に天照大神則素盞鳴尊の十握劍をこひ取、打折て三段となし、天の眞名井にふりすゞぎ、さかみにかんで吹出る氣いぶき噴の狭霧に、うまるゝ神をなづけて田心姫と云。次に湍津姫、次に市杵島姫、すべて三柱姫神みます。又天照大神勅して曰、其十握劍は是素盞鳴尊の物也、此三女神は悉く是爾が兒也いましと宣ひて、則是を素盞鳴尊に授給ふ。此則筑紫の胸肩の君等が、いつき祭る神是也と記せり。是日本紀にしせる最初の説なれば、田心姫を第一とし、湍津姫を第二とし、市杵島姫を第三とする説を正とすべし。且後代文徳實錄、三代實錄などに記せる次第も、皆是に同じ。されば誠に證とするに足れり。日本紀は舊事記、古事記より後に、舍人親王の作り給へる書なれば、前書の失をも改正して、かく記し給へるにや。古語にも後出の者巧也とあれば、舊事記、古事記よりも、日本紀を證とすべきか。然して日本紀本説の下に附たまへる分註の數説も、古來の意義を存して、疑を傳へたまふ意なれば、是亦捨がたき事也。且三神の鎮りませる三所の地は、日本紀最初の説に詳ならずして、一書の説に出侍る故に、今日本紀分註の諸説、並に舊事記、古事記の説を採録する事、左の如し。日本紀の内一書の説に曰、日神素盞鳴尊と相對むかひて立て、誓て曰、若汝が心明淨して、しのぎうばはんと云意あらずば、汝がなさむ兒、必當に男ならんと宣ひおはつて、先はかせる十握劍を食し兒をなす。

瀛津島姫と名付く。又九握劍を食し兒をなす。湍津島姫と名付く。又八握劍を食し兒をなす。田心姫と名付く。凡三女神すます。下日神其うみませる所の三女神を以て、筑紫洲に降まさしむ。依て教て、汝三神は宜しく道中に降りまして、天孫を助けまつり、天孫の爲にいつかれよと宣ひき。是天照大神の御時、三女神既に宗像帝の、宗像の三社を崇め給ひ、時々奉幣使を下させ給ひけるも、この故なるべし。又一書の説に、天照大神八坂瓊の曲玉を以て、天眞名井にうけよせて、瓊の端を嚙斷て、吹出る氣いぶき噴の中になる神を、市杵島姫と名付く。是は遠瀛おきつみやにます神也。大島なり。又瓊の中をくひ斷て、吹出る氣噴の中になる神を、田心姫と名付く。是中瀛なかつみやにます神也。大島なり。又瓊の尾を食斷て、吹出る氣噴の中になる神を、湍津姫と名付く。是は海濱うづみ也。田島の社、昔は神湊の東に在。今も其趾残り。にます神也と有。又日本紀一書の説に、日神先食はつ其十握劍、化生兒瀛津姫命、亦名市杵島姫、又食はつ九握劍、化生兒湍津姫命、又食はつ八握劍、化生兒田霧姫命云々。舊事記には天照大神、素盞鳴尊のはかせる所の三劍を以、天眞名井にふりすゞぎ、さかみにかんで、吹出るいぶきの狭霧の中に、あらはれます三女の神有。十握劍の化生の神を名付て瀛津姫と云。又田心姫、又九握劍化生の神を號て、湍津島姫命と云。八握劍化生の神を號て、市杵島姫と云。瀛津島姫命は是遠瀛にをる所の神、是田心姫也。邊津島姫命は是海濱にをる所の神、是湍津姫命也。中津島姫命は是中島にをる所の神、是市杵島姫命也。又曰、田心姫命又奥津島姫と名付く。又瀛津島姫命と云。宗像奥津宮にます。是遠瀛島にます所の神也。次に市杵島姫命、又佐依姫命と云。又中津島姫命と云。宗像中津宮にます。是中島にをる所の神也。次に湍津島姫命、又多岐都姫命と名付。亦の名は邊津島姫命、宗像邊津宮に座す。是海濱にをる所の神也。古事記に曰、多記理毘賣命は胸肩の奥津宮にまします。

次に市杵島比賣命は胸形の中津宮にまします。次に田寸津比賣命は邊津宮にまします。此三柱の神は、胸肩君等がいつく三所大神是也と有。三神兄弟の次第は、右に記せり。日本紀初の説を正とすべし。三神御鎮座の所、右三部本書の説同じからず。三書の内にも又説多して、いづれが是なる事をしらす。後花園院文安元年に、大宮司氏俊三社の縁起を改書しける。其詞に曰、第一神は海淡を集て島を築、居を遠海の奥に示し給ふは、末世に至る迄、異國を降伏し給ふべきよし御誓有て、彼島に留り玉ふ。則奥の御島と號す。是日本高麗との中間也。遠瀛に居給ふ。是を田心姫と號し奉る。第二神は居を中海の奥に示し給ふ。今大島と號する是也。中瀛に居給ふ。是を湍津姫と號し奉る。第三神は居を海濱に示し給ふ。今田島と號す。是也。海濱に居給ふ。是を市杵島姫と號し奉ると書り。此縁起は末世の説にして、ふるきより據なければ、打まかせて證しがたし。況三神鎮座の地、日本紀、舊事記、古事記にもそむけり。且鎮座の時も、日本紀とあはず。いかなる傳説本有てか、かく記せしにや、いぶかし。然れども、其最初にうまれたまふ御神、遠瀛に鎮りまし、第二神中瀛に鎮りまし、第三神海濱にしづまりたまふは、諸説皆同じくて、其名に異同あるのみ。今宗像三所の神司も、ともに田心姫を第一とし、湍津姫を第二とし、市杵島姫を第三と稱して、各異なる事なし。但鎮座の次第、奥島、田島の神職のいふ所同じからず、田島の神職は、昔大宮司の時より以來、今に至て田島の宮に祭所は田心姫也、三神の次第、田心姫第一なれば、田島を第一とす、海濱の社は田圃有所に近くしづまります御神成故、田心姫と云。湍津島姫を第二とす、大島の神は天の川のほとりにまします故に、湍津姫と云、市杵島姫を第三とす、奥の島の神は日本紀に、又名は市杵島姫と云と記せり、おきつと、いちきと音相

近し、是を以奥津島にましますを、市杵島姫とすと云。また奥津島の社職は、舊事記、古事記及大宮司氏俊の縁起の説を以證として、奥津島の神を田心姫とし、第一とす。出雲より來りて鎮座し給へる神なれば、第一田心姫は先奥津宮にとどまり、次に湍津姫は大島にとどまり、次に市杵島姫は海濱にとどまり給ふ。其次第かくのごとく成べしと云。かく古書に載る所、今世傳ふる所、其説まちまちにして同じからず。社家の傳へ云處も、亦各其理あれば、今更何れを是とし、いづれを非とすべからず。然らば三神の鎮座、各いづれの時と決定しがたし。三神皆日神の御子にて、同胞はななの御事なれば、いづれもたうとぶべき御神也。故に朝廷より贈らせ給ふ神位も、皆同位也。凡兄をたふとび弟をいやしむは、常の習なれど、夫は郷黨にて齡をたつとぶの禮也。昔より弟賢にして君と成、兄不賢にして臣と成例もあれば、必姉妹の次第を以、其貴賤と長短をあらそふべからず。凡田島、大島、奥津島は、三所ともに、何も三神を一社に合祭て、各其社の主とする所を中座に崇奉る。社家には光仁天皇天應元年に神託有て、邊津宮の社内に、奥津島、中津島の兩神をも勸請して、一所に崇奉ると云傳へ侍る。又三神鎮座の始を、氏俊が縁起には、孝靈天皇四年に出雲國簸の川上より、筑紫宗像に御遷行と記せり。然れども天照大神の勅に依て、神代より已に筑紫に降臨有しこと、日本紀の文明白なれば、是を正説とすべし。他説を用べからず。但出雲國より海上を遷行有し故に、先一神は奥津島に留り給ひ、次に大島、次に海濱宮に留り玉ふは、其序かくの如く成べければ、出雲より來り玉ふ事は、さも有なん。日本紀十二卷に履中天皇五年春三月戊午朔筑紫にまします三神、宮中に顯れて宣く、何ぞ我民を奪や、吾今汝にはぢみせん。爰におゐて禱祠らず、其後皇妃薨じ玉ふ。已にして天皇神の祟りを治すして、

皇妃を亡ふことを悔て、更に其咎を求む。或者曰、車持君筑紫國にまかりて、悉くに車持部を按り、兼て充神者をこれり、必此罪ならん。天皇則車持君を喚て、以て推問たまふに、事既に實也。因て以てせめて曰、爾車持君といへ共、ほしいまゝに天子の百性を檢按れる罪一也、既に神祇に分寄る車持部を兼て奪とれる罪二也、則惡解除善解除を負て、長渚崎に出ではらへみそがしむ。既にして是に詔て曰、自今以後筑紫の車持部を掌る事を得ざれ、とて乃ち悉く收て以、更に分て三神に奉る。同十四卷に雄略天皇九年春二月甲子朔に、凡河内直香賜と采女とを遣して、胸肩の神を祠しめ玉ふ。香賜采女と既に壇所に至て、將に事を行はむとするに及て、其采女を好す。天皇聞しめして曰、神を祠て福を祈ること敬しまざるべけんや。則難波の日鷹吉士を遣して、是を誅さんとし玉ふ。時に香賜則逃亡て在らず。天皇復弓削連豐穗を遣して、普く國內を求め玉ひしに、三島郡藍原におゐて執て斬ぬ。續日本紀に仁明天皇承和九年秋七月乙未に、使を筑前國に遣して宗像神に奉幣立玉ふ、崇有に依て也。文德實錄に文德天皇嘉祥三年十月辛亥筑前國宗像神に従五位上を授給ふ。仁壽三年二月癸亥筑前國宗像神に正五位下を加へ給ふ。天安元年十月丙寅筑前國にます正四位下勳八等宗像神に正三位を授けたまふ。同二年閏二月戊午筑前國にます正四位下勳八等田心姫神、湍津姫神、市杵島姫神に、並に正三位を授けたまふ。篤信案るに、文德實錄所記去年今年兩度正三位を授け給ふこといぶかし。本書を考ふるに如此。

三代實錄に清和天皇貞觀元年正月二十七日筑前國正三位勳八等田心姫神、湍津姫神、市杵島姫神、並びに従二位をさづけらる。同十二年二月十五日勅して從五位下行主殿權助大中臣朝臣國雄をつかはして、宗像大神に奉幣したまふ。その告文にいはく。

天皇我詔旨止掛_レ長岐宗像大神乃廣_レ前申給_レ倍_レ申_レ、去年六月_レ以來、太宰府度々言上_レ須_レ良_レ久、新羅賊船二艘、筑前_レ國那珂郡乃荒津爾到來天、豐前國乃貢_レ調_レ船乃絹綿乎掠奪天逃退利、又廳樓兵庫等_レ上爾、依_レ有_レ二大鳥之恠_レト求_レ爾、隣國ノ兵革之事可在止ト申_レ利、又肥後_レ國爾地震風水之災在天、舍宅悉_レ仆_レ顛利、人民多流亡利、如此之災比古來未_レ聞止、古老等毛申止言上_レ多、然間爾陸奥_レ國又異_レ常_レ留_レ地震之災言上_レ多、自餘國々毛、又頗有_レ二件_レ災_レ止言上_レ多、傳聞_レ彼_レ新羅人波、我日本朝止久岐世時利相敵比來_レ多而今入_レ來境內_レ天、奪_レ取調物_レ利無_レ懼沮之氣、量_レ其意況_レ爾、兵寇之萌自_レ此而生加、我朝久无_レ軍旅_レ天、專忘_レ警備_レ多、兵亂之事尤可_レ慎恐_レ、然我日本朝波所謂神明之國利、神明乃助護利賜波、何乃兵寇_レ可_レ進來_レ岐、又我皇大神波、掛_レ毛長岐大帶日姫乃彼新羅人乎降伏_レ賜_レ時爾、相共_レ加_レ力倍賜天、我朝乎救賜比崇賜利、而今如此爾狎侮_レ氣色乎露_レ出_レ事乎、最毛是皇大神乃聞驚怒_レ志利賜_レ倍_レ物奈_レ、故是以、從五位下行主殿權助大中臣朝臣國雄乎差使_レ天、禮代乃大幣帛乎令_レ捧持_レ天奉_レ出_レ給布、此狀乎平_レ久_レ聞食天、假令時世乃禍亂止、上件、寇賊之事在_レ倍_レ物奈利、掛_レ毛長_レ皇大神、國內之諸神_レ太知_レ唱道岐賜_レ比、未_レ發向_レ之前爾、沮拒排却賜倍、若賊謀已熟_レ天兵船必來_レ倍_レ在波、境內爾入賜_レ波須_レ遠_レ遂爾還_レ漂沒米賜_レ比、我朝乃神國止憚_レ良_レ禮_レ來_レ留_レ故實乎澆_レ多_レ失賜_レ布、自_レ此之外爾、假令_レ止_レ、夷俘乃逆謀叛亂之事、中國乃、盜兵賊難之事、又水旱風雨之事、疫癘飢饉之事爾至_レ萬_レ天、國家乃大禍、萬姓之深憂_レ止_レ可在_レ遠_レ波皆悉未_レ然之外爾拂却銷滅之賜天、天下无_レ躁驚_レ久、國內平安爾鎮護利救助賜比、天皇朝廷乎實位无動、常磐堅磐爾、夜守晝守爾護幸倍_レ給_レ奉_レ給_レ止、恐美恐_レ美_レ毛_レ賜_レ波_レ久_レ申_レ。

三代實錄曰、陽成天皇元慶二年十二月廿四日、兵部少輔從五位下兼行伊勢權介平朝臣季長をして、宗像大神

に奉幣し給ふ。

又曰、元慶五年十月十六日、太政官處分、依請大和國城上郡從一位勳八等宗像神社、准筑前國本社、置神主、以高階真人氏人爲之、又類聚三代格日、太政官符、應充行宗像神社修理料云云、件神坐大和國城上之内、與下坐筑前國宗像郡、從一位勳八等宗像大神同神也、舊事記云、是天照大神之子也、大神勅曰、汝三神降居道中、奉助天孫、爲天孫崇祭者、今國家每有禱請、奉幣使神是其本緣也、唯筑前社有封戸神田、大和社未預封例云云。

今此二書に記せる所、從一位勳八等宗像大神と有。國史に宗像神社に從一位を授玉ふ事見え。され共右の書に記せるを見れば、其先從一位を朝廷より授玉ふ事分明也。凡此御神は神代より此國に鎮座し玉ひて、邦國の守と成、永く天孫の御すべをたすけ玉へり。是神代の卷に載る所、天照大神の勅明白也。故に古へ世々の帝、しばしば此社に勅使を立られ、禮幣を捧げ、寶物寄納し給ひ、御尊崇を極め給ふは此緣也。日本紀應神天皇の卅七年春二月。遣阿知、使主都加使主於吳、令求縫工女云々、吳王於是與工女兄媛弟媛吳織、穴織、四婦女、四十一年春二月天皇崩、是月阿知使主等自吳至筑紫、胸形大神乞工女等、故以兄媛奉於胸形大神、是則今在筑前國御使、君祖也、既而率其三婦女以至津國、及于武庫、而天皇崩之不及、即獻于鸕鷀尊、是女人等之後、今吳衣縫、蚊屋衣縫是也。舊事記曰、味鋤高彥根神妹、母奧津宮田心姫云々、古事記曰、大國王神娶坐胸形奧津宮神多紀理毘賣命、生子阿遲鉏高日子根命、次妹高比賣命、亦名下光比賣命、此之阿遲鉏高日子神者、今謂迦毛大御神者也。公事根源下卷、十一月上卯日

宗像祭、氏人是を執行ふと云へり。氏人とは宗像の君を云成べし。宗像の社他國にまします處多し。延喜式

に載侍るは、大和國城上郡登美山神社三坐、備前國二座、赤坂郡津高郡、伯耆國會見郡、下野國本川郡に在是也。又山城國葛野郡の宗像の神に、清和帝より告文をまいらせられしこと、三代實錄十八卷に見えたり。

是松尾攝社成か。又嵯峨の櫟谷にまします宗像神成か。是は式外也。又京都花山院殿の宅にまします宗像の

神あり。拾芥抄に云、近衛南東洞院、東一町、本名東一條云々、式部卿貞保親王家貞信公傳領之、住小

一條之間、號之東宮、九條殿令給外家冷泉院、此所立坊花山院傳領之、大鏡曰。忠平公貞信公なり。又小

一條太政大臣と申す。朱雀院並村上の御おちにおはしますと云々。三人の大臣達御子也の參らせ玉ふれうに、

小一條の南樹か解由小路には、石壘をぞせられたりしが、また侍るぞかし。宗像明神のおはしませば、洞院の

後の辻よりおりさせ玉ひしに、雨などの降る日のれうとぞ承りし。大かた其一町は、人まかりありかざりき。

今はあやしきものも、馬車うまぐるまにのりつゝ、みじみじとありき侍るは、昔の名残に、いと忝なくこそみ玉ふめれ。

此貞信公は宗像明神うつゝに物など申玉ひけり。我より御位高くてゐさせ玉へるなんくるしき、と申玉ひけ

れば、いと不便なる御ことかなと、神の位を申させ玉へる也。

花山院家記曰、此亭、元貞保親王の家也、清和の御子なり貞信公相傳而住西家、小一條今宗像是也時人以此亭號東宮、

貞信公讓于九條右丞相冷泉院、右丞相子承相於此亭有下立太子事、即爲御所東宮之號、世俗之詞有徵云々、

其後爲花山院御所、仍改東宮之號、又稱花山院。三代實錄第二、清和天皇貞觀元年二月晦日丙辰、筑前

從二位勳八等田心姫神、湍津姫神、市杵島姫神、並授正二位、太政大臣東一條第從二位勳八等田心姫神、

湍津姫神、市杵島姫神、並授正二位、此六社居雖異、實是同神也。今案東京一條第宅の三神宗像社は、今花山院殿宅中に小祠ある是也。時代に隨ひて、第宅の有所は替り侍れど、花山院の號はかはらず、宗像の社も、時に隨ひて遷玉ふ。花山院殿世々是を崇敬し、祭祀をつとめらる。是式外の神也。

諸神記曰、建治二年、勘文云、東一條宗像神社三座爲式外之神、而去年建治、占部兼文依勘奏子細、可預三四度官幣之由宜下畢。古宗像三社に神領多く侍り。肥前國晴氣保三百町、豊後に豆田原四十町、壹岐島樂師丸廿五町、當國には鞍手郡古物神崎四十町、芹田五十町、宗像郡西郷三百町、稻元四十町、須惠村卅町、稻光五十町、都合八百七十五町なり。是古來より定たる神領なり。かく國々所々に神領有しが、氏貞の時、亂世と成ては、宗像一郡及鞍手郡若宮三百町、又遠賀郡川の西郷を領す。然るに氏貞先祖大宮司氏俊、初て將軍足利氏に與して、兵革を事とし、神領を以私領の如くせしかば、天正十五年秀吉九州をたひらげ王ひし時、大宮司氏貞は已に其前年歿せし故、其所領悉く沒收せらる。大宮司家の領地は、元神領成る事を知給はざりし故也。其年小早川隆景國の主となり、新に貳百町の神田を寄附せらる。其時家臣井上又右衛門が證文並村付あり。此神領寄附の間凡八年。文祿三年隆景隱居して、備後國三原に移られ、其養子秀秋、當國を相續で領せらる。秀秋國政無道にして、所々の神領を沒收し、隆景の當社に附玉へる二百町の神領さへ、不殘取放さる。隆景是をかなしみ、隱居領の内、本郡河西の郷の土貢米百石を寄附せらる。河西の郷は田島の邊也。長政公此國を領し給ひて後、神社佛寺の領、何國も先例に隨ひ、進止し給ひしかば、秀秋の例に任せて、此社に神田は附玉はず。され共慶長十一年社領五十石を寄附し玉ふ。田島、大島、奥島、三所の社人、凡十三人に支

配せらる。三社の修理は、其時より以來、國主より沙汰し玉ふ。貞享四年十二月國主光之公、田島五拾石の地を寄附し玉ふ。又社領に開きし田島三十三石餘の地、是又其後田島神社造營料となる。○昔大宮司有し時、宗像三所の社人凡七拾人有。天正十三年大宮司氏貞亡び、社領減少し、秀秋社領を沒收せられて後、多くの社人俸給なければ、饑寒をまぬかれがたくして、四方に離散す。今わづかに十三人有。其俸は極て微薄也。此内十一人は田島の社職也。田島は拾人、大井村に一人有。十一人の内大宮司遠孫宗像氏三家有。此内深田氏兩人、嶺氏一人也。大島に社人二人、此内一人は中津宮に仕へ、一人は奥津宮につかふ。○田島の社人は、父母兄弟の忌の中は、別に小屋を造て、別火を炊き、百日に當る日社參す。社人にあらざる村民は、父母の忌六十日、兄弟廿日、右のつとめ期年過て社參す。社人は神事繁き故、村民より早く社參す。産婦は卅五日間社參せず。流産も同じ。其夫は七日過て社參す。婦女月のさほりある間七日別家に居、別火をたきて食す。十二日過ざれば釜の祭せず。神に參らず。大島は父母の忌五十日、別家に居て別火をたく。一周忌に至らざれば、社參せず。婦女のさわりの忌、田島の如し。○社家の説に、宗像三社に織幡、許斐をくわへて五社とす。又孔大寺を加へて六社とす。稻庭上を加へて七社と稱す。○安藝嚴島は市杵島姫を彼所に勸請す。延喜式神名帳に、安藝國佐伯郡伊都岐島神社と有。彼社緣起に、自筑前恩賀島來于此と云。

〔筑前國續風土記〕田島

村中に神社在。右に記す所の宗像三神の内、一柱の御神也。田島社職の輩は、此社を田心姫とし、第一宮と云。其事前に此神社、古は神湊の東六町、海の南一町許に在し故に、海濱宮と云。へとは海濱を云。つは助

字なり。今其地を神の幸屋敷と云。其所に今も社の地有て、いちじるし。昔の祭に用ひし土器の破たる多し。人家は無し。此所神湊と江口との間に在。神湊の境内にして、田島を去る事半里許也。清氏より四十八世の大宮司長氏、後深草院建長年中、爰に神託の告有て、田島に移奉ると云傳ふ。田島の御神社は、戌亥に向ひ、敵國降伏をあらはせり。今田島の社家所祭の神座かくのごとし。

第二左湊津姫命

第一中田心姫命

第三右市杵島姫命

凡三所の大神の社に、各三神を祭奉るといへ共、其主とする所の神を以、中座とす。田島の社人は此社を第一とし、田心姫を主とする故に、中座に祭て是を主とし、餘の二神を客とす。古へは大島、奥津島の神をも、田島村の本社の外、別宮に祭りし社有。是光仁帝天應元年、神託有りて、此所にまつると、田島の社司はいへり。然るに寛文二年兩社を本社の側に移して、大島の社は本社の南に在。澳津島の社は、本社の良の方に在。其外末社七十五社、すべて百八神、所所に在しを、此時皆本社の境内に移して、今は廿社に合せ祭る。是は別所に散在しては、昔に替り、社人數すくなければ、掃除祭禮等にもわづらはしく、いさぎよきことあたはざる故也。百鍊抄第六に、崇徳院長治二年五月廿八日、太宰府言上す、宗像社炎上の事と云り。是此御社の事にや。近衛院天養元年、宗像氏信と氏平と、當職を争ひ戦ひ、氏信打負て火を放ち、社務片脇の館をやく。其火社頭に及び、本社末社一字も残らず、忽灰燼となる。其後造營せしかども、昔に不及。年を経て

後大破に及び、將軍足利尊氏の時、大宮司氏俊興立の願に依て、公に訴へしに、尊氏の弟直義奉て、許容の下文を遣す、貞和元年に造功終て、悉く成就せり。其奇麗なる事あげて書べからず。遙に年を経て後、後土御門院文明の比より、修理も絶々に成、天文の比は、頽破に及しが、弘治三年四月廿四日内陣より火出で、神殿焼失、神體及神寶迄、一時に灰燼となる。永祿二年大宮司氏貞十五歳、近國の敵襲來の難をさけて、大島に退く。三年三月、本城に歸る。其後氏貞武功により、本領半取返す。天正四年當社再興の志有て、斧初有。同六年造營成就す。即今の本社也。同六月朔日遷宮の儀式有。此時大宮司並諸奉行連判有て、今に残れり。延寶三年に國君光之公、拜殿を改立らる。舞臺をも建立し玉ふ。又此時諸末社及一切經堂、鐘樓等をも、光之公改め作り玉ふ。鐘は天正十一年に、大宮司氏貞病氣の祈願にて、新に鑄てまいらす。其高さ龍頭の下際迄四尺四寸、口の經三尺七寸、厚五寸三歩有。大宮司家のかしはの紋有。銘は僧の作也。○昔は宗像田島の社、毎年大小神事甚多し。今は其禮絶て、古への百分の一も行れず。年中月次の祭禮の次第を、詳に記せし祭禮記一卷有。今社家に傳れり。年中祭禮記と號す。其事は繁多なれば、爰に記さず。其内神樂等のかたはし、記るし侍る。此地は都遠き邊土なれど、さすが名神の大社なれば、古へはかゝる風雅成事をも、奏しけるならし。今は誠にかゝる神事舞樂など、絶てなし。二月十六日、御神樂の次第、第三宮にて酉時に皆參。早韓神はからかみをうたふ。先人長舞ふ。次に内侍舞ふ。第二宮御前庭にてうたふ。皆前に同じ。第一宮にて神拜の次に、人長阿知女あちめ、次舞曲有。其取物は幣、杖、篠、弓、劍、鉾、杓、正木等也。次延韓神はからかみ、次志都野しとの、末次千歳、次早歌、次内侍舞、次萬歳樂、次弓立、次宮人、次行列、次徳錢子本、次由不作、末次

朝倉、本末次其駒也。五月三日競馬、次舞樂、次東舞、神官六人。八月十三日、放生會、相撲、田樂、延年、猿樂有。○此社の恒例の祭日は、八月十五日成しが、元祿八年より改て、九月朔日に祭る。神樂有。古への風雅成る神樂には非ず。許斐村の社人等勤む。又内浦村の龜石大夫と云者來りて、毎年猿樂を舞ふ。昔より龜石此事をつとむ。大宮司四十三世氏經の時、初て八月十五日に放生會を行はれ、近代迄是有しが、今は放生會はなし。○此御社の神寶、古へ朝廷よりの御寄納さばかり多く、其外勅書、繪旨、將軍家の御教書、公家武家の奉納、そくばく成しとかや。されど時々災變にかゝりて、燒失散亡せり。昔朝廷より大宮司に賜りし繪旨、所々に散在する物多し。此社には無し。又氏貞死去の後男子なし。其女子草刈太郎左衛門に嫁して、長州に行しかば、古き文書は悉く長州に携去て、今は此所に是なし。今有所は、氏貞の寄進有し歌仙有。繪は狩野古法眼が筆、歌は聖護院の御筆。卅六枚そなはれり。近き比前國主光之公よりも、歌仙一具寄進し玉ふ。内陣に納む。前繪は狩野法眼永眞筆、歌は持明院殿筆也。今拜殿に懸たる歌仙は、繪も歌も國主の家臣のかける所也。是又光之公の寄納し給へる所也。此外足利尊氏此國に下向有し時、寄進せられし鎧一領有。又何人の奉納せしにや、太刀一腰有。其外に短刀一口、黒田の臣池内氏奉納す。明應八年に大宮司氏佐の時、鐘崎の海中より上りし翁の假面一有。小早川隆景の書狀三通有。社人中に當る。其内二通は隆景朝鮮在陣の時、彼國より來る。○田島社の南に、御飯の水とて井有。清冽也。神饌を炊ぐには、必此水を用る故に、御飯の水と云。社人の曰、汚穢有者、此水を汲ば湧あがる。民家よりは汲す。此外片脇と云所に、二の清泉有。竹裏木裏と名付。是又靈泉也と云。○田島の社の御炊屋の後に、織幡の社有。鐘崎の神を爰に勸請せし成べし。○田島社人村民共に、

彦山の神に參詣する事を、古より甚禁す。彦山の山伏も、此地に入らず。彦山に參詣し、又彦山の者を此地に入れば、必災難有と、古來云傳ふ。如何なる故といふ事を知らず。今にいたりて、遊觀のためにも、彦山にゆく者なし。那珂郡上警固村、粕屋郡宇美村の里人も、彦山に參詣せずと云。宰府、箱崎も同ことなり。○田島の本社に、毎年除夕彼社人十一人年籠す。其夜神前にて、來年の年穀の豊凶を初、早潦風病、又は來年各我が身の吉凶、何事にても、うたがはしく決し難き事を占ふ。其占様は紙に其品を書、もみてつねのくじを取がごとくにす。是をためしと云。其吉凶違ふ事なし。除夕に非ずして、他時にも占ふに、又驗有。除夕尤しるし有。夜明て元日に、神前にて煎たる餅を、各食して歸る。農人も志有者は籠る。他村よりも來る。或は所願有て來り、年籠する者多し。○毎月朔日十一日、十五日、社人詣で、一時に中臣祓をよむ。隙ある時は此外にも參りよむ。又巫女一人有。昔は三人有しと云。社人のつとむる時ごとに、巫女も出て神樂をうたひまふ。月ごとに其歌かはる。

〔筑前國續風土記附録〕田嶋村

田嶋神社 神殿四間五間、拜殿三間六間、祭禮九月朔日、鳥居二基あり。此郡の惣廟也。第一第二第三の稱あり。其説は本編に詳なり。祭る所の神三坐、中殿田心姫命、左殿市杵鳴姫命、右殿湍津姫命也。

社家に傳ふる所、大宮司氏俊大嶋澳嶋の神體をさし奉りて、同殿に祭るといふ。凡神は冥々の中にましませは、誠敬に感格し給ふ理あるを辨へず、みたりに形容をもてかたるは、神道の正道にあらず。

年ごとに九月朔日の祭には、神樂、流鏝馬、猿樂、相撲あり。むかしは人長舞、早韓神、内侍舞命婦勤也などといへるくさくさの祭式ありしか、今は絶てなし。年毎に國君近臣を參らせられ、御手くらを捧げ給ふ。社

内に大嶋、澳嶋の神を祭れる社二字あり。又郡中諸所の神を祭れる社、十六祠あり。百八神本編に見えたる許に祭れといふ。神名繁多なれば、爰に誌さず。神庫、神樂殿、鐘樓、舞臺、神炊殿あり。鐘樓の傍に瓦屋あり。一切經の寫本を藏む。色定法師木像をも安置す。又阿彌陀經を彫れる石佛あり。本編に詳なり。

年毎の十一月十五日祭あり。宗像祭といふ。近村あまた所より詣て來り、まつ十四日夜、海濱ノミナト宮ナリの邊の鹽井をこり、曉に至りて、神前にさしけ、拜し畢て、神司深田兵部、日並少納言、安部掃部、力丸藏主、四家饗饌をなす。其餘の神官は、祭りにあつかからず。此事いつの比よりかありけん、詳ならず。

此社神領神寶等の事、本編に見えたり。長州草刈某か家にありし古文書、天明の年、郡吏富永氏休甚右衛門請ひこり、御社にかへし納侍る。氏休か神を敬信せる志、誠に賞すべき事にこそ。

神事祭禮を勤むる時、神司の坐列あり。爰に誌す。中座大宮司深田兵部千貫、右座深田浪江氏置擬大宮司嶺陸奥氏誠德力丸藏主守包權擬大宮司吉田主水致次權少安部掃部勝任元は大島御深田刑部氏連新座河野左座社僧日並少納言長運五郎豐福三河秀榮六郎高向佐渡秀滿殿上池浦伊豫秀貞伊五郎吉田靱負吉勝樂方僧命婦壹人あり。神樂を勤む。此外御供調進の者二人あり。權官といふ。

世間に流布せる宗像記に、大宮司氏貞より深田氏に大宮司職を授くと記すといへとも、補任の記なし。深田氏は忌子といふ。忌子は伊勢にも大小あり。齋火とも書けり。大宮司職の家號に非ず。然れば忌子の家より、大宮司の職になれるは、近き比の事なり。

命婦いにしへは三家あり。今は漸一家存せり。凡命婦の官は、いにしへ 朝廷よりまいらせられて、神宮に永代闕へからさる巫女なり。安藝國嚴嶋の明神には、内侍の官女、此御社に命婦の官女を 朝廷よりまいら

せられしは、神をいやまひ玉ふ御事なるを、神官社司左思はさるは、社實にうとしといふへし。永祿の年、大宮司より宗像郡村の社配分下知の狀、命婦が家にあり。かく大宮司定め置るも、ゆへある事也。

御飯の水本編に見ゆ。井の傍に石碑あり。元祿の比、村民中山某、崇福寺古外禪師に銘を請ふて、彫刻せり。延享四年村民瓦屋を作りて覆へり。

〔筑前國續風土記拾遺〕宗像神社

田島村に在。宗像邊津宮是也。すへて三社ます。第一宮を惣社といふ。所祭中座は田心姫命、左は湍津姫命、右は市杵島姫命。第二宮是を中殿といふ。中は湍津姫命、左は田心姫命、右は市杵島姫命。第三宮これを地主といふ。中は市杵島姫命、左は田心姫命、右は湍津姫命也。

日本書紀云、於是天照大神、乃素取素盞鳴尊十握劍、打折爲三段、濯於天真名井、齧然咀嚼而吹棄氣吹狭霧所生神、號曰田心姫、次湍津姫、次市杵島姫、凡三女矣云々。

又勅曰、其十握劍者、是素盞鳴尊物也、故三女神悉是爾兒、便授之素盞鳴尊、此則筑紫胸肩君所祭神是也。

今宗像三社に傳る所、三女神の次第、此紀の説に同し。古事記また一書の説に多しといへとも、社家の傳に合ず。今傳る所、御社の次第は、各説あり。本編に詳なり。

一書曰云々、於是日神方知素盞鳴尊固無惡意、乃日神所生三女神、令降於筑紫洲、因教之曰、汝三女神、宣降居道中、奉助天孫、而爲天孫祭也。

社記曰、三女神初室木六岳出現給、六岳ハ風土記所謂埜門山是也其後於三神興村、而神威輝給、故其所神興村云、其後三所之靈地在御遷座云々、又云、第一神者集海淡、築島居遠海之息、示盡未來際異國降伏之由、有御誓、留件ノ島給、則號息御島、是日本、與高麗中間也、是奉號田心姬、第二神者示居於中海之息、今大嶋是也、奉號湍津姬、第三神者示居海邊、今號田島是也、奉號市杵島姬命云々。

古事記曰、大國主神娶坐智形、與津宮神多紀理毘賣神、生子阿遲鉏高日子根神、次妹高比賣命、亦名、下光比賣命。

舊事紀曰、大己貴神先娶宗像奧都島神田心姬命、生一男一女、兒味鉏高彥根神、坐倭國葛上郡高嶋社云捨篠社妹

下照姬命、坐倭國葛上郡雲櫛社次娶下坐邊津宮高津姬神、生一男一女、兒都味齒八重事代主神、妹高照光姬大

神命、坐倭國葛上郡御歲社と見へたり。此裔孫の事は、神司の條に記せり。此御神功皇后の三韓を征し給ひし時、神力を加へ給へる事、

三代實錄の貞觀十二年の告文にあり。本編に出たれば、また當社の縁起に出づ。

日本紀卷十六應神天皇二十七年春二月遣阿知使主都加使主於吳、令求縫工女云々、吳王於是與工女兄媛弟媛吳織穴織四婦女、四十一年春二月天皇崩、是月阿智使主等自吳至筑紫、時智形大神乞工女等、故以兄媛奉於胸形大神、是則今在筑紫國御使君等之祖也云々。同卷十二履中天皇五年春三月戊午朔於筑紫所居三神、見于宮中言、何奪我民矣、吾今慚汝、於是禱而不祠、九月乙酉朔壬寅天皇狩于淡路島云云、癸卯有如風聲、呼於大虛曰、劍刀太子王也、亦呼之曰鳥往來羽田之汝妹者羽狹丹葬立往、亦曰狹名田蔣津之命羽狹丹葬立往、俄而使者忽來曰、皇紀薨、天皇大驚之、使命駕而歸焉云々、既

而天皇悔之、不洽神崇而亡皇妃、更求其咎、或者曰、車持君行於筑紫國、而悉校車持部、兼取

充神者、必是罪矣、天皇則喚車持君、以推問之、事既實焉、因以數之曰、爾雖車持君、縱檢校天子

之百姓罪一也。既分寄于神祇、車持部兼奪取之罪二也、則負惡解除善解除而出於長渚崎、令祓潔、

既而詔之曰、自今以後不得掌筑紫之車持部、乃悉收以更分之奉於三神、按に雄略天皇紀に、九年春二月甲子朔に、凡河内直香賜と

采女を胸方神に遣はして祀しめ給ふと見へたるは、當社の事にはあらず。攝津國豊嶋郡平尾村にある宗像神社なるべしといふ。

續日本後紀仁明天皇承和七年四月丙寅筑前國勳八等宗像神從五位下を授らる。同九年七月癸巳朔乙未遣使

於筑前國宗像神云々。奉幣緣有崇也。文德實錄嘉祥三年十月辛亥筑前國宗像神從五位上を授らる。同御

世仁壽三年二月癸亥筑前國宗像神に正五位下を授らる。同天安元年十月丙寅在筑前國正四位下勳八等宗像

神授從三位、同二年二月戊午在筑前國正四位下從三位を誤る勳八等田心姬、湍津姬、市杵島姬神、並授

正三位。三代實錄清和天皇貞觀元年正月廿七日筑前國正三位勳八等田心姬神、湍津姬神、市杵島姬神並授

從二位。同二月卅日筑前國從二位勳八等田心姬神、湍津姬神、市杵島姬神並授正二位。同紀陽成天皇元慶

二年十二月廿四日乙酉遣兵部少輔從五位下兼行伊勢權介平朝臣季長、向太宰府奉幣云々。宗像等大神以

彼府奏下有託宣云、新羅凶賊欲窺我隙、肥後國有大鳥集河水變赤等之怪也。同五年十月廿六日太政

官處分依請、大和國城上郡從一位勳八等宗像神社准筑前國本社、置神主、以高階真人氏人爲之。高

直人氏は天武天皇の皇子高市親王の後也。此皇子の御母は、宗像の君徳善王女也。御母方の祖神、故に其御裔此社の神主とし、氏人と稱するよし、類聚三代格に見へたり。此社は大和國城上郡登見山神社也。

三代格曰、太政官符應充行宗像神社修理料云々、件神坐大和國城上郡之内、與下坐筑前國宗像郡從一位

勳八等宗像大神^上同神也。舊記云、是天照大神之子也、大神勅曰、汝三神降^ニ居道中^一、奉^レ助^ニ天孫^一、爲^ニ天孫^一崇祭者、今國家每^レ有^レ禱請^下奉^ニ幣使^一此神^上、是其緣也、唯筑前社有^ニ封戸神田^一、大和社未^レ預^ニ封例^一云々、左系抄に朱雀天皇天慶中藤原純友凶亂和平之後、登^ニ座正一位勳等之階^一由、太政官符宣を載たり。社記云、三女神一所に御遷座者云々、七戸神官之第一滋光大宮司之末葉經^ニ數代^一後當氏男大宮司之時代光仁天皇御宇^{或桓武天}天應元年^{辛酉}有^ニ御託宣^一云、虚空仁聲有天云、爲^レ示^ニ吾宗大神之居^一、號^ニ始此所於^ニ宗像^一畢、早氏男之屋敷仁造^レ社、可^レ崇^レ吾、以^ニ汝開發田^一爲^ニ當社領^一、而可^レ致^ニ祭祀^一、即以^レ汝垂迹以來爲^ニ氏人^一、致^ニ子々孫々^一可^レ執^ニ行社務^一、執印者任^ニ相傳之理^一、社務者不^レ可^レ有^ニ他家之望^一、若背^ニ此旨^一者、吾必去^レ社可^レ住^ニ虚空^一矣、乃氏男驚^ニ此御音^一、即點^ニ屋敷社壇^一、以^ニ茅草茸^一之、奉^レ崇^ニ三所之神明一所之處^一仁、依^ニ光仁天皇^一叡夢之告^一、被造^ニ替嚴重之社^一以來、爲^ニ鎮護國家之靈神^一矣云々、如^ニ御託宣^一三神一所仁有^ニ御遷座^一、此則居^ニ海邊^一向^ニ異國^一事者、顯^ニ三神一躰俱躰俱用一致幽明靈德^一、盡未來際施^ニ本朝鎮護異國征伐之靈驗^一也矣。社家の説に、大神降臨の始、本社の五町斗南、宗像山^{上高宮の}の半腹^{下高宮の}地^{峯なり}に鎮座有しか、天應元年神告に依て、氏男の宅地に社を建て祀る。今の御社はなり。此時舊社の東の岡に、始て第二社を建て、大嶋の神を移し奉りて、中殿と稱す。從神地主神社あり。此岡の東の末に瀛津島神を移し奉りて地主と稱す。從神御鑑持社、正三位社、浪折社、上袴社あり。其後多くの星霜を経て、崇徳院長承二年五月廿八日宗像社炎上事を太宰府より言上有し事、百練抄に見えたり。此時社務氏房、氏信當職を争ひ、放火せしよし、社記并宗像記追考に出せり。程なく造營有しか、近衛院の天養元年に、氏信、氏平當職を争ひ、戰に及ふ。氏信戰負

て火を放ち、社務の片脇の館をやく。其火社頭におよび、本社末社一字も残らず灰燼す。其後造營有しかとも、昔に似るへくもあらず。後醍醐天皇の元徳二年十月廿一日、第二社造營あり。勘文を下さる。鎌倉奉行人の連署あり。かくて康永の頃、本社末社ともに破壊甚しかりしかは、尊氏卿是を造進あり。貞和年中に至りて、造營功竟り。此造營の時、柱立日時の勘文を直義奉りて下さる。其文に曰

筑前國宗像社造營事

日時勘文一通遣^レ之、愈速可^レ遂^ニ營作功^一之狀如^レ件

直 義 判

康永二年十二月廿九日

大 宮 司 殿

此時の營樞美麗にして、前代に勝れりとかや。其後後圓融帝の永和元年六月假殿造營の御教書并日時勘文を義滿將軍より下さる。探題は今川貞世入道了俊也。また明徳三年四月にも造營すへきよし、了俊の下知狀有。かく度々將軍家より沙汰あり。應仁の亂後は修理もおろそかにて、社頭大に荒廢せり。爰に弘治三年四月廿四日子刻内陳より火出て、神體を始奉り、數多の神寶、一時に灰燼となる。此炎上の前年十月三日子刻、第一宮の御託宣、御詠哥さまくあり。上下怪み思ふ所に、此災變有しかは、かく御社のおとろへ給ふへき前表とは、後にて思ひ合ける。大宮司氏貞深く是を歎き、造營の思ひ切なりといへとも、やもすれば隣敵領内を侵しける故に、大營成かたく、空く三ヶ年の星霜を送らる。こゝに永録二年己未九月廿四日、麻生鎮氏

大友の兵をかたらひ、數万騎にて宗像に押寄ける。大敵防かたく、一旦敵の銳氣を避へしとて、氏貞士卒を率て、大島に籠られしかは、鎮氏は許斐城に取こもりて、郡内を鎮んとす。翌三年庚申三月、大嶋の兵押寄て、城を乗取、鎮氏を討取る。かくて世の中暫靜なるやう也しかは、同七年五月三社の神躰を彫刻し奉らる。尊神三體 從神六體京師の大工深田次郎左衛門といふ者、父子三人にて彫刻し奉る。同十一月造功終りしかは、頓て工匠を召集て、假殿造立せられんとせしに、莫大の用脚なれば、亂世のみきり其功半にして、調ひ難かりし故、氏貞爲方なく思ひ煩ひておはせし折から、或夜の夢中に、神明の現し給ふとおほへて、

唐土より寄來る舟を待やらて

何歎くらむ心つくしに

と告玉ひて、夢は覺にける。いとふしきに思ひ居られし折しも、昨夜の風に、山の如くなる大船一艘、江口浦に漂着せしよしを註進せり。やかて檢使を差て、船中を點檢せしめらるゝに、明國へ遣されし商船の、歸朝の船なりける。其荷物赤白の糸木綿、其外種々の重寶あり。是を神物として、造營の財に宛つ。此時大友毛利和睦の扱として、京より聖護院御門主、長門に御下り有し折なれば、御門主此事を傳聞玉ひて、件の荷物の内、過半は大樹家被官の面々の私財なれば、歸すへきよし、度々仰有しかとも、葦屋津新宮湊の間の寄物は、古來より宗像社の修理料に宛るよしの綸旨御教書等を以て、具に申上られしかは、其儀に及はず、社物に附せられける。是に依て同年十一月十五日に、假殿に移奉り、やかて御本社の造營有へき所に、永錄十一年八月大友の軍兵數万、宗像に亂入して、寺院を燒拂ひ、民家を追捕し、同十二月十日岳山城下に陣を張

て、日々挑戦けれとも、城兵よく防ける故、寄手も攻あぐんで、和睦の扱ひになり、漸く世上も靜なりければ、九年の星霜を経て、天正四年造營の斧始有。同六年五月に成就し、同六月朔日遷宮あり。此時の造營の始末、置札に記して、今に神殿に在。此たひの造建、亂世には等閑ならさる大營也。其後興雲公の御時、神殿を修葺し給ひ、つゝきて國君世々に修造し給ふ。然れとも本社は今に至りて改造なし。氏貞朝臣天正六年に、本社はかたの如く造立せられしかとも、拜殿樓門已下、祭祀を行ふ殿舎末社等は、舊貫に復するに及ばず。いく程なく氏貞も逝去せられ、社領もなく成しかは、道路を鎖す荆棘をも拂ふ人なく、軒端に繁きしのふ草生増りてければ、燒残りたりし諸殿も、此時多く廢絶して、其跡をもとめすなり行ける。かくて天正十五年當國をば小早川隆景領し給ひて、同十八年あらたに拜殿を造進し、文祿二年六月本社の家上をも修葺せらる。此時遷宮の用途を社納ありし名島の宰臣の連署今にあり。其後慶長五年の冬、當國をば興雲公領し給ひて、元和七年辛酉七月に本社の修葺あり。慶安三年庚寅高樹公木鳥居を造進し給へり。此鳥居古來より有しが、慶長四年八月の大風に顛倒せしかは、社家中として改造しけるか、これまた去年八月の大風に損しける。故に此たひ國君より造たし玉へり。其後元祿十五年に至りて、此鳥居破損せしかは、此時より石の鳥居に改め作らる。今の鳥居是なり。また此時に御池の板橋貳ヶ所、并に第二第三の社上高宮をも造立し給へり。寛文七年丁未六月始て社前に猿樂の舞臺を造進し給ふ。延寶三年乙卯江籠公命有て、末社并拜殿、御供所、舞臺、渡殿、一切經堂、鐘樓、板橋等の破壊を修補せられ、廢絶したりし末社を、社内に移して、新に二十社再興して、七十五社の神、百八神を合祠し給へり。今に至りて然り。其二十社は末に委しく記せり。

○當社古來よりの神領は、肥前國晴氣三百町、豊前國大豆俵四十町、壹岐嶋藥師丸二十町、當國古物神崎四

十町、西郷三百町、稻元四十町、須惠村三十町、芹田五十町、已上八百二十町也。本編には薬師丸二十五町、
八百七十五町也。こいへとも、此外に猶あまた所有之よし、鎌倉頃の文書に見えたり。其後は世の中騒かしかり
とも見へたり。しかは、世々に増減有しなるへし。中古當社は八條女院の御領として、宗像氏信子々孫々大宮司職を相傳領
掌せり。本家次第は

鳥羽院 人皇七十三代堀河院第一皇子、御母は贈皇太后茨子、御諱宗仁。美福門院 鳥羽院の女御、近衛院の母后也。號藤
大治四年白河院崩去の後は、院中にて天下の政を執給へり。

八條女院 鳥羽院の皇女也。御母は美福川院、號暁子内親王、准三后二 修明門院 後鳥羽院の后順德院の母后、號藤
條院の御養母なり。后を經ずして院號を稱せらるゝ始也。

院 後嵯峨院后、後深草院龜山院の母后、號藤 龜山院 八十九代也。後嵯峨院第六皇
院 原始子、西園寺太政大臣實氏公女なり。

廳の御下文を賜り、同氏實永曆元年美福院廳御下文を賜ひ、次第相承依違なき處に、平家入道太政大臣家の
時、越中前司盛俊、權威を以て當社を押領す。其後源平合戦出來しかは、氏實源氏の御方に參し、忠勤を抽
出ける。宗像社平家の没官領なりしかとも、鎌倉右大將家これを賞し給ひて、氏實に本の如く安堵せしめら
れ、且守護使の入部を停止し、檢斷職を給ひ、地頭檢斷の職を大宮司に付せらるゝよし命せられ、且一事以
上社務執行すへきよし、八條女院廳の御下文を給へり。其子氏國、同廳の御下文并鎌倉右大臣家及二位尼御
前の御下知狀を賜り、領知せし處に、三浦若狹前司泰村預所職に補任し、社家領を濫妨せしむるによりて、
氏國か甥氏業、鎌倉に赴き、事の由を愁訴し、氏業泰村と對決を遂しかとも、氏業利運を得ず、空しく月日
を送る所に、泰村か謀叛露顯し、追討せられ、氏業彼戰場に馳向ふ。遂に三浦滅亡せしかは、愁訴のおもむ
き證文の道理に任せられ、關東の御教書に富小路太政大臣家の御裁許を得て、社家に領掌せり。此事建長八
年大宮院廳

御下文に審に 見えたり。其後後醍醐天皇の御世に、八條院の御領號を止られ、一圓社家に管領すべきよし、御繪旨を賜
はる。其文曰、
筑前國宗像社所被止 八條院御領號也、此上者不可及本家年貢沙汰、社家可致管領者、天氣
如此、悉之以狀
建武元年十一月十一日
少 納 言
宗像社大宮司殿
此繪旨は本社に傳はらざりしを、紀前國佐賀富商武富市左衛門といふ者、持傳へたるを、寶永七年六月具原篤信、武富
より請得て、當社に奉納して、社家に在しか、寛政年中に不意に盜賊に奪とられて、今は當社になし。○中編二二
三頁參照

建武三年三月尊氏卿、京都を没落して、宗像に下向有し時、大宮司氏範、其子氏俊、御方に參して、無二の
忠勤有しかは、所領も先代に倍して、此時よりひたすら武家の如くなりける。其後後土御門院明應七年の
頃より、中國の大内義興と、豊後の大友政親と不和にして、九國の内大内方大友方と分れ争ひける時、宗像
興氏、同氏佐、當職を争ひ、大内方豊後方と引分れ、明應より永正迄靜ならず。永正三年正氏職を繼て、漸
治平になりける。此時より武家領は大内家より支配ありて、正氏は古代よりの神領を領せられけるか、七
十九代氏貞に至りて、武勇を以て最前の武家領も、大かた伐り取り、宗像一郡の上に、遠賀川より西千町、
鞍手郡の内若宮三百町を領せられしが、天正十五年豊臣關白征西の時に、前年氏貞卒して男子なく、其家終
に斷絶しければ、いにしへの社家領武家領ともに、一圓に沒收して、當國を小早川隆景卿に賜り、神代以來

退轉なかりし神領を、此時終に私領の内にこめられける。然るに隆景卿より河西郷曲村、怒山村にて、田島貳百三町六段寄附し給へり。此時小早川家の宰臣井上又右衛門、鶴飼新左衛門、桂宮内少輔三人の連署今にあり。天正十五年丁亥十一月十二日とあり。其後秀秋卿社領悉く没收せらる。慶長十一年に至りて、興雲公より當村の内にて、五拾石の地をあらたに寄附し給へり。○中編二八 九頁参照かくて貞享五年御社の廻りの沼を埋め、佃をなせしをは、直に神領に寄給ふ。○中編二九 二頁参照前後の御寄附地合百參拾參石餘を以て、田嶋大嶋沖島三所の社人に支配し給ふ。○中編二九 二頁参照其後沖津宮中津宮は別に祭料寄附し給ひしによりて、此配分今は除かれり。

○當社の神祭は、神代に天照大神、三柱姫大神に勅して、汝三女神者、宜下降居道中奉助天孫而爲天孫一祭也と詔給ひしより、代々の天子勅命を下して、齋祀し給ふ。古來尤重き神祭也。續日本紀卷十聖武天皇神龜五年四月乙丑筑前國宗像郡大領外從七位上宗像朝臣鳥鷹奏下可供奉神齋之狀と、授外從五位下、賜物有數と見へたり。されは一條兼良公の公事根源にも、十一月上卯日、宗像祭、氏人これを取行ふとされる。しかれば霜月上卯日の祭を、當社第一の重き事也けらし。應安八年の御神事次第には、十一月十六日御神樂、二月同と見へたり。今は此日にかたはかりの祭をなす。いにしへ年中の祭祀九千四百六十八度有しよし、古記に見へたり。御神事次第記には、五千九百餘度を載す。中にも正月一日大御神事有。七日青馬節會神事。白馬は河東、河西、奴山、東郷、宮地、在自、勝浦より各一疋出す。是を撰みて二疋を諸社に引。八日御占の神事有。壹岐對馬の占部兩人、當年中の吉凶を占ふ。同十五日步射有。踏歌あり。社を三度廻る。舞師千秋万歳を申。輪持は小預、皮籠持は職事の役、笛拍子をもち舞て入る。踏歌間に有歌

千早振テイイチ第一の宮のゆふたすき

かけてののちはたのしかりけり

上高宮下高宮、第二第三宮、御廟院、政所社等の式是に同じ。古代は朝廷に踏哥節會有。世々二の記録に多く見へたり。二月二日猿樂あり。同十六日御神樂あり。十一月十五日もこれに同じ。其次第三宮西時人長一本歌付歌二末歌付歌二八人女八ハハ笛、箏樂。和琴、早韓神、人長八神女舞、第二宮事早韓神御前ノ庭ニテ謠。人長八人女拜殿ニテ舞フ。第一宮事先織幡ニテ早韓神人長八人女舞。御神樂行樣一先御神拜瓶子次人長申秘事、庭火ニハ中座ニテ先笛、次箏樂、次琴、次寄合、次本歌、次未歌、次阿知女作法、次九種、取物榊本末、幣本末、杖本末、篠本末、弓本末、劔本末、鉾本末、抄、葛九種、取物如此。次近韓神本末、早韓神本末、人長八人女舞志都野本末、千歳本末、早歌本末、八人吉々利本末、徳錢本末、由不作本末、朝倉本末、人長八人女舞其駒本末、漆田本末、篠波本末、弓立本末、宮人本末、歌次第如此。又大祭とて春夏秋三度の祭あり。大祭後奥御島渡なり。四月十八日臨時祭、五月三日小五月會、試樂、競馬、流鏝馬、舞樂、東舞等あり。同五日五社神輿濱殿神幸、六月晦日和儺被大神事、三所神輿御前の濱に神幸有。七月十五日御祭會大神事有舞、相撲あり。八月朔日御内試樂。同十三日放生會市渡神事、有衣替、有饗膳、有舞樂相撲、風流田樂延年あり。同十四日五社神輿御幸、放生會大神事、風流田樂延年あり。同十五日船鬪神事、五社神輿船五艘舞樂相撲あり。九月九日大神事、舞樂、御神樂、東舞、流鏝馬、相撲あり。同十五日大祭神事、十一月十六日御神樂大神事、十二月八女神事、又毎月朔幣望祭神事廿四度、長日御供年中三百六十度等、悉く擧るに暇あらず。此外末社

の神事等まで、神秘古實さまゞ也。是神代に天照大神の神勅によりて、皇孫の世々に奉崇し給ふ名祠なれば、神わざのかく事繁かりしも諸なり。此郡をむかし神郡と云ひたりしも、かゝる事によるなるへし。豊臣關白の神領悉く没收し給ひたる後は、かゝる神事も絶果、神人氏人も所を去て、時々に参加する人も稀也しかども、隆景卿神領をよせ、祭祀をも興し給ひしかは、やゝ古に立かへるやうなりけるか、幾程なく秀秋公没收し給ひしかは、終に古き神事の儀式、一つも残らず断絶せり。今は九月朔日を恒例の大祭として、國君使を差て、御幣を參らせらる。又江龍公より延寶三年猿樂の舞臺を、あらたに建立あり。依て此日に猿樂有。流鏑馬有。又毎年正月五月九月には、使を奉りて奉幣有。又十一月十五日祭有。是古へ宗像祭の残れる也。凡年中三十六度かたはかりの祭禮を行ふ。

末社に關して續風土記拾遺に記せる文左の如し。

〔筑前國續風土記拾遺〕

凡百八神を七十五社に祠れり。其修理料は東は蘆屋津、西は新宮湊までの間、海邊漂倒の船の寄物以て、進止すべきよし定らる。其後寛喜の頃、當郡曲村の田地四拾町を以て、修理料に宛らるゝよしの繪旨并下文此勅書等は鐘崎浦等は今に當社にあり。○中編一五 五頁參照 かゝれば當社の末社は、餘社に混すへからず。建武元年北條家滅亡の亂によりて、天下騒動せし時、狼籍の惡黨等、曲村を濫妨せしかは、其由社官等都以訴出しかは、雜訴決斷所の牒を賜りて、狼籍を停止せられける。其文曰、

雜訴決斷所 牒

筑前國宗像社

右如彼社解者、當國宗像庄内曲村者、末社七十五社修理新所重色無雙之地也、而天下騒亂之刻、惡黨人等、致濫妨狼籍之間、勒子細就經奏聞、當知行不可有相違之由、去年九月十七日被成下繪旨之處、猶以不叙用致狼籍云々、爲事實者、太不可然、早止彼濫妨、任先度繪旨、全所務可專神用、此上猶令違犯者、爲被處罪科、可注進交名者、以牒。

建武元年三月廿日

西市正中原朝臣判
右中辨藤原朝臣判

曲村の文書、此外數通あり、茲に略す。延寶三年江龍公廢たるを再興し給ひてより、今に現在の末社左の如し。

- 壹 (大神大明神、河上社、五位社) 貳 (貴船社、犬王丸社、四道明神) 參 (津加計志社、四道福松社、遠賀櫻社)
- 四 (正三位社、草上社、四道社、禊) 五 (和哥明神、山口若宮、勝浦明神、年) 六 (竜主社、止々社、年所社、孔)
- 七 (國連明神、荒神社、渡津社、柳) 八 (浪折明神、和哥明神、國玉明神) 九 (宮田若宮、室貴若宮、許斐權)
- 本若) 十 (政所社、朝拜社、風車社、息) 十一 (藤宮明神、岡塚明神、榑崎明神) 十二 (稻庭上明神、宮地岳)
- 明神、土穴若) 十三 (妙見社、荒熊社、山部社) 十四 (千得下符社、北崎明神、須田明神) 十五 (祇園三社、縫)
- 宮、森明神) 十六 (板幡明神、飯豐社、御靈明神) 十七 (牧口社、年毛明神、濱宮明神) 十八 (御鎗)
- 若宮、酒田明神、伊) 十六 (板幡明神、飯豐社、御靈明神) 十七 (牧口社、年毛明神、濱宮明神) 十八 (御鎗)
- 久志明神、示現明神) 十六 (板幡明神、飯豐社、御靈明神) 十七 (牧口社、年毛明神、濱宮明神) 十八 (御鎗)
- 伊摩社、酒井明神、池田若) 十六 (板幡明神、飯豐社、御靈明神) 十七 (牧口社、年毛明神、濱宮明神) 十八 (御鎗)
- 宮、飯盛小盛社、湯濟殿社)

神社帳に載する境内末社左の如し。

〔神社帳〕

- 一境内末社第二神社 祭神 田心姫命 湍津姫命 市杵島姫命
- 一同第三神社 祭神 田心姫命 市杵島姫命 湍津姫命
- 一同大神神社 祭神 大神大神 河上大神 五位大神 只下大神 御衣代大神 津田大神
- 一同貴船神社 祭神 貴船大神 犬王丸大神 四道大神 小野井大神 息直大神 原比女大神
- 一同津加計志神社 祭神 津加計志大神 四道福松大神 祓方遠賀塚大神 山口御口代大神 須多田大神
- 加津浦大神

- 一同正三位神社 祭神 正三位大神 草上大神 四道大神 蕨和大神 御船漕大神 天宮金宮大神
- 一同和加神社 祭神 和加大神 山口若宮大神 勝浦大神 年津兩上大神 酒多大神 前戸大神
- 一同孔大寺神社 祭神 孔大寺大神 所主大神 龍王大神 止々大神 年所大神 祝詞大神
- 一同國連神社 祭神 國連大神 荒大神 渡津大神 柳牟田大神 蛭田若宮大神 人見大神
- 一同浪折神社 祭神 浪折大神 年津久大神 大井大神 飯盛大神 和歌大神 國玉大神
- 一同宮田若宮大神 祭神 宮田若宮大神 室貴若大神 許斐大神 辻原若宮大神 十所大神 本木若宮大神
- 一同政所神社 祭神 政所大神 朝拜大神 風隼大神 息送大神 九日大神 息正三位大神
- 一同藤宮神社 祭神 藤宮大神 岡塚大神 楯崎大神 上高宮大神 上袴大神 山下大神

- 一同稻庭上神社 祭神 稻庭上大神 宮地岳大神 與里岳大神 吹浦大神 土穴大神 森大神
- 一同妙見神社 祭神 妙見大神 荒熊大神 山部大神 御竈大神 山師大神 君達大神
- 一同千得下府神社 祭神 千得下府大神 北崎四所大神 須田大神 地主大神 嚴島大神 下高宮大神
- 一同須賀神社 祭神 須賀大神 縫殿大神 内浦大神 酒田大神 伊久志大神 示現大神
- 一同織幡神社 祭神 織幡大神 飯豐大神 御靈大神 祓方大神 葦木大神 山手大神
- 一同牧口神社 祭神 牧口大神 年毛大神 濱宮大神 西塔田大神 池浦山王大神 久米大神
- 一同御鎰持神社 祭神 御鎰持大神 伊摩大神 酒井大神 池田若宮大神 飯盛小盛大神 湯濟殿大神
- 一同二柱神社 祭神 伊邪那岐命 伊邪那美命
- 一同松尾神社 祭神 大山咋神 若山咋神 市杵島姫命
- 一同百大神社 祭神 住吉三柱神

宗像神社は明治四年六月國幣中社、明治十八年四月二十七日に官幣中社、明治三十四年七月十八日に官幣大社とせらる。

邊津宮本殿（五間社流造屋根檜皮葺）、及拜殿（桁行六間、梁間一間、單層屋根切妻造柿葺）は、明治四十年五月二十七日國寶建造物に指定せらる。又本社石造狛犬（建仁元年施入の背銘あり）及木造狛犬は明治三十七年二月十八日に、經石（正面阿彌陀如來像、背面阿彌陀經）は明治三十九年四月十四日國寶に指定せらる。

〔福岡縣地理全誌〕 國幣中社兼第 四區大區鄉村社 宗像神社邊津宮

村ノ北上殿ニアリテ、神殿ハ西北ニ向ヘリ。従前此郡ノ總社ニテ、一村ノ産神ナリ。明治五年壬申國幣中社ニ列セラレ、一郡ノ郷社兼攝、同六年癸酉一郡ノ村社ヲモ兼攝セラル。是ニ依テ従前村社ハ皆當社ノ攝社トシ、攝社ハ皆末社トス。鐘崎村織幡神社ノミハ、宗像三社ノ第一宮ニテ、總社ト稱ス。舊ニ仍テ村社ナリ。

宗像神社 中津宮

大嶋にあり。

〔筑前國續風土記〕 大嶋

此島に宗像の神一社おはします。日本紀神代卷上に、中瀛つみやと云へるは、此島の神社也。中津宮と云るは、おきの島、へつの宮の中にあれば也。此神の御事は、前の三社の所にするせり。社は巽の方に向へり。田島の方なり。神前石階の下に、石の鳥居有。石階の高き四五間を上る。年中十餘度の祭有。本祭は九月十二日也。末社七十五區、末社の神名百八神、今は十八社に合祭る。社家の祭る所神位如斯。是湍津姫を主とす。

左第一 田心姫命

中第二 湍津姫命

右第三 市杵島姫命

此神職一人有。其家を二の甲斐と云。河野氏也。此外權官五人、命婦二人、預二人あり。毎月朔望に御供を

そなへ、神樂を奏す。此島にても、元日の御供を以て、村民一年の吉凶をうらなふ。必驗ありと云。○湍津姫に仕ふる婦人、其職をつとむる間は、月のさはりなし。今にかくのごとしとぞ。

〔筑前國續風土記附録〕 大嶋村

大嶋神社神方二間、拜殿二間三間、石鳥居 中西の北高き所にあり。産神也。祭る處湍津姫命、田心姫命、市杵嶋姫命なり。中津宮といふ。末社十字。本編に末社百八神を十八社に合せ祭れりと見ゆ。今は其神號詳ならず。社家に傳ふる七十五社に祭りし社號は餘編に記せり。 御炊屋、通夜堂、神池あり。その傍に天の川流る。川より北高き所に牽牛社あり。南に織女社あり。天の川の上流谷間に、清水の出る所あり。御手洗といふ。神饌を炊くに汲用ゆ。皆本編に詳なり。尙此社の事は縁起寶永元年 貝原篤信撰へにも見えたり。

〔筑前國續風土記拾遺〕 中津宮

中西といふ所の上にあり。海に臨めり。神代卷に中瀛と有は、此御社なり。所祭は中殿に湍津姫命、左殿に田心姫命、右殿に市杵嶋姫命ます。末社十字、本社の左右に在て、七十六神を合せ祭る。渡殿、拜殿、御炊屋、通夜堂あり。磴道の下に神池あり。石橋を架せり。石鳥居あり。其側に天の川あり。流れて海に入る。左右の岸上に牽牛織女の二社あり。此社の事、石見女髓腦并榮雅抄等に見へたり。本編に委しければ、茲に贅せず。天上の天安川に擬して 名付たるなるへし。 此川上谷間に、神饌に炊くに汲用る泉有。御手洗といふ。此邊の岸に窟多し。いにしへ金を堀し穴也といふ。此大神鎮座の事は、邊津宮の條にいへり。今の神殿は永祿九年丙寅十二月大宮司氏貞造營せらる。棟札有。背に造營の始終を記せり。渡殿拜殿は 江龍公造進し給へり。神寶に御劍一

振、唐鏡一面、靈源公寄附し給ふ。又貝原篤信所撰の縁起一軸有。寛延年中に 功崇公山林三千坪を寄給ひ、享保十四年始て祭禮料を寄進有。九月十二日恒例の祭禮あり。當神の神職を二ノ甲斐といふ。河野氏也。

宗像神社沖津宮

大嶋村字沖島にあり。

〔筑前國續風土記〕 澳津島俗に此島をおきの島と云。神をおきの御神と云。

此神の神名の事、右に記せり。澳津島の社人は、舊事記、古事記及大宮司氏俊縁起の説に於て、此島の神を田心姫とし、第一宮とす。故に中を田心姫とし、左を市杵島姫とし、右を湍津姫とす、今田島の社家、田島の別所に祭所の澳津島の神座の列は、中を市杵島姫とし、左を田心姫とし、右を湍津姫とす。此島は大島より乾の方に當り、其間四十八里といへども、日長き時、朝早く舟を出し、風波なければ暮前に着。然ば二十里餘有べしと云。島の廻り一里有。社は西南に向て、山の麓平地の高き所に立り。今の神殿方九尺、又拜殿有。末社古へは凡七十五。今は合せて十五區とす。祭所の神名百八神有。海邊より社迄其間百五十間、路さかしからず、漸上る。春三月冬十月、兩度祭有。昔大宮司有し時は、秋も祭有しが、近世は秋を略して祭らず。風烈敷吹ば、波荒き故、渡る事あたはず。故に祭日は定らず。社人は唯一人、大島に在。其家を一甲斐と云。河野氏と稱す。社人此島に着たる日より、毎日潔齋して、第八日に當る日祭る。兼て魚を釣て神膳に備ふ。魚を得ざれば、祭を延る。寛永十六年より以來、國守より島守を置給ふ。足輕三人、水主四人、大



島より役夫二人、凡九人かはるゝ來る。五十日を以て限とす。送り舟は大島より二艘出ず。島に常住人なし。初て此島に來る人は、先海水に浴し、正三位の社に參り、七日の間毎日一度海水を浴し、第八日に本社に詣づ。足輕水主も同じ。島山高し。其峯三有。いと高きを一の岳と云。其次二の岳、其次白だけ、皆岩山也。一の岳も粕屋郡立花山よりひきし。凡此島山の形状、風景うるはしくして、奇異なる事、他邦においていまだ見ざる所也と云。遠く俗塵を離れたる佳境也。岩そびえ、木茂り、島の廻り皆大岩也。本社の後左右にも大岩有。見上る計也。山中雜木大竹多し。松なし。岩間より大竹生出たり。山上より對島、朝鮮見ゆ。東の崎よりは、長崎見ゆ。田圃は少もなし。大島、金崎、初浦の漁夫、春夏秋の間來りて漁す。其外他方よりは、來り漁することならず。凡此神の威靈をば、衆人甚恐る。靈驗昔よりしばしば多きよし、語り傳ふ。此島にて忌詞多し。常の詞はけがれ也と云。僧尼、山伏、女人、牛、馬鹿鼠杯は皆別名有。祭時御饌に備へし御飯を、後の祭禮の時徹す。其時御飯の變によりて、世の吉凶を占ふ。昔より三神の御前、一神に各三饌、すべて九饌を備へ奉るに、各其人に屬したるためし有て、天子、將軍、國主、國の大夫、社人の自身、或諸社家の事に應ず。世に變災なき時は、替る事なし。其變災有べき時は、其人に當りたる御饌の御飯に變災有。御飯すべて禿の髪のごとく、小兒の黒髪のうるはしくおひこゝのへるが如し。或は海藻の如く、或は黒く腐りて、手に取ば忽くだけ消ぬ。さまざま變有。其變恠有を見て、其應する所の人の凶をしる。昔より此ためし違ふ事なく、必しるし有と云。○此島の竹木土石など取來る事、神のをしみ給ひて、必災となる由いひて甚恐る。猥りに島の物をむさばり取てあらさば、誠に神の崇り有べし。但正神は俗のいへることくに、鄙吝

成ことは有べからず。

〔筑前國續風土記附録〕奥嶋

奥嶋神社 神殿方九尺、拜殿一間半、二間祭禮四月十三日、十一月十三日、奉祀河野信濃守。信濃元田嶋社人中也。寶曆の年除かれりといふ。

祭る所三座、市杵嶋姫命、田心姫命、湍津姫命なり。瀛津宮といふ。神座の列本篇に違へり。今社家の祭る所を誌せり。縁起一軸あり。元祿年中貝原常春撰へり。

〔筑前國續風土記拾遺〕沖津島

此島すへて一大磐石也。唯南方にのみ麓より腰まで土ありて沃壤也。竹樹鬱蒼たり。茂林の中に奇巖鼎立せり。その間に御社あり。神殿、拜殿、渡殿あり。末社三字十五屏 百八神を合せ祀る。また天照大神宮あり。御前十五から堀あり。其側の大崙に窟有。御寶藏といふ。坂路數町を下りて、木鳥居有。御供所有。此所を高と云。其海に臨みたる岸上に、正三位荒船社あり。神體はいつれも鏡を齋き祭る。又惠比須社あり。神主は大嶋に在て、例年四月十一月の祭に渡海す。其家を一ノ甲斐といふ。いにしへ大宮司の盛なりし時より、此御社の御灯職也。高崇公享保十六年新に祭料を寄給へり。また鳳陽公より新に六十六石餘の神領を寄給ふ。是より以前は田嶋社の神領を配分して、社家も彼社に隸せり。此時より田嶋を離れて、別社の如くなれり。國君代々此御社を尊崇し給ひて、神寶等あまた捧給へり。高樹公金幣其外種々の神寶を造りて籠給ひ、又 鳳陽公も宗近の太刀長二尺二寸八分 敬徳公また當國君よりも御太刀、御弓等を奉納し給へり。縁起一局あり。貝原篤信撰めり。此外神寶あまたあり。

第二節 縣 社

八 所 神 社

吉武村大字吉留字宮尾にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 泥土煮尊、沙土煮尊、大戸道尊、大苦邊尊、面足尊、惶根尊、伊弉諾尊、伊弉冊尊
一、由緒 神武天皇天業ヲ恢弘セント、日向國ヨリ舟師ヲ帥ヒテ、東征シ給フ時、遠賀ノ郡岡ノ湊ニ少焉ク蹕ヲ駐メ、當郡蔦岳ニ到給フニ、當社ノ神、赤馬ニ乘リ、形ヲ顯シテ、人民ヲ指揮シ、皇軍ニ從ハシメ、永ク當地ノ守護神タルベシト誓ヒ給フ。則チ其所ヲ名付テ、赤馬ト云。又清淨ナル地ニ鎮リ座ントテ、吉キ所ニ留リ給フ。故ニ吉留ト云ヘリ。舊、社殿造立ノ時ハ、是ヨリ西北ナル鶴鶴山ノ麓ニ鎮座有ケルヲ、天武天皇白鳳二年神託ニ由リテ、今ノ地ニ遷スト云ヘリ。人皇廿二代安康天皇ノ朝、當社ノ神、靈驗ヲ顯ハシ給フコト著明ナル故、天皇勅使中臣朝臣利盛ヲ下シ、當宮ヲ祭り給フ。幣使二松ヲ裁テ標トシ給フ。枝葉繁茂、今ニ至テ其松存ス。時人號シテ安康ノ松ト稱ス。人皇五十代桓武天皇ノ時、橘逸勢遣唐使ニ屬シ、當國ニ下リ、午ノ日航海ノ安全ヲ祈リシ故、午ノ日祭始ルト云。サレハ古ヘハ大社ニシテ、神領モ多ク、社職廿一人ナリシコト、古記ニ見ヘタリ。目下存保スル處ノ額ハ、小野道風八所宮三字ヲ書シタルハ、

天曆年間也トアリ。然ルニ世ノ亂離ヲ歴テ、漸ク衰敗セシモ、猶天文ノ棟札ニ、社人五家八乙女等ノ姓名ヲ記シ、且ツ敷地十一ヶ村ノ村名ヲ記セリ。又宗像大宮司分限帳ニ、田地二町三反、赤間庄八所宮社領ト見ユ。該神田ハ天正十五年豊臣秀吉、筑前下向ノ際、没收ス。然ルニ當社昔時武將ノ信仰頗ル厚カリシガ故ニ、小早川隆景筑前國主トナリシ際、親シク參詣アリテ、太刀一振、幕一聯、御饌田二反五畝歩、奉納アリシコトハ、正シク古文書ノ存スル處ナリ。且舊筑州藩主黒田家ニ於テモ、代々尊信、自身參拜アリシコト數次ナリ。然シテ阿計郷十一ヶ村總鎮守氏神タリシ故、維新ノ今日ニ達シ、舊敷地各村ニ於テ、猶依米ヲ献納シ、又ハ例祭神幸ニ供奉スルアリ。明治五年十一月三日村社ニ定ラル。明治四十二年三月六日郷社ニ昇格許可、大祭九月十九日、小祭二月十日、十一月十日。昭和九年九月二十二日縣社加列、昭和九年十月九日神饌幣帛料供進指定。

一、境内神社六社

- 八幡神社 祭神 應神天皇 由緒 往古ヨリ村民信仰ニヨツテ勸談スト云。其後明治七年十月社殿再建
- 稻荷神社 祭神 蒼魂神 由緒 往古ヨリ人民信仰ニヨリ勸請スト云。
- 大歳神社 祭神 大年神 由緒 不詳
- 菅原神社 祭神 菅原道眞 由緒 不詳
- 貴船神社 祭神 閻魔神 由緒 不詳
- 須賀神社 祭神 素戔鳴命 由緒 不詳

〔筑前國續風土記〕吉留村八所大明神

惶根尊を正殿とす。泥土養尊以下の七神を以相殿とす。すべて八神也。縁起有。赤間の邊すべて十村の土地神也。昔は御旅所に神幸有。今はしからず。

〔筑前國續風土記附録〕吉留村

八所宮 ミヤノヲ 神殿五尺間三間社、拜殿三間四間、祭禮九月十九日、鳥居一基、奉祀位賀相模並安座上要人、安部主膳、宮本壹岐、野口大和、野口織江

本編に出たり。祭る所惶根尊、泥土養尊、沙土養尊、大戸道尊、大苦邊尊、面足尊、伊弉諾尊、伊弉冊尊也。鎮座の年歴傳ふる事なし。此社の敷地武丸村、藤原村、名殘村、徳重村、石丸村、赤間村、陵殿寺村、三郎丸村、田久村、遠賀郡城畑村、すべて十一村なり。

社説に古へは此地より西北の間三町許、鶴嶋山の麓に鎮座し給ひしが、神託有て、今の地に遷座なし奉れり。白鳳年中の事なりしとかや。是より後はしはらく神祠も頽破せしが、慶長の年村民等つとめて神祠を造立せり。享保のころは神幸ありて、いと賑はしき祭禮なりしが、そののちしはらく中絶せり。しかるに寛延の初年、十一村の産子等、府廷に請ふて、神幸を再興しける。今に至りて怠る事なし。九月十八日の夜子の刻に、神輿を出し、頓宮に樹植り。頓宮の地に祇園社あり。松遷し奉り、祠官祝詞をさゝけ、其夜の曉本社に還幸なしたてまつり、神樂を奏す。翌十九日の正祭には、相撲を興行す。社内に稻荷社、現人社、權現石有。また寶藏、鐘樓門、御手洗池 敷の時、此池水を浚ゆれば、必雨降といふ。あり。

〔筑前國續風土記拾遺〕吉留村 八所明神社

本村に在。所祭神、惶根尊、泥土養尊、沙土養尊、大戸道尊、大苦尊、面足尊、伊弉諾尊、伊弉冊尊、凡八

神也。敷地十一村あり。吉留及武丸、藤原、名殘、徳重、石丸、赤間、陵嚴寺、三郎丸、田久、城畑。遠賀郡也
 古老相傳云。神武天皇日向國より東征し、岡の湊に至り給ひし時、當社の神形を現して、赤馬に乗、里民に
 下知して、官軍に従はしむ。依て其所を赤馬と名付。又此神等、清淨の地に鎮座ん處を求め給ひて、此村に
 留り給ふ。故に吉留と云よしいへり。此社は古へはこより西北の間三町計、鶴鶴山の麓に在しか、白鳳年
 中に神託に因て、今の地に遷せり。其後數多の歳霜を経て、足利家衰亂の頃より、神祠も頽破し、神領もな
 くなりて、年中の祭禮も絶々に成しを、寛延の初年に至りて、産子等御社の衰へを悲しみ、府廷に請て、絶
 たるを繼ぎ、廢れたるを起して、神幸筆を再興せり。今に毎年九月十八日の夜、神輿を頓宮に本社より二丁斗
西に在。傍に祇
 園社あり。遷し奉る。翌十九日の正祭には、相撲を興行す。御社の周りにいと廣くして、生茂れる森の木立も神さ
 ひて、心深く靜なる所にして、景致幽邃なる靈地なり。石の鳥居より一町餘、石階を過て、拜殿に至る。神
 殿は又其上數十級の石階を経て、小高き所にあり。本社横二間、縦四間あり。
又はけの池ともいふ。の貳町斗北に、御手洗池あり。
早敷の時には、此池を浚
ゆれば、必雨降といふ。傍に八幡宮あり。本社馬一篇あり。慶長廿年中春と有。の社内に稻荷社、現人社、權現石等あり。また神門寶藏あり。
 〔太宰管内志〕八所宮

〔宗像分限帳〕に二町吉留八所宮司、(宗像神社御在所御座次第記奥書)に右本者神宮寺云々學頭長賀任、誂、
 豪詮僧都七十歳書之、天正廿年壬辰五月六日於赤間八所宮本地堂書之とあり。祭神不詳。(社家ノ説)に
神代七代の内
 後の四代八神。社は西南向にして、神殿渡殿拜殿御供屋舞臺鳥居などあり。大祭九月十九日。小祭は二月十日、
 十一月十日なり。

前夜頓宮に神幸あり。十九日流鏑
馬あり。近邊十村の産沙神なれば、此郡にしては、宗像神社に繼げる大社なり。神
 官數家あり。殿上職伊賀氏、其外に宮本氏、安座上氏、野口氏あり。本寺堂は社の南山際今按するに、此社八所の御靈を祭れる社にて、(宗像末社記)
に御靈ノ社とある社にてもあらむか。なほよく考ふへし。にあり。觀音を安
 置せり。

織 幡 神 社

岬村大字鐘崎字鐘岬にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 武内大臣 志賀大神 住吉大神 天照大神 宗像大神 香椎大神 八幡大神 壹岐眞根子臣
 - 一、由緒 鎮座年月不詳。文德實錄曰、嘉祥三年七月甲辰授筑前國織幡神從五位下。此年八月散位從五位下高
原王向豐前筑前寶劍明鏡
- ヲ諸社ニ奉ラル。此時織幡神ニ授位ノ官幣アリト云。其明鏡三面于今存ス。又一説ニ云、
此明鏡ハ神功皇后三韓征伐ノ時、韓王ヨリ奉獻シタルヲ、後ニ當社ヘ納メ給ヘリトナリ。
- 三代實錄曰、貞觀元年正月廿七日甲申京畿七道諸神進階、筑前國從五位下織幡神授從五位上、二月丁亥
 朔、遣使五畿七道二班幣諸神、告以即位之由。

同書曰、元慶元年十二月十五日辛巳授筑前國從五位上織幡神正五位下。
 延喜式神名帳曰、筑前國宗像郡織幡神社一座名神。文永二年八月九日官符曰、織幡大明神在鐘崎云々、武内
 大臣之靈神也云々。

社記曰、當社草創云々。履中天皇年中武内大臣此岬ニ至り給ヒテ、全身上天アリシ所ヲ、和魂ノ表トシテ、

是ヲ沓塚ト名ツケヤリテ、其靈地ニ荒魂ノ表ヲ立テ、織幡神社ト號シテ、壹岐直眞根子臣ノ子孫ノ人ツタヘテ是ヲ祭ル云々。

同書曰、代々之帝尊崇云々。每歲仲春四日ニ幣帛ノ勅使ヲ下シ、其國司ニ詔シテ、社民神官共ニ此神ヲ祭り奉ル云々。

同書曰、當社武内大臣ノ神變力ニテ、異敵退散ノメテタキ旗ヲを織給ヘハトテ、代々ノ帝モ尊崇アリテ、織幡ノ神社ト號シ云々。毎年十一月中ノ卯ノ日ニハ、新嘗會ノ手向アリテ、他ニ異ナリシ歡慮ナリキ。是併我朝守護ノ靈神ト云。異國征伐ノ神功アルニ報シテナリ云々。壹岐ノ直眞根子ト云人云々。神トアラハレテ、壹岐ノ明神ト號シ奉リ云々。神社ノ相殿ニ祭ル云々。

宗像宮古縁起曰、金崎織幡云々、本地如意輪觀音、垂跡者武内大臣之靈神也云々。

同書曰、金崎織幡大明神者、武内大臣之靈神也、神功皇后三韓征伐之時、織赤白二流之旗、被付當神宗大臣之御手長、故神明垂跡之時、得織旗之名字也、爲異賊襲來海路於守護、鎮居海濱云々。

往古ノ社領ハ、葛原谷八町ナリシ由言傳フ。明治二年五月藩主黒田家ヨリ爲御供米、已來年々米拾俵宛寄附ス。

明治三年十二月福岡藩廳ヨリ從前ノ寄附廢止、更ニ永世參拾五石寄附ス。寄附内割拾石ハ御供米トシ、武拾五石ハ祠官壹岐眞滿ヘ與フ。

明治五年十一月三日村社ニ定メラル。同十年三月國幣中社宗像神社攝社ニ列セラレ、同十五年八月廿四日郷社ニ列セラレ、昭和三年八月六日縣社ニ列セラル。例祭四月十六日、十月九日、十月十日、幸十日。

一、境内神社十社

須賀神社	祭神 素盞鳴尊	由緒不詳。例祭 <small>陰曆六月十四日</small>
御崎神社	祭神 埴安命	由緒不詳。例祭二月廿八日
稻葉神社	祭神 宗賀御魂神	由緒不詳。例祭二月初午
白峯神社	祭神 顯仁命	由緒不詳。例祭三月十日
海原神社	祭神 和多積神	由緒不詳。例祭二月十一日
惠比須神社	祭神 事代主神	由緒不詳。例祭十一月三日
今宮神社	祭神 武内大臣	由緒不詳。例祭 <small>三月十日 九月三日</small>
高殿神社	祭神 應神天皇	由緒不詳。例祭二月十一日
根岳神社	祭神 平家臣靈	由緒不詳。例祭五月五日
直日神社	祭神 大直日神	由緒不詳。例祭

〔筑前國續風土記〕織幡神社

延喜式神名帳、筑前國宗像郡織幡神社一座名神大と有。是筑前十九神の一なり。武内大臣の神靈を祭るよし云傳へたり。中座武内大臣、西は住吉大神、東は志賀大神也。文德實錄、三代實錄等の國史に、此神に位階を朝廷より贈給ひし事多し。社ある山は、鐘崎の民家を去る事五町ばかり良の方に在。此山丸くて何方より向ひても背面なし。林木茂れり。或説に、此山を小屋形こやがたと云。名所也。海上より見れば、其形屋形に似たり。

故に名付と云。三方は海なり。一方は外地につゞく。山の形うるはしく、恰も玉の盤上に在が如し。山の傍に神廟有。相傳へて曰、武内宿彌此山佳境なるをしたひて、我死ば神靈は必此地にやすんずべしと宣ふ。蓋し異賊襲來の災を守防がむ爲なりとぞ。依之、後人此地に祠を立と云。因幡國法美郡宇倍神社も武内大臣を祭れり。大臣幡をよせて無道を征し給ひし國を因幡といへば、此織幡の社、武内大臣の神靈を祭れりと云説、さも有べし。武内大臣は景行天皇の御時より以來、六代の帝に仕へて、政務を行ひ、其壽三百廿歳、仁徳天皇の御時薨ぜらる。神功皇后を助け、新羅を討給へり。此人長命の事は、唐の書五雜俎にも記せり。宗像の年中祭祀記に曰、正月十六日、織幡の社に踏歌有り。大宮司參詣の時、祓川の邊にて祓有。陪從の歌有。庭火を焼て、神官六人、早韓神、神舞有、笛和琴等有と記せり。○社の少下上れば、右の方に武内大臣の沓塚とて石塔有。里俗は天に登給ふ時、沓を爰に拔給ふと云。大臣の父母を祭れる小社、鐘崎町はづれの東に在。千世川の上也。葛原大明神と云。

〔筑前國續風土記附録〕鐘崎村

織幡神社 本編に見 神殿方三間、拜殿方二間、祭禮九月 たり。 十日、鳥居一基、奉祀入江丹後

祭る所武内大臣、住吉大神、志賀大明神なり。社家の説には、武内大臣、壹岐明神二座を祭るといふ。社のある山を小屋形山といふ。又織幡山ともいふ。年毎に九月九日の夜は、神輿を社の東壹町計に いにしへより 御輿休の地と 渡御なし奉りて、祝詞をさゝけて後、本社に還幸あり。翌十日に相撲有。社内に祇園社、岬社、稻荷社、疱瘡神社、夷社、龍神社、五穀神社、沓塚 竹林の中 あり。

〔筑前國續風土記拾遺〕織幡神社

延喜式神名帳に、筑前國宗像郡織幡神社一座大とあり。此御社の事也。鐘御崎にあり。所祭武内大臣、相殿に住吉、志賀の神をも合祭る。社家の説に、壹岐直真根子をも配祀するといへり。文徳天皇實錄嘉祥三年七月甲辰授筑前國織幡神從五位下、三代實錄清和天皇貞觀元年正月廿七日授筑前國從五位下織幡神社從五位上、陽成天皇元慶元年十二月辛巳授筑前國從五位上織幡神社正五位下と見えたり。宗像末社記に、織幡大明神 今俗には此神號を字音に唱へて、シキハンといふ。末 正月十四日鈴合神事。同十六日踏歌神事、 吉田乙 社記には織機とあり。今も田島にてはしかと唱ふ。 三月三日節供神事、五月五日五月會御幸神事、同五日亥時還御神事、八月十四日放生會御幸神事、同十五日寅時還御神事、九月九日節供神事、同十一日御九日大神事、傳供 安延名役、十二月十九日嶽祭神事、 傳供 一年中毎月朔幣望祭神事、廿四度と見へたり。今は毎年九月九日の夜、神輿を社の東一町斗 御輿休と いふ所。 に渡御なし奉りて、祝詞を捧けて後、本社に還幸有。翌十日に相撲有。神寶に古鏡大小四面 圓鏡二面、 花形二面 あり。其内一圓鏡面に歡喜天の像有。背に奉勸請南無祥天文明十二年庚子十一月廿八日須藤駿河守行重と刻めり。又假面一枚あり。極て古物也。境内に祇園社、岬社、稻荷夷社、龍神社、五穀神社、洗磯社、沓塚などあり。祝史を入江氏といふ。

宮 地 嶽 神 社

津屋崎町大字宮司古賀にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 多紀理毘賣命 狹依毘賣命 勝頼神 多紀都比賣命 息長足比賣命 勝村神
 一、由緒 明治十年九月三日夜社殿燒失。同十三年五月本殿幣殿新營。當社縁起ニ曰、宮地嶽大明神、勝村
 大明神、勝頼大明神、所祭神阿部相丞、藤高鷹、藤助鷹云々。傳説ニ往昔神功皇后新羅ヲ征シ給時、宮地
 岳ノ山上ニシテ、宗像三柱大神ヲ祭ラセラレ、遂ニ新羅ニ勝テ還幸有シニ依テ、宗像大神ヲ奉祭シ給ヒ、
 後ニ神功皇后ヲ配祝ス。勝村大明神乃チ是ナリ。此神號ハ新羅ヲ征シ、勝ヲ得給ヒシヲ以テ稱セシ神號ニ
 シテ、社モ古ヘ山上ニ在リシヲ、後チ移轉セリト。又近村勝浦村ニモ勝浦岳神社有。祭神則神功皇后ニシ
 テ、勝浦ト云地名モ、異國ヲ伏シ給ヒシニヨル事、風土記拾遺ニモ見ヘタレハ、勝村大明神ハ神功皇后ナ
 ル事疑ナシ。明治五年十一月三日村社ニ被定。同十五年七月宗像神社ノ攝社ニ列セラル。例祭一月十一日、
 四月五日、九月廿二日。明治三十二年四月廿七日縣社ニ被列。
 一、境内神社四社

須賀神社 祭神 素盞鳴命 由緒不詳 例祭陰曆 六月十五日
 菅原神社 祭神 菅原神 高靈神 闇靈神 少童神 加具槌神 保食神 宗像三女神 和多津見神
 由緒不詳 明治三十二年四月廿八日境内神社、靈神社、愛宕神社、
 五穀神社 祭神 保食神 由緒不詳 南郷村大字野坂字惠下ニ祭祀シアリシヲ、
 貴船神社 祭神 高靈神 闇靈神 由緒不詳 南郷村大字野坂字惠下無格社五穀神社境内神社トシテ祭祀シア
 リシヲ、昭和八年七月三日許可ヲ得テ本社合併ト同時ニ合併。

〔筑前國續風土記附録〕 宮司村

宮地嶽大明神社 神殿五尺間三間社、拜殿二間三間、
 祭禮九月廿二日、奉祀秀岳坊。
 村内にあり。産神也。祭る所安部丞相、藤高鷹、
 藤村大 藤助鷹 明神 三座なり。此三神異賊を討平らけし
 事、八幡本紀仲哀天皇紀に見へたり。社内に菓御前社、左右御前社、祇園、天満宮、門守社、龍王社、觀音
 堂、本地堂といふ。大 正觀音堂あり。
 日佛彌勒佛も有。

〔筑前國續風土記拾遺〕 宮司村

宮地嶽大明神社 村中小高き山の上にある。石階數十級を登る。古へは宮地岳の山上にある。今其跡を古宮
 といふ。其所に清水有。禊の池と云。昔社有し時の御供井なりしといふ。宗像宮社記曰、宮地嶽明神内二社は、
 宗像三所勝村大明神と見へたり。社説には中殿に阿部丞相、
 宮地嶽 左右は藤高鷹、
 藤村大 藤助鷹 明神 三座也
 といふ。此三神は神功皇后の韓國言伏給ひし時、功有し神也といふ。諸所の縁起に見へたり。宗像七十五社
 の一にして、正月朔日神事、三月三日、九月九日、節供神事、十二月廿日嶽祭神事、二季彼岸神事、毎月朔
 幣望祭神事 一年中 廿餘度 あり。亂世以後廢絶して、今は九月廿二日形計の祭禮を行ふ。村中に桑田、御供田、
 九拜田など、古への神田の名残りあり。天正十二年大宮司貞貞の寄進せられし鰐口有しか、盗人とりて、今は
 なし。當所の修驗吉祥院奉祀す。社内に菓御前社、左右御前社、祇園社、天満宮、觀音堂二字あり。
 神社附近古墳より出土したる物にして、文部省より國寶に指定せられたるもの、凡左の如し。

昭和十一年九月十一日指定のもの

一、金銅製鞍橋覆輪金具

附金銅製尾錠三個 壹對

一、金銅製壺鐙 壹對

一、金銅製鏡板付轡 壹箇分

一、金銅製杏葉 貳箇

一、金銅製透彫金具殘闕 壹箇

一、銅製鎖 壹箇

一、金銅製頭椎大刀柄頭(小) 壹箇

一、金銅製頭椎大刀柄頭殘闕(大) 壹箇分

附金銅製鐔殘闕壹箇(刀身殘片三箇)

昭和十四年十月二十五日指定のもの

瑠璃骨藏器 壹箇

銅壺 壹箇

陶壺 壹箇

以上三點

一、綠瑠璃丸玉 二百十七箇 壹連

一、綠瑠璃丸玉 四拾七箇

一、蓋付銅鏡 壹箇

一、銅盤殘闕 壹箇

一、長方形綠瑠璃板(三片) 壹枚分

一、寶球形綠瑠璃板 壹枚

一、三角形綠瑠璃板 壹枚

附綠瑠璃板殘片八箇其他伴出物一切

以上 拾五點

第三節 郷 社

熊 野 神 社

南郷村大字王丸字許斐山にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 事解男命 速玉男命 伊弉册命 宗像三女神 織幡神

一、由緒 縁起ニ曰ク、奉安許能美山一書許斐本朝鎮護夷敵降伏之爲メ祈。文德天皇之御宇天安元丁丑年、紀州

牟婁郡之從本宮勸請、此地爾齋祭也、社者北面也。宗像社記ニ曰、許斐神社者、奉與智形神明依在本朝鎮

護異國征討之誓約、文德天皇御宇天安元年從紀州本宮勸請。靈驗異于他、諸人之歸依越世云々。或曰熊

野權現者、居ト於西海之邊畔、加護東域之仙洞、加之率五千九百餘之從神、凌二千餘萬之波濤、振上御手

長、害數千人之異賊、振下御手長、滅數千人之凶徒云々。又豊前國田河郡彦山縁起云、田心姬命、湍津姬

命、市杵嶋姬命、此三女神奉日神勅、降當國宇佐嶋、後移此上也、日子之號因茲樹焉、爰大己貴命更娶田

心姬命湍津姬命、爲鎮座此山北嶺、因稱此山地主焉、于時伊弉册神、速玉男神、事解男神三神、爲三鷹自

東飛來、止于此峯、三鷹變作石像、頭身足翅皆備リテ如眞見在、大己貴神讓此嶽於三神云々。社家傳ニ曰、

許能美者此所ノ地名ニシテ、社號ニ非ス。山號ヘ金魚山ト號ス。祭祀簿ニ曰、此神祭禮年中二十餘度有リ。

大祭ハ正月六日七日踏歌ノ祭ト云フ。歌有リ。

チハヤフルコヒノヤシロノユフタスキカケテノ、チハタノシカリケリ

五月十四日、同八月十四日御輿迎ト云事有。郷々村々ヨリ許斐ノ御輿ヲ迎ヘテ、田嶋宮ニ招ク。夫ヨリ惣

社及第二第三ノ神輿ト共ニ、江口ノ五月濱ニ神幸アリ。織幡神社ノ神輿モ、爰ニ渡御有。同十五日寅時ニ

還御也。本宮ヨリ十町許良方ニ、頓宮跡有リ。今松ヲ以テ標トス。礎尙ホ殘レリ。神幸事、宗像神社祭事

記ニ委シ。略ス。其邊ニ冬青樹二三本、蔚然トシテ枝葉美ハシ。是又神木ト云。九月九日奉射ノ祭有リト云フ。宗像大宮司代々信仰之神田ヲ寄附シ、祭祀ヲ營ム。今祭儀漸々ニ微々ナリ。又天正年間小早川隆景、此國ヲ領セシ時、最此神ヲ崇敬シ、水田百丁ヲ寄附シ、又神假面ヲ奉納有リ。山上ヨリ南方ニ、往昔馬場ノ跡アリ。横十間、長サ二町餘。馬場先山池アリ。廣サ三畝歩餘。廟社ノ上ニ高サ二十間許ノ岩有リテ、社ノ上ニ覆ヒ懸ル。此岩上ニ井有リト云フ。深秘ニシテ見ル事ヲ禁ス。往昔ハ社家十貳戸有リテ、山ノ半途又ハ麓ニ居住シテ、祭祀ヲ勤シカ、近キ頃ヨリ村々ニ散離シテ、一家モ殘ラス。社造營ハ郡中ノ負擔ナリ。明治五年十一月三日郷社ニ被定。例祭正月六日、三月三日、六月廿九日、八月廿四日、十二月一日。

〔筑前國續風土記〕 許斐山神社

王丸山の上を許斐山と云。山上に許斐權現の社有り。九月十九日祭有。文徳天皇天安元年熊野權現を勸請すこ、宗像縁起に見えたり。宗像大宮司有し時は、此社にも田島の神輿渡御有て、祭儀有。此山上に人の見ざる池有。大岩にて登る事ならず。山の九分在。田島の社に神事有時は、今も許斐の社人鐘崎の社人來て、神樂を勤む。兩所共に古來宗像の社の神樂の役人也。許斐には今社人十人有。鐘崎には社人一人有。

〔筑前國續風土記附録〕 王丸村

許斐權現社 本編に詳也 神殿九尺二間、拜殿なし、祭禮八月十四日（昔は九月十九日なり）。奉祀中津内膳。 祭る所伊弉册尊、泉津事解男命、泉津速玉男命也。相殿に宗像三神、織幡神をも祭れり。古しへは神寶も數多有しが、回祿に罹り、漸く假面三箇は残りて、今社に藏めり。 社より十町餘北の方、クロウといふ所あり。古しへ神幸有し御旅所跡といふ。

○社後に大なる岩あり。奇恠也。其岩山の頂に池あり。本編に人の見ざる池とあるは、此池の事なり。隱岐國穩地郡に鳴澤池とて人の近かさる池あり。此池もかゝる類なるへし。本社の下八町計長に、御供ノ井といふあり。今は舛の井といふ。かたはらに石一箇あり。是にふるれば、祟りありとて、里民恐る。絶頂に若一王子あり。

〔筑前國續風土記拾遺〕 王丸村

許斐權現社 許斐山に在。熊野三所を祀る。御社は子方に向へり。相殿に宗像三神、織幡神をも祭る。宗像縁起に許斐權現者云々、文徳天皇御宇天安元年仁熊野權現於 此於ハ遠又乎ノ誤 ナラント云説有。奉ニ勸請云々、靈驗異ニ于他、萬人之歸依、世仁越 玉惠 又同末社從神等次第記に、許斐權現社一所熊野三所勸請之眷屬小神並堂舍等、的原小城明神、所三御前、所織幡明神、所一王子御前、所一上七郎殿、所一上六御前、所一下津七郎殿、所一下津六御前、所一善神王、 二所 觀音堂、所一藥師堂、所一又宗像御神事次第記に、正月十七日巳時許斐踏歌事、先下津六御前七郎殿庭ニテワク。 下 權現事拜殿ニテワク。大御供三前、小神供六前、界物三前、御幣十二、御酒一瓶御供、御酒ヲ并セテ、直會シテ後踏歌アリ。

チハヤフルコヒノヤシロノユフタスキカケテノ、チハタノシカリケリ

次於三御前云々、次織幡社云々、次王子御前云々、次六御前同前。また五月四日御輿迎といふ事有。郷々村々の社家農家、許斐の神輿迎へ奉りて、田島宮に振奉り、夫より惣社及第二第三の神輿と共に、江口の五月濱に神幸有。織幡社の神輿もこゝに渡御有。同五日還御有。神幸の次第祭祀記に委しければ、こゝに略す。

八月十三日放生會の市渡の神事とて、神輿濱殿に御幸有。其儀五月に同じ。同十五日寅時還御なり。本社の方麓十町計に頓宮址有。松一株立り。礎石あり。是御神事次第記に見へたる黒丸社なるべし。今は社なし。凡當社年中に二十餘度の祭有。宗像家斷絶の後、神田もなく成りしはば、かゝる神祭も行ふことなく、小早川隆景卿神領を寄給ひしかども、いく程なく秀秋没收せられしかば、今は八月十四日に社家等打集ひて、神樂を奏する斗也。さばかり宗像五社の一ツなりし大社も、今は荒村田野の叢祠と均しく、拜殿も廢して、再營する人もなく、矮少なる神殿九尺二間のみ残りの社也。今は宗像郡中の役として修造す。昔は諸家の寄進狀、其外神寶等もあまた有しが、度々の兵亂に、紛失して傳はらず。唯大宮司氏佐の奉納有し翁の假面一、氏貞の寄附の假面一、隆景卿の寄進の神樂面七箇、神鏡一面有。また近代福岡の士大森氏が寄納せし神劍四振あり。近代まで社家十二戸有しが、年を逐て絶、或近村に離散して、今祝戸八家の内、許斐に中津氏一戸あり。

〔太宰管内志〕許斐權現

〔宗像社年中諸神事御供下行目録〕に、正月十七日許斐權現大御供三膳、ハン一膳、神主同一膳、山口同一膳、高向クダ物三膳、御酒御廳、一月九日許斐九日大御供三膳之内、忌子、祝詞、神主、一膳宛、界物三膳、頭禰宜一膳、預二膳、小神供三十七膳之内、禰宜十膳、僧座四膳、神樂座六膳、コヒノ神人五膳、忌子三膳貫首二膳、殘御供、御幣祝詞給之。略。又〔語傳〕に、鐘御崎より上りて田島宮に納まれりと云。老翁の假面は今許斐社にあり。其銘に鐘御崎鐘高二丈八尺周同尺、龍頭余右鐘者敏達用明兩帝之御代從三韓貢云と記せりと云。常足未た此假面を見ず。

第四節 村 社

七 社 神 社

赤間村大字石丸字宮ノ下にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 國常立尊 惶根尊 大己貴尊 伊弉諾尊 國狹槌尊 忍穗耳尊 瓊々杵尊
- 一、由緒 人皇四十代天武天皇御宇白鳳年中始テ此地ニ齋祭スト。近クハ宗像大宮司氏貞厚ク信仰シ、寄附田等モ有シカ、天正年時、豊臣秀吉九州平均ノ時、悉沒收セラル。黒田長政入國ノ節、社參有テ、當社ノ破毀ヲ歎シ、郡奉行古森市右衛門、郡吏神屋三右衛門ヲ以テ再興アリシト云。明治五年十一月三日村社ニ被定。昭和五年八月七日神饌幣帛料供進指定濟。例祭二月十一日、九月十八日、十一月十一日。

一、境内神社八社

稻荷神社	祭神 蒼魂神	由緒不詳
菅原神社	同 菅原神	〃
八幡神社	同 應神天皇	〃
福知神社	同 保食神	〃

貴船神社 祭神 高靈神 由緒不詳

須賀神社 同 素盞鳴神 // // 字大浦ヨリ移轉

春日神社 同 天兒屋根命 // // 字熊ノ越ヨリ移轉

庚申社 同 猿田彦神 // // 字本村ヨリ移轉

〔筑前國續風土記附録〕

七社宮 コフリバヤシ 神殿三間社、拜殿二間三間、祭禮九月十八日、石鳥居一基、奉祀大祝部古田和泉守

此村及赤間村の産神也。祭る處大己貴命、國常立尊、忍穗耳尊、國狹槌尊、伊弉冊尊、瓊々杵尊、惶根尊也。社傳に天武天皇白鳳年中鎮座し給ふとあり。社内に徳滿社、稻荷社、貴船社あり。

〔筑前國續風土記拾遺〕七社宮

郡林に在。所祭神、大己貴命、國常立尊、忍穗耳尊、國狹槌尊、伊弉冊尊、瓊々杵尊、惶根尊也。社説に天武天皇白鳳年中鎮座し給ふ。其始は赤間山の上にあらしこいへり。宗像大宮司氏俊寄附の調拍子、氏貞寄進の太刀一振、假面一つあり。其餘の神寶は元祿十五年の火災に焼失せり。昔は祭祀も繁かりしか、近代三月九月十一月年中に三度の祭有。中にも九月十八日を大祭として、産徒等齋祀をなす。社の乾に神木松あり。縁起有。元祿中に神屋英明撰へり。

本社に元祿二年神屋英明の記せる上棟銘、寶永三年五月大鶴正知の書ける縁起、正徳元年四月矢野祐則の書ける縁起あり。

須賀神社

赤間村大字赤間字ケスカ浦にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 素盞鳴神 事代主神

一、由緒 不詳。例祭六月廿九日 字古町惠比須神社本社へ合併

昭和三年十一月十七日村社ニ列セラル。昭和三年十一月二十二日神饌幣帛料供進指定済。

一、境内神社十社

水神社 祭神 水速女神 由緒不詳

貴船神社 同 高靈神 // //

大神社 同 豐受神 // //

菅原神社 同 菅原神 // //

惠比須神社 同 事代主神 // //

同 // // 字上町ヨリ移轉

同 // // 字上町ヨリ移轉

同 // // 字下町ヨリ移轉

惠比須神社 祭神 事代主神 由緒不詳 字下町ヨリ移轉

須賀神社 同 素盞鳴神 // // 廿五年十一月同大字字下町ヨリ移轉

〔筑前國續風土記附録〕

祇園社 キブネヤマ いにしへは石丸村七社宮の社内にありしを、今の社地に遷せり。社内に貴船(是地主神也)。天満宮、水神あり。

〔筑前國續風土記拾遺〕 赤間村

祇園社 上町に在。大己貴命、稻田姫をも相殿に祭る。古は石丸村七社の社内に在しを、何の頃にか此處に遷し祭れり。社内に貴船社、是地主神也 天満宮、水神社あり。

〔福岡縣地理全誌〕 須賀神社

町口ニアリ。祭神素盞鳴命、大己貴命、稻田姫命、祭日七月二十四日、末社五、菅原神社、天照神社、貴船

神社、地主神ナリ。 水神社、蛭子神社 共ニ社地。

蘿 神 社

赤間村大字陵嚴寺字上ノ原にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 伊弉諾尊 素盞鳴尊 伊弉冊尊 蒼魂神

一、由緒 往昔蔦ヶ岳ニ出現シ玉ヒシヨリ、社號ヲ蔦大神ト尊敬ス。永祿ノ頃、宗像大宮司此山ニ城ヲ築シ

時、不思議ノ事共多ク、依テ今ノ所ニ神祠ヲ移シタリト、古老傳ニ云々。明治五年十一月三日村社ニ被定。大正十三年十二月二十五日神饌幣帛料供進指定濟。

一、境内神社九社

水天宮神社	祭神 安德天皇	由緒不詳
五穀神社	同 豐受神	// // 字寺ノ上ヨリ移轉
貴船神社	同 高靈神	// // 字三助谷ヨリ移轉
同	同 //	// // 字稗田ヨリ移轉
同	同 //	// // //
同	同 //	// // 字石松浦ヨリ移轉
同	同 //	// // 字海老塚ヨリ移轉
同	同 //	// // 字松崎ヨリ移轉
熊野神社	同 伊弉冊神	// // 字中道寺ヨリ移轉

〔筑前國續風土記附録〕

蘿神社 アカジャウヤマ 神殿方一間、拜殿二間三間、祭禮八月十五日、石鳥居一基、奉祀位賀相模

産神也。祭る所伊弉諾尊、伊弉冊尊也。相殿に祇園、稻荷神あり。鎮座の年歴傳ふる事なし。社説にむかしは蘿か岳に鎮座し給ひしを、永祿年中大宮司氏貞此地に移せしといふ。舊宮の地詳ならず。

〔筑前國續風土記拾遺〕 陵嚴寺村

蘿神社 赤城山に在。産神也。所祭伊弉諾尊、伊弉冊尊也。相殿に祇園稻荷神あり。社説に蘿ヶ岳に鎮座し給ひしを、永祿年中大宮司氏貞此地に移されしと云。舊社の地今知られず。宗像末社記に津田明神あり。

〔太宰管内志〕津田明神社

〔宗像社正平ノ末社記〕に高宮下符社二十所津田明神とあり。(縁起)に小神六十二社とある内なり。津田社は宗像郡稜嚴寺村にあり。(正平記高宮下符神事次第)に津田明神十一月十日祭之とあり。七十五末社の内なり。

尾 降 神 社

赤間村大字三郎丸字一ノ構口にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 大戸道尊 大戸麻邊尊

一、由緒 古へ蘿岳ニ鎮座セシヲ、元祿十四己巳年今ノ社地ニ移シヌ。例祭九月十三日。明治五年十一月三日村社ニ被定。昭和十一年一月十八日神饌幣帛料供進指定。

一、境内神社九社

天満神社	祭神 菅原神	由緒不詳	字一ノ構口ヨリ移轉
須賀神社	素盞鳴神	同	〃
貴船神社	高靈神	同	字貴舟ノ前ヨリ移轉
荒神社	〃	同	字藤ヶ谷ヨリ移轉

山 神 祠 同 大山祇神 〃 〃 字堂ノ上ヨリ移轉

粟島神社 同 少彦名神 〃 〃 字川端ヨリ移轉

福智神社 同 保食神 大年神 〃 〃 字川端ヨリ移轉權七神祠字川端ヨリ移轉ノ上、當社へ合併

金刀比神祠 同 少名彥神 〃 〃 字川端ヨリ移轉

五穀神祠 同 豐受神 〃 〃 〃

〔筑前國續風土記附録〕三郎丸村

尾降社 ヲサガリ 神殿方一間、拜殿二間三間、祭禮九月十九日、奉祀位賀相模。

産神なり。祭る所天神七代也。社家の説に、永祿の比、宗像氏貞初て祭れりとぞ。其頃は蘿岳の麓三本松といふ所にありしが、元祿年中村民今の地に移しぬ。

〔筑前國續風土記拾遺〕尾降神社

所祭神、大戸道尊、大戸麻邊尊也。里民云。往昔蘿岳より此山の南の尾に降臨し給ひしに依て、其處に祠を建て、尾降社と云。今其所を古尾下といふ。本社より五町斗に在。其後永祿の頃、大宮司氏貞白山城を去て、蘿岳に移られし時、此山の麓三本松といふ所に、遷座ありしか、蘿岳没落の後、産徒の老若參詣の便宜悪しくとて、元祿の頃、また今の宮所に移して、産靈と齋祀れり。祭日九月十九日、吉留村位賀氏奉祀す。

八 幡 神 社

赤間村大字土穴字西浦にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 應神天皇 仁徳天皇 神功皇后 平景清

一、由緒 不詳。明治五年十一月三日村社ニ被定。大正十二年七月二十六日神饌幣帛料供進指定濟。例祭九月十九日。

一、境内神社二社

天満神社 祭神 菅原神

由緒不詳 祭神菅原神ハ赤間町大字土穴字村内ニ無格社

天満神社トシテ祭祀アリシヲ、大正十五年六月十五日許可ヲ得テ、境内神社トシテ合併ス。

貴船神社 祭神 高靈神

由緒不詳 祭神高靈神ハ赤間町大字土穴字村内ニ無格社

貴船神社トシテ祭祀アリシヲ、大正十五年六月十五日許可ヲ得テ、境内神社トシテ合併ス。

〔筑前國續風土記附録〕土穴村

目明八幡社 神方一間、拜殿二間三間、石鳥居一基、祭禮九月十九日、奉祀賢壽院。

村の西三町許林中にあり。産神なり。田嶋宮の社記には若宮とあり。里民は悪七兵衛景清の靈を祭るといふ。

景清日向國に流されし時、江口浦より此處に船着てあかれり。ゆへに大碇小碇などいふ所ありとぞ。江口浦所まで凡二里餘あり。船着たるといふ、いぶかし。此社に近村の農民眼を憂ふるもの詣てけるか、靈驗の事ありしと傳ふといへ共、其事いたつかはしければ漏しぬ。

〔筑前國續風土記拾遺〕八幡宮

西ノ浦といふ所に在。産神也。宗像末社記に御船上社、また縁起に土穴若宮とあるは、此御社なり。今民俗は目明八幡宮、まこ景清明神などいひて、俗説あり。信べからず。此邊昔は江口の邊より、江海來りて、船など着しとて、宮の南の田の中に大碇、小碇などいふ處有。此社をいにしへ御船上社と云ひ。また向ひの田久村の境内に、御船漕社あり。是海邊なりし故也。是より江口迄、今は二里計の陸地なりといへども、其地勢を見れば、左も有ぬべく思はる。田圃の字にも、海邊の名多く残り。民俗の説に、悪七兵衛景清、日向國に平家の忠臣なればとて、後世かの靈を神と祀れり。船の着し所、田久村船宮社なり。また當村船頭寺の觀音は、清水の觀音を信仰して、景清自ら船中にて彫刻せしを、直に此所に寺を建立して安置す。其時の船頭なりし者、専ら是を助成せり。依て船頭寺といふ。村民目眼の祈願にしろし有とて、目明八幡といふとへり。附會の甚しきものなり。若は景清眼の願をかかけし事などの有て、かくいひ傳ふるにや。按に縁起に御船上社とあるを、詞の同じきによりて、上と頭と誤通して、船頭と書なせるなるへし。船頭寺は、御社の本地佛なるべし。又宗像郡中に山田若宮、本木若宮などあり。若宮とあるは、皆後世誤りて、若宮八幡といふより、此社をも八幡宮とはいへるなるべし。景清の靈ならぬこと、これらにて知るべし。船宮の事は田久村の處、社内に神木の松有。周壹丈二三尺あり。宗像年中行事記に土穴若宮神事、正月朔日神事、三月三日神事、五月五日神事、九月九日神事、七月七日神事佛事等面々在之五度と見へたり。今は九月十九日恒例の祭有。鐘崎浦の修驗者誕生院奉祀す。

〔太宰管内志〕土穴若宮社

〔宗像社正平ノ祭祀記〕に土穴若宮社神事正月朔日神事、三月三日神事、五月五日神事、七月七日神事、九月九日神事、佛事等面々在之五度、〔末社記〕に土穴若宮社とあり。〔文安〕に小神六十二社とある内なり。此社土穴村にあり。祭祀九月廿五日。〔師説〕末社記に御船上社とあるは、縁起に土穴ノ若宮とありと云はれしなり。なほよく考ふべし。

照 日 神 社

赤間村大字徳重字神ノ上にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 大日留女神
- 一、由緒 不詳。明治五年十一月三日村社ニ被定。例祭八月廿六日。
- 一、境内神社四社

貴船神社	祭神	高靈神	由緒不詳
須賀神社	同	素盞鳴神	〃
太郎天神社	同	少彦名神	〃
天満神社	同	菅原神	〃

〔筑前國續風土記拾遺〕照日宮

ナギノに在。大日靈尊を祭る。好祠にて、兎渡に近し。宗像末社記に、中御嶋眷屬小神の内に止々社あり。是此兩社の間の事ならんか。中にも照日宮は、古代より神田今宮田ともいふ。もありしよしにて、今に至りて毎年八月廿六日相撲なごありといへれば、此かたにや。されど其證なければ、たしかには定かたし。今兎渡の所にはさいふへき古祠はなし。

波 寄 神 社

赤間村大字名残字數根浦にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 素盞鳴命 少彦名命 豐受姬命 大山住神
- 一、由緒 不詳。明治五年十一月三日村社ニ被定。大正十年十月二十日神饌幣帛料供進指定濟。例祭六月十七日、九月九日、十月十二日。
- 字笹尾大山住神社本社へ合併
- 一、境内神社五社

貴船神社	祭神	高靈神	由緒不詳
五穀神社	同	豐受神	〃
多賀神社	同	伊弉諾命	〃
貴船神社	同	高靈神	〃
貴船神社	同	高靈神	〃
貴船神社	同	高靈神	〃

〔福岡縣地理全誌〕波寄神社 本殿三尺四面、拜殿横三間入二間社地十四坪。

村ノ北三町波寄ニアリ。従前産神ナリ。祭神少彦名命。祭日九月九日。末社十三、豐受神社、嚴島神社、愛宕神社、共ニ貴舟神社四所、谷、大久保、五穀神社、大菅原神社、向福智神社、中田神社、田須賀神社、田八反、谷、田代。

愛宕神社

赤間村大字富地原字錢垣にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 宗像三女命 軻遇突智命 惶根命
- 一、由緒 天慶三年宗像大宮司氏男創立ノ社ナリ。明治五年十一月三日村社ニ被定。大正十五年十一月六日神饌幣帛料供進指定濟。例祭十一月廿八日。
- 一、境内神社二社

- 貴船神社 祭神 高靈神 由緒不詳
- 嚴島神社 同 市杵島姫神 //

〔筑前國續風土記拾遺〕 太郎坊社

神屋に在。緣起に天慶三年宗像大宮司氏男創立せり。山城國愛宕岳榮術太郎坊を勸請の由見へたり。今好祠也。此社拜殿の左に添て、二株の古松あり。一株は直く、一株は幹より二に分れて、巽の方に靡きたり。寛政十二年の十一月に、村民等拜殿を修造しけるか、此松さはりて、柱建かたし。根株を伐除くへしと相議し、明朝を約して歸りける。翌朝村民工匠等と共に、晨に來りて伐らんとするに、此松巽の方に靡たりし幹、一夜の間に乾の方に起直りて、此度造らんとする拜殿の軒端より二尺斗自らに避退たり。見る者神異に

驚かぬはなかりけり。此事遠近に聞へて、諸人渴仰をなし、參詣の者日々群集しけるか、後には九國の内は更なり、中國よりも詣來る者多し。今に至りて廿餘年、尙貴賤の參詣市をなせり。古社記一冊有。昔より有し神異ともを書傳へたり。

若宮八幡神社

赤間村大字田久字立崎にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 應神天皇 仁德天皇 神功皇后
- 一、由緒 不詳。例祭八月十五日、明治五年十一月三日村社ニ被定。大正十一年七月二十日神饌幣帛料供進指定濟。

一、境内神社十一社

- 貴船社 祭神 高靈神 菅原神 安徳天皇 二位尼 武内大臣 由緒不詳
- 山神社 祭神 大山祇神 由緒不詳
- 貴船神社 // 高靈神 //
- 同 // // //
- 船宮神社 // 直日神 // 字龜ノ甲ヨリ移轉
- 須賀神社 // 素盞鳴神 // 字笠松ヨリ移轉

保食神社 祭神 豊受神 由緒不詳 宇倉谷ヨリ移轉。宇林口無格社保食神社ハ大正十四年四月廿一日合併ノ許可ヲ受ケ、祭神同一ニ付、保食神社祭神豊受神ニ合靈ス。

山 神 祠 同 大山祇神 // // 宇水谷ヨリ移轉

福知神社 同 大字迦神 // // 宇堂ノ浦ヨリ移轉

同 同 // // 宇名ノ浦ヨリ移轉

同 同 // // 宇松ヶ浦ヨリ移轉

〔筑前國續風土記附録〕

若八幡宮 ヒラバタケ 神殿方一間、拜殿二間三間、祭禮九月廿九日、石鳥居一基、奉祀安部主膳。

産神なり。祭る所仁徳天皇、應神天皇、神功皇后也。鎮座の年歴傳ふる事なし。社内に貴船社、山祇社あり。

〔筑前國續風土記拾遺〕 若八幡宮

平島にあり。産神なり。所祭仁徳天皇、應神天皇、神功皇后也。九月廿九日祭日なり。安部氏奉祀たり。社内に貴布禰社、山祇社あり。又大樟一株あり。心の空の所に、席三枚を敷へし。

境内社船宮神社に關しては、續風土記附録及同拾遺に、次の如く記せり。

〔筑前國續風土記附録〕 舟宮明神社 カギ 神殿三尺社、拜殿二間一間半、祭禮六月廿一日、十一月廿一日、奉祀安部主膳。

此所の産神也。神直日命、大直日命、八十枉津日命を祭る。社は稻元村の境にあり。

〔續風土記拾遺〕 船宮明神社

枝村鑰に在。此所の産神也。初めは川の東北土穴村に境へる田中に在しが、昔年川を堀りし時、川の南の岸

下に社を遷せり。其後文政二年大水出て、水患によりて、其上の岡の上に遷せり。今の社はなり。所祭神は八十枉津日命、神直日命、大直日命也と云。祭禮は六月廿一日なり。又此村の大船頭といふ所に、船頭明神あり。今は祠はなし。船頭明神、舟宮等につきて里民の説あり。土穴村八幡宮の條に云り。宗像宮末社記に御舟漕社また御船上明神あり。此兩社の事なるへし。

福 足 神 社

河東村大字須惠字的野にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 田心姫命 湍津姫命 市杵嶋姫命 保食神 倉稻魂命 彦火々出見尊 豊玉姫命

一、由緒 御神ノ天降り給フ時、神輿ヲ須惠シ在行所ナリ。依テ後世村ノ名トス。土人小祠ヲ立テ、安藝國佐伯郡嚴嶋ノ神ヲ勸請ス。中古ヨリ保食神、倉稻魂神、彦火々出見尊、豊玉姫神四柱ノ神ヲ合祭シ、福足ノ神社ト號スト云。明治五年十一月三日村社ニ定メラル。例祭九月九日。

一、境内神社三社

三 神 社 祭神 天照皇大御神 市杵嶋姫命 菅原神 由緒不詳 例祭九月廿九日

若八幡宮 同 仁徳天皇 水波能賣神 高靈神 闇靈神 由緒不詳 例祭八月十五日

須賀神社 同 建速須佐之男命 豊受姫命 由緒不詳 例祭六月十日 祭神豊受姫命ハ字須賀浦ニ無格社豊受神社トシテ、祭神建速須

佐之男命ハ字須賀浦ニ無格社須賀神社トシテ祭祀アリシヲ、大正三年六月許可ヲ得テ合祀ス。

〔筑前國續風土記附録〕

福足神社ホリノクチ 神殿方一間、拜殿二間三間、祭禮九月九日、奉祀尾形出羽。

村の西一町計にあり。産神也。祭る所市杵嶋姫命也。相殿に稻倉魂命、保食神、豊玉姫、彦火々出見尊をも祭れり。藝州嚴嶋の神を勧請すといふ。社説に祉福を給ふ御神なれば、福足の號ありとぞ。毎年六月十日に神事を執行ふ。同九日の夜、村民等遠賀郡初の浦の内奇石といふ所に往て、大岩の上に石を積上る事有。是を神の荷揚といふ。社内に貴舟社、水神社、若宮八幡宮、三社宮あり。

〔筑前國續風土記拾遺〕福足神社

産神なり。所祭市杵嶋姫命、倉稻魂命、保食神、豊玉姫命、彦火々出見尊也。安藝嚴島神を祀るといへり。社説に祉福を賜ふ神なれば、福足の號有といふ。毎年六月十日に神事有。此日に安藝より當社に來格したまへるよし。同九日の夜、村民等遠賀郡初浦の磯に奇石とて大巖あり。此巖の上に磯の石を抱き登て積置、是を神の荷物を上るといふ。此事今に絶ることなし。又此社の近所に、的野といふ所有。いにしへ流鏑馬を射たりし所とぞ。祭禮あり。祝史は内殿村の尾形氏奉祀す。

〔筑前國續風土記拾遺〕波津浦 枝郷、湯川 奇石ノ社

市杵嶋姫命を祭る。此社の北海岸に岩の出崎あり。宗像郡須惠村の百姓等、毎年六月九日に此所に來りて、磯の小石を多く取りて、此岩上に持上ることあり。是を神の荷上げといふ。昔彼村の産神福足神、此日に嚴島より勸請せしと云。

若 八 幡 宮

河東村大字山田字橋ノ前にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 仲哀天皇 應神天皇 仁徳天皇

一、由緒 創立年月不詳。宗像舊記ニハ山田若宮トアリ。或記ニ宗像朝臣秋足、宗像郡ヲ領セン時、フカク尊信セシヨシ云傳ヘリ。例祭九月十九日。明治五年十一月三日村社ニ被定。

一、境内神社四社

安良賣神社 祭神 難波部安良賣 由緒、創立年月不詳。當社ハ宗像朝臣秋足カ妻難波部安良賣カ孝

烈ヲ感スルノアマリ、村民等神ニ齋祀ル由。類聚國史曰、天長四年三月甲申筑前國難波部安良賣、叙位

二級、免戸田租云々。

須賀神社 祭神 建速須佐之男神 由緒不詳。例祭六月十五日。祭神大綾日命ハ字瀧ケ下無格社白

木神社、祭神高靈神、闇靈神ハ字上ケ岡無格社貴船神社、祭神水波能女神ハ字田中無格社水神社、祭神

豊磐究神、櫛磐究神ハ字原ノ辻無格社門番神社、祭神建速須佐之男神ハ字高岸無格社須賀神社トシテ祭

祀アリシヲ、大正三年五月許可ヲ得テ合併セリ。

白山神社 祭神 伊弉册尊 泉津道守命 菊理媛命 由緒不詳。宗像百八神ノ内也。例祭十一月十

日。祭神大年神ハ字桐畑無格社大歳神社、祭神伊弉册尊、泉津道守命、菊理媛命ハ字白山無格社白山神

社、祭神宇賀能御魂神ハ大字山田字白山、同境内稻荷神社トシテ祭祀アリシヲ、大正三年五月合併。

天満神社

祭神 菅原神

由緒不詳。例祭八月廿四日。祭神大山祇神ハ字水上無格社三島神社、祭

神大山祇神ハ字寒生谷無格社三島神社、祭神菅原神ハ字鳥越無格社天満神社、祭神保食神ハ字鳥越同境

内福地神社トシテ祭祀アリシヲ、大正三年五月許可ヲ得テ合併。

〔筑前國續風土記附録〕 山田村

若宮八幡宮 ハシノマエ

神殿方五尺、拜殿二間三間、祭禮九月十九日、石鳥居一基、奉祀入江大和。

産神なり。祭る所仁徳天皇也。鎮座の初詳ならず。社内にガラン石あり。

〔筑前國續風土記拾遺〕 若宮八幡宮

橋の前といふ所に在。産神也。社説に仁徳天皇を祀るといふ。宗像末社記には山田若宮とあり。七十五社の

一也。恐らくは仁徳天皇にはましまさず、宗像の御子神なるべきにや。神事次第に山田郷若宮明神、正月朔

日神事、同八日步射神事、五月五日神事、三月三日神事、九月九日神事、十一月一日神事など見へたり。今

は九月十九日を恒例の祭日とす。社前に高五尺計の塚有。經家なるべし。祝史は田野村社 奉祀す。

尙拾遺に妙見社、白山権現社の事を次の如く記せり。

〔筑前國續風土記拾遺〕 山田村

妙見社 稗田山に在。宗像百八神の内也。神事次第に正月朔日神事、三月三日神事、五月五日神事、九月九

日神事、十一月一日神事、七月七日神事と見へたり。今はいさゝかなる叢祠となれり。今は十一月朔日を祭

日とす。

白山権現社 此山孔大寺山の別峯也。此御神ます故に白山と號す。即古城ある山なり。御社は白山の東面半腹

大嵩の間に小祠有。前には溪水激湍ありて、清淨なる地なり。宗像百八神の一也。神事次第記に正月朔日神事、

三月三日神事、五月五日神事、七月七日神事、九月九日神事、十一月一日神事と有。今は毎年十一月十日を祭

日とす。又同記に此村の内に黒丸社有。其處詳ならず。今此村に黒谷といふ字あり。若は此所ならん歟と云。

白 鬚 神 社

河東村大字平等寺字下山にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 猿田彦神 天鈿賣神 須佐之男神 倉稻魂神

一、由緒 不詳。例祭九月九日。明治五年十一月三日村社ニ被定。大正十一年七月二十日神饌幣帛料供進指

定濟。

一、境内神社六社

若八幡宮 祭神 仁徳天皇 由緒不詳 例祭八月十五日

竈神社 祭神 奥津彦神 奥津姫神 由緒不詳 字下山ヨリ移轉

貴船神社 同 高靈神 闇靈神 由緒不詳 字貴船谷ヨリ移轉

草場神社 同 安閑天皇 水分神 久比奈母知神 由緒不詳 字神山ヨリ移轉

大山祇社 同 大山祇神 由緒不詳 字市ノ瀬ヨリ移轉

稻守社 同 宇迦能御魂神 由緒不詳 字頭ノ谷ヨリ移轉

〔筑前國續風土記附録〕平等寺村

白鬚明神社 シモヤマ 神殿方一間、拜殿二間三間、祭禮九月九日、鳥居一基、奉祀尾形出羽。

産神也。祭る所猿田彦命也。鎮座の年歴傳ふる事なし。社内に氏八幡社あり。

〔筑前國續風土記拾遺〕白鬚大明神

下山といふ所に在。産神也。猿田彦神を祭る。祭禮九月九日。祝人一戸尾形有。

大山祇社藏王社に關しては拾遺等に次の如く記せり。

〔筑前國續風土記拾遺〕山祇社 草場山と上山との間の路上に在。林木茂れり。石祠なり。宗像末社記に山師社有。是か。村内に土器田、桑田などいふ田字有。いにしへの祭糧の田なりしか。

〔太宰管内志〕山師社

〔宗像社正平末社記〕に、中御島眷屬小神山師社とあり。(文安縁起)に見えたる大島二十三社の内なり。祭

神未だ考へず。山部と云、山師とあるなど、何れも山を守る神にますか。平等寺村山神社を云。

〔筑前國續風土記拾遺〕藏王社 城山の北面山の七八分許に社有。宗像の末社記に草祇社といふは此社ならんか。

八 幡 宮

河東村大字稻元字中谷にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 應神天皇 比咩神 神功皇后

一、由緒 不詳。明治五年十一月三日村社ニ被定。例祭九月十三日。

一、境内神社三社

須賀神社 祭神 素盞鳴神 由緒不詳 字惠ノ裏ヨリ移轉

嚴島神社 同 市杵島神 綿津美神 由緒不詳 字上谷ヨリ移轉、八龍神社ハ字上谷ヨリ當社へ合併

貴船神社 同 高靈神 由緒不詳 字西谷ヨリ移轉

〔筑前國續風土記附録〕稻元村

八幡宮 ナガウラダニ 神殿四尺間三間社、拜殿二間三間、祭禮九月十三日、奉祀小形兵部。

産神なり。祭る所應神天皇、比咩大神、神功皇后なり。境内に神木杉一株二圍あり。

〔筑前國續風土記拾遺〕八幡宮

中浦谷といふ處に在。産神也。八幡大神、比咩神、神功皇后を祭る。社説に、いにしへ豊前國宇佐宮より勸

請すると云。又云、早良郡紅葉八幡宮はいづれの比にか有けん、當社を橋本村に移し祭るといへり。天正十

一年癸未大宮司氏貞、本社建立の棟札、今もあり。また天正年中に擬大宮司氏榮寄進の假面一ツあり。むかしは神幸有。御輿居の石とて、長四尺五寸、横三尺三寸の石、本社の坤半町計に在。其側に棟樹の大木有。又社内に神木の杉有。二圍許。祭禮九月十三日。祝人一戸小形あり。

天 滿 宮

河東村大字河東字森ノ谷にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 菅原神

一、由緒 不詳。明治五年十一月三日村社ニ被定。例祭一月十日、九月十日。

一、境内神社六社

須賀神社	祭神 須佐能男命	由緒不詳	例祭陰曆六月十五日
貴布禰神社	同 高靈神 闇靈神	〃	〃 例祭陰曆九月十日
秋 葉 社	同 火産靈神	〃	〃 字上ノ段ヨリ移轉
豐日神社	同 加具突神	〃	〃 字平田ヨリ移轉
嚴嶋神社	同 市杵嶋姫大神	〃	〃 字高尾ヨリ移轉
貴布禰神社	同 高靈神 闇靈神	〃	〃 字久戸ヨリ移轉

〔筑前國續風土記附録〕河東村

天滿宮 ヲジ 神殿方五尺、拜殿二間三間、祭禮九月十日、石鳥居一基、奉祀田嶋村命婦。

産神なり。菅神を祭れり。鎮座の年歴詳ならず。社内に貴舟社、薬師石佛あり。

〔筑前國續風土記拾遺〕天滿宮

辻山に在。産神なり。勸請の年歴詳ならず。祭禮九月十日。田島社の命婦奉祀す。社内に貴船社、祇園社、

薬師石佛あり。

池 浦 山 王 神 社

河東村大字池浦字鐘崎道にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 國常立命 國挾槌命 惶根命 吾勝命 瓊々杵命 大己貴命 菊理姫命

一、由緒 不詳。例祭九月九日、四月二日。明治三十四年八月三十日村社ニ昇格。昭和十三年五月四日神社名變更許可。明治四十一年一月十九日神饌幣帛料供進指定済。

一、境内神社四社

天 神 社	祭神 天御中主命 高皇産靈命 火々出見命 仲哀天皇 姫踏鞠姫命 建御名方命 猿田彦命
澳津彦命	澳津姫命 下照姫命 葦不合命 鹽土老翁 經津御靈神 由緒不詳 例祭四月二日、九月九日
穀祖神社	祭神 保食命 由緒不詳 例祭二月十三日、九月十三日



八幡神社 祭神 應神天皇 由緒不詳 字高田ヨリ移轉
須賀神社 同 須佐能男命 〃 〃 壹反庄ヨリ移轉

〔筑前國續風土記〕 山王權現の社有。枝村の内、池浦の産神也。祭禮九月九日なり。

〔筑前國續風土記附録〕 多禮村

日吉社 フルヤシキ 神殿方三尺、拜殿二間三間、祭禮九月九日、石鳥居一基、奉祀小方左門。

池の浦にあり。産神也。本編には山王とあり。廿一社を祭る。社説に康正二年近江國滋賀郡比叡山より勸請すといふ。社内に穀祖社あり。

〔筑前國續風土記拾遺〕 山王神社

枝郷池浦の産神也。日吉二十一社を祀る。宗像末社百八神の其一也。宗像社年中行事記に、山王神事、正月朔日元節供神事、七ケ日御供備進之、三月三日節供神事、五月五日節供神事、七月七日七夕神事、九月九日節供神事、四季御神樂神事四度、二季彼岸に七ケ日御供備進之。一年中毎月朔幣望祭神事廿四度とあり。今は正月二日、四月申日、九月九日祭有。社家の説に康正二年近江國滋賀郡日吉社を勸請すといへど、宗像社縁起に既に池浦山王と見へたれば、猶其先久敷時よりある社なるへし。天文天正の頃の亂に、社もたへくなりしを、世治りてかたの如く再興しけるとかや。寛文の頃村民に與作といふもの有。夢の託有て、本社の巽の隅森の中より、古への神體なりとて、石神二十一掘出せり。今社の側にいさゝかなる祠をかまへて、是を祭る。奉祀社人一戸小形氏也。

桑 田 神 社

池野村大字池田字笠松にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 埴安神 素盞鳴命 倉稻魂命 菅原大神

一、由緒 此ノ桑田神社ハ、坂名ト云所小丘ニ齋祭産神也。創立詳ナラネト、往古ハ三社別宮ナリシカ、文祿四年三月氏子ヨリ一社ヲ再建シ、三社相殿ニ合祭スト云。宗像大宮司氏貞ノ寄進ノ瓶子一對、今ニ存在。細事ハ社記ニ在。祭例九月九日、明治五年十一月三日村社ニ被定。昭和七年一月十二日神饌幣帛料供進指定濟。大正十三年八月廿八日大字池田字笠松無格社天滿神社トシテ、又素盞鳴命ハ大字池田字定濟。田字前田ヨリ字笠松ヘ移轉。椰野無格社須賀神社、同大字字大王寺無格社須賀神社、同大字字野田無格社須賀神社トシテ祭祀アリシヲ、大正十三年八月廿八日許可ヲ得テ合祀シ、本社祭神ト同一ニ付、合靈ノ上、境内末社ト共ニ、大字池田字笠松ニ移轉ス。

一、境内神社四社

貴船神社 祭神 高靈神命 由緒 大正十三年八月廿八日許可ヲ得テ、字赤坂無格社貴船神社、字坂名無格社貴船神社ヲ合祀ス。祭神ハ同一ニ付合靈セリ。例祭日四月二十八日

惠比須神社 同 事代主神 應神天皇 由緒 祭神事代主神ハ字釣山無格社惠比須神社、祭神應神天皇ハ字笠松無格社天滿神社境内神社今宮神社トシテ祭祀アリシヲ、大正十三年八月廿八日許可ヲ得テ合併。例祭日十二月三日

金毘羅神社 祭神 大國玉命 由緒 字境無格社金毘羅神社ヲ大正十三年八月廿八日許可ヲ得テ合併。例祭日九月十日

三島神社 祭神 大山祇命 高靈神 少彦名命 由緒 祭神大山祇命、高靈神ハ字中畑無格社三島神社トシテ、少彦名命ハ字峠無格社孔大寺神社ニ、字椰

野無格社須賀神社境内神社祭鳥神社トシテ祭祀アリシヲ、大正十三年八月廿八日許可ヲ得テ合祀シ、同一祭神ハ合靈。例祭日二月初五日。

〔筑前國續風土記附録〕池田村

桑田大明神社 サカミヤウ 神殿八尺ニ五尺、拜殿二間半二間、祭禮九月九日、石鳥居一基、奉祀田野村住入江大和。

産神也。祭る所倉稻魂命、素盞鳴尊、埴安命也。鎮座の初詳ならず。宗像大宮司氏貞寄進の神酒瓶あり。漆器にして描金あり。

〔筑前國續風土記拾遺〕桑田大明神社

坂名山といふ所に在産神也。埴安命、勝田明神、祇園神也。中にも埴安命を桑田明神とし、宇賀魂命を勝田明神といふ。此神本は別社なりしを、天和三年同社に合せ祭る。氏貞の寄進瓶子一對有。高一尺五寸五分、底經五寸五分、酒一升五合を受る。其質は木也。口は朱、其餘は黒漆、むかしは朱にて蝶形の蒔繪有しといふ。近年修飾して、大に古色を失ふ。祭禮九月九日。田野村の入江氏奉祀す。社内に十壹面觀音堂あり。

境内社三島神社に關しては、附録拾遺に次の如く記せり。

〔筑前國續風土記附録〕三嶋大明神社 ナカバタ 神殿三尺社、拜殿方一間、祭禮十一月朔五日、奉祀鐘崎村入江丹後。

産神也。大山祇命を祭れり。

〔筑前國續風土記拾遺〕三嶋社

中畑に在。産神也。大山祇命を祭る。宗像宮年中行事記に、孔大寺の小神に山神有。此社をいふなるへし。同書に山神の次に、芥神といへ。毎年二月朔日より四日まで、祭祀するよし見へたり。今は十一月初五日を祭日る見へたれとも、今は不詳。

とす。鐘崎の社人入江氏奉祀す。

尙天満宮、今宮社、孔大寺神社に關しては、拾遺に次の如く記せり。

〔筑前國續風土記拾遺〕

天満宮 笠松とて枯木の松有。傳教大師笠を掛られし所にて、笠掛松といふ。下に石佛あり。

今宮社 後田に在。宗像末社記に池田若宮有。此社のことならんか。

孔大寺權現社 上畑に在。枝郷新畑の産神也。元祿二年山上の本社を勸請せしといふ。奉祀 田野村の社人入江氏 此所の人家を垂見の畑といふ。本篇に見えたり。

依 嶽 神 社

池野村大字田野字依岳にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 氣長足姫命 玉依姫命 武内大臣

一、由緒 此依嶽大神ト云ハ、玉依姫命日向高千穂ノ岳ヨリ、是國ニ移ラセ給ヒ、先ツ竈門山ニ住、又此依岳ニ移ラセ給ヒシト云。當郡六ヶ嶽ノ一ニシテ、所謂筑前ノ木綿間山是也。 今ヨコナマリテ 湯川山ト云。 創立不詳。文

明三年宗像大宮司氏郷造營ノ棟札今在。天明七年十二月神殿産子ヨリ再建。往古ハ神樂、相撲、流鏑射等アリテ、祭典數度嚴密ナリシ由。社縁ニ神田御手代ナトモ附奉シ、由テ今ニ其所ノ圃字殘レリ。又字ニ角

力畑ト云所在。今ハ産子等形計リノ祭ヲス。細事ハ社記ニ在。明治五年十一月村社ニ被定。昭和七年一月十二日神饌幣帛料供進指定濟。例祭九月九日。

一、境内神社六社

豊日神社 祭神 豊日別命 由緒不詳。明治十一年五月再建。

大正十三年十月十八日許可ヲ得テ、同村同大字向田野無格社波折神社境内神社トシテ祭

祀アリシヲ、同一祭神ニ付、合併合靈セリ。

貴船神社 祭神 高靈神 若産靈命 保食神 倉稻魂命 大日靈命 月弓命 由緒 明治二十年一月石川ヨ

保食神、稻魂命ハ字前岳無格社大歳神社トシテ、祭神高靈神ハ字濱山無格社愛岳神社境内社貴船神社トシテ、又字向田野無格社波折神社境内貴布禰神社、同貴船神社トシテ祭祀アリシヲ合靈、祭神大日靈命、月弓命、保食神ハ同字無格社波折神社境内社福地神社トシテ祭祀アリシヲ、大正十三年十月十八日許可ヲ得テ合併、同時合靈ス。例祭三月社日。

愛岳神社 祭神 保食神 大己貴命 少彦名命 由緒 大正十三年十月十八日許可ヲ受ケ、字濱山無格社愛岳神社合併。

波折神社 祭神 瀬織津姫命 住吉神 志賀神 由緒 社記ニ曰ク、往古ハ驅洲ト云フ所ニ鎮座アリシカ、何レノアハヒヨリ東北ノ方、海潮サシ入テ、廣キ江海ナリシカバ、洲口塞カント、此三柱神ヲ鎮セシ故ニ、波折明神ト稱スト云ヘリ。宗像七十五社ノ一ナリ。創立再建不詳。大正十三年十月十八日許可ヲ得テ合祀ス。祭日十月五日。

須賀神社 祭神 素盞鳴命 國常立命 由緒 社縁ニ曰ク、享保ノ初、大疫流行十年ニ及ヘトモ止ズ。死失頗ル散シ、闔村安堵ノ思ヲナス。是享保十年ノ事ナリ。再建元祿元年、大願主加藤政氏ト云フ。大正十三年十月十八日許可ヲ得テ、字名見ヨリ移轉合併シ、又字向田野無格社波折神社境内社須賀神社祭神素盞鳴命ヲ合靈ス。祭日七月十五日。

森俊神社 祭神 大國主命 岩筒男命 岩筒女神 菅原神 高靈神 素盞鳴命 宗像三女神 由緒 瀬戸リ。産神ナリ。宗像七十五社ノ其一ツ。此神風ノ害ヲナスヲヨク鎮除シ玉フトテ、遠近ヨリ來リ祈ルモノ多シ。其報賽ニハ鼠ノ繪ヲ書テ掛ル。依テ鼠ケ森ト云フ。創立年月不詳。天明八年三月氏子ヨリ再建。祭神菅原神ハ同村同大字字瀬戸無格社天満神社トシテ、祭神素盞鳴命ハ同境内神社須賀神社トシテ、祭神宗像三女神ハ同境内神社嚴島神社トシテ、祭神高靈神ハ同字無格社貴船神社トシテ祭祀アリシヲ、大正九年二月廿五日許可ヲ得合祀シ、字向田野無格社波折神社、

愛岳神社、境内社嚴島神社、祭神市杵島姫命ハ大正十三年十月十八日許可ヲ得テ、同一祭神ニ付合靈セリ。祭日十二月十九日。

〔筑前國續風土記〕 依嶽

田野村に在、ひきし。依嶽大明神の社有り。

〔筑前國續風土記附録〕

與里嶽社 本篇に 神、殿方一間、拜殿二間三間、石鳥居一見ゆ。 基、祭禮九月九日、奉祀入江大和。

産神也。村の東六町計、依嶽の麓にあり。祭る所玉依姫命也。或神功皇后を祭るともいふ。社内に田代宮駒の踏石といふ石あり。境内に異木有。櫻に似て、四時常盤なり。三四月のころ花咲、實はなし。皮は杉に似たり。

〔筑前國續風土記拾遺〕 依嶽神社

産神也。村の東依岳の麓、茂林の中に在。社家の説に、玉依姫命を依岳明神といふ。拜殿に神功皇后、武内大臣、住吉明神、玉津姫命未詳を祭るといふ。此社宗像宮末社七十五社の其一也。宗像神事帳に正月十九日巳時與里岳明神祭、大御供三前、小御供六前、界物三膳、神酒三瓶子、御幣三、魚二掛、桑申米各一枚、祝詞云々。九月九日亦准之、神樂流鏑馬と有。今も此日形計りの祭をなす。古棟札あり。文明三天辛卯二月十日大擅那宗形朝臣氏郷 宗像大宮司六十八代なり。 六十三代氏信の嫡子。 と記せり。神實に假面一つあり。古物なり。奉祀は入江氏也。社内に豊前坊社有。また馬踏石有。林中に古賀樹と云異木あり。

境内社貴船神社、波折神社に關しては、續風土記拾遺に次の如く記せり。

〔筑前國續風土記拾遺〕 貴布禰社

柚ノ木といふ所に在。千疋原に近し。社前の田中に松化石有。高五尺餘なり。兩斷して地に建り。其側に塔の礎石如き大石あり。又石塔の九輪等あり。其初寺の有し址にや。今其由縁を知る者なし。此外貴布禰社三ヶ所、村内にあり。石川、高瀬戸

〔筑前國續風土記拾遺〕 浪折神社

上の岳といふ所に在。向田野の産神也。所祭瀬織津姫命、志賀明神、住吉明神也。社記曰、古へは此地江口浦と津日浦のあはひより、東北の方海潮さし入て、廣き江海也しかは、洲口を塞んとして、此三柱神を鎮め奉りて妨く。築留得たりし故に、此所に社を建て、浪折明神と稱し奉るといへり。宗像七十五社の一つ也。祭日九月廿九日。祝氏上に同し。社内に祇園社あり。

境内社森俊神社に關しては、續風土記附録、同拾遺に次の如く記せり。

〔筑前國續風土記附録〕

森俊社 ネツミガモリ 神殿方一間、拜殿二間三間、石鳥居一基、祭禮九月十五日、奉祀入江大和。

セトの産神也。祭る所玉井津命也。鎮座の始詳ならず。

〔筑前國續風土記拾遺〕 森俊社

瀬戸に在。産神也。鼠ヶ森といふ所祭大國主命。拜殿に警筒男命、警筒女命を祭る。宗像七十五社の内に、田野村杜社明神とある是也。祭禮九月十五日。此神鼠の害をなすをよく鎮除し給ふとて、遠近より來り祈る者多し。其報賽には、鼠の繪を書て懸る。因て鼠の森といふ。

辻 八 幡 社

神湊村大字江口字臯月にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 大鷓鴣命

一、由緒 丸山南村ニ有産神ナリ。辻八幡ト稱ス。所祭應神天皇、今宮明神、武内大臣ナリ。今ハ大鷓鴣命 此一神ヲ祭。

祠ハ宗像七十五社ノ其一ニシテ、昔ハ是ヨリ南十三辻原又ハ八ト云所アリ。故ニ社號トナレリ。寛文ノ初、今ノ地ニ移セリ。宗像宮末社記ニ辻原明神、正月朔日、三月三日、五月五日、九月九日神事ト有り。今ハ

九月廿三日ヲ以テ例祭トス。明治五年十一月三日村社ニ被定。昭和二年九月十日神幣帛料供進指定濟。

一、境内神社五社

豊受神社 祭神 豊受大神 高靈神 由緒 不詳。字臯月ヨリ移轉。廿五年十月字原貴船神社合併。

蛭子神社 同 蛭子神 火産靈神 由緒 不詳。字臯月ヨリ移轉。(字同所荒神社移轉ノ上、該社へ合併。)

須賀神社 同 素盞鳴命 由緒不詳 (廿五年十一月字臯月ヨリ移轉)

大日靈神社 同 大日靈大神 〃 〃

臯月神社 同 瀬織津姫命 宗像三柱神 速秋津姫命 神功皇后 由緒 祭神瀬織津姫命、宗像三柱神、速秋津姫命ハ無格社臯月神社ト

シテ、大字江口字サツキニ祭祀アリ。古へ田島宗像宮ノ領宮地ニシテ、五月五日大祭アリ。競馬ヲモ執行シアリシト。又祭神神功皇后ハ大字江口字原ニ、無格社原神社トシテ祭祀アリシヲ、大正十四年四月一日許可ヲ得テ合祀ス。

〔筑前國續風土記附録〕

辻八幡宮 マルヤマ 神殿方一間、拜殿一間半二間、祭禮九月廿三日、石鳥居一基、奉祀命婦。
村の南六町計にあり。産神也。祭る所三座、應神天皇、今宮明神、武内大臣なり。鎮座のはしめ詳ならず。昔は社の南十三町計ツヅバルといふ。にあり。故に辻八幡と號す。寛文の初、今の地に移せりこそ。

〔筑前國續風土記拾遺〕 辻原社

丸山村に在。産神也。辻八幡と稱す。所祭應神天皇、今宮明神、武内大臣なり。今は大鷲尊一神を祭るといふ。此祠は宗像七十五社の其一にして、昔は是より南十三町計 辻原又八と云所に有。故に社號となれり。寛文の初、今の地に移せり。宗像宮末社記に辻原社又辻原明神、正月朔日神事同佛事 三月三日神事同佛事 五月五日神事同佛事 九月九日神事同佛事と有。今の祭は九月廿三日にて、田島村の命婦奉祀せり。

〔太宰管内志〕 辻原若宮社

〔宗像社正平末社記〕に辻原若宮社とあり。(文安縁起)に小神六十二社とある内の社なり。此社は江口浦にあり。(祭記次第記)に辻原明神正月朔日神事同佛事 仁王講)三月三日神事同佛事 五月五日神事同佛事 九月九日神事同佛事とも見えたり。末社七十五所の内なり。

境内社皐月神社に關しては、筑前國續風土記拾遺に次の如く記せり。

〔筑前國續風土記拾遺〕 皐月社

皐月松原に在。古へ田島の神の頓宮の地にして、五月五日大祭有。競馬をも執行す。本篇に詳なり。今も小祠を建て、宗像三神を勸請し、毎年形計の祭をなせり。

津加計志神社

神湊村大字神湊字下町にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 宗像三柱大神

一、由緒 不詳。明治五年十一月三日村社ニ被定。昭和三年七月二十一日神饌幣帛料供進指定済。

一、境内神社二社

稻荷神社 祭神 宇賀御魂神 由緒不詳

地主神社 同 埴安姫命 高靈神 事代主命 少名彥命 素盞鳴命 猿田彦命 由緒不詳 地主神社字堀

田ヨリ移轉、字西口貴船神社、字鍋田字井牟田字上方同神社、及字西口字中町字下町蛭子神社、字下町妙見神社、字中町須賀神社、字同所猿田彦神社ノ各神祠移轉ノ上、地主神當社へ合併。

〔筑前國續風土記附録〕

津加計志社 チャウスヤマ 神殿一間四方、拜殿二間二間半、石鳥居一基、奉祀深田兵部。

祭る所市杵島姫命也。里民は奥津宮也といふ。是本編に同じ。社家には住吉大明神を祭るといふ。いぶかし。案るに此所田嶋と大嶋の間にあり。且邊津宮の舊址もあれば、里民の説を是とすへし。いにしへは九月七日に祭禮ありしか、今は九月十五日に祭ること。社内に稻荷社あり。

〔筑前國續風土記拾遺〕 津加計志社

人家の南茶臼山に有。此地の産神也。所祭は市杵島姫命。相殿に宗像君遠祖吾田片隅命を併せ祀ると云。宗像社記録には、住吉三神也といふ。津加計志の社號に依て考れば、住吉三神をなれるべし。此社宗像七十五社の其一也。宗像御神事次第に、十二月十八日湊社祭事と申、津加氣志御供同前。是は此前に吹浦社祭の所に、大御供三前とあるをいふなるべし。歌同。是も上に同し。此時の歌ふ詞は、稻庭上の條下に見えたり上御前六本、二本二十五前、次廿五前、酒大瓶二、有立器とみえたり。今は九月十五日に祭をなす。此社むかしは村の乾草崎山の麓高き所に有。いつれの時にか、今の所に移せるならんといふ。其址に今も鳥居在。綱掛社と云。此東邊は高岸にて、其下は船人の波戸なり。上古より澳津島大島田嶋三所の神事に供する船を繫く所なる故に、出入の船の守護の爲に祭りし社なるへし。故に綱繫の社といふなるへし。津加計志といふも綱繫の略語ならん。此浦より御贄の魚類を貢すること、御神事次第等に往々見へたり。社内に稻荷の社有。田島の大宮司深田氏祭祀を司とる。

葦 木 神 社

田島村大字牟田尻字木戸ノ内にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 稚産靈命 倉稻魂命 保食神 底筒男命 中筒男命 上筒男命 水分神 水波賣神
- 一、由緒 宗像末社記ニ葦木明神十一月十四日祭之と有。今ハ九月十五日ニ祭祀ス。當社鎮座ノ由縁、正平年中宗像大宮司氏郷ノ年中行事記、及後堀河院ノ寛喜ノ繪旨ニモ見ユ。亦該社鎮座ノ南ニ石櫃埋アリ。朝廷ヨリ大刀ヲ納メラル由云傳フレハ、往古宗像三柱大神、當村エ降臨ノ際ヨリノ鎮座ナルカ、詳ナラス。

明治五年十一月三日村社ニ被定。

祭神底筒男命、中筒男命、上筒男命ハ字田子浦丹後神社トシテ、祭神不詳神崎神社ハ字井手浦ニ、祭神水分神、水波賣神ハ字平ムタニ雨守神社トシテ祭祀アリシヲ、大正四年十二月七日許可ヲ得テ合祀セリ。

二、境内神社二社

- 德滿神社 祭神 大己貴命 由緒不詳
- 須賀神社 同 素盞鳴命 由緒不詳

〔筑前國續風土記附録〕

葦木大明神社 キド 神殿五尺八尺、拜殿二間三間、祭禮九月十八日、石鳥居一基、古へより命婦奉祀せしか、今は豊福三河奉祀す。村の南にあり。産神なり。祭る所瓊々杵尊。稻倉魂命なり。社説に文明元年正月、宗像大宮司氏佐勸請せりところ。社内に祇園社、德滿社あり。

〔筑前國續風土記拾遺〕葦木神社

村の南木戸内と云處に在産神也。所祭稚産靈命、倉稻魂命、保食神、いつれも石體なり。附録に、瓊々杵尊、倉稻魂神を祭ると見へた。宗像末社七十五社の一也。同社年中行事記に葦木明神十一月十四日祭之と有。今は二月十八日、八月十八日、九月十八日に祀る。村民の説に文明元年正月に、宗像大宮司氏佐はしめて勸請ありしよしひ傳ふれども、正平廿三年六月大宮司氏郷の年中行事記に、此社を載たれば、村民の説は信すべからず。七十五社の目は後堀川院の寛喜の繪旨にも見へ侍れば、猶其前久しき世より祭り來りしなるべし。社内に德滿社あり。

大己貴神を祀る。此徳滿社と葦木社との間に、上代より石櫃ニツ埋みてあり。太刀を藏る由云傳ふ。宗像社の社人豊福氏奉祀す。氏貞の時より同社の命婦、此社を奉仕せしが、近來はしからず。

合祀丹後神社、神崎神社に關しては、筑前國續風土記拾遺に次の如く記せり。

〔筑前國續風土記拾遺〕

田子大明神社田子浦といふ處にあり。又丹後とも書り。住吉三神を祭る。石神にして小祠也。社側に冬青樹と海石榴樹との連理あり。二樹共に老木也。

〔筑前國續風土記拾遺〕神崎明神祠

神名詳ならず。昔は高尾山の南に在。其地を古神崎といふ。

宇 生 神 社

田島村大字牟田尻宇生ノ下にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 伊弉諾命 伊弉册命 貴船神

一、由緒 建長年中宗像大宮司長氏ノ建立ナリト。又古老ノ説ニ、永正年中宗像大宮司氏經、長門國宇生ノ社ヲ勸請ストモ云。例祭五月廿一日、九月廿一日。貴船神宇貴船谷ヨリ合併、明治十六年十二月十二日村社ニ被列。

一、境内神社

貴船神社 祭神 高靈神 由緒不詳 大正元年八月十日境内 保食神社へ合併許可

須賀神社 同 素盞鳴命 由緒不詳

保食神社 同 保食神 由緒不詳 本社ハ同大字々池田ニ無格社保食神社トシテ祭祀アリシヲ、明治四十三年十二月廿八日合併許可

〔筑前國續風土記附録〕 同村同大字々池田ニ無格社保食神社トシテ奉祀アリシヲ、明治四十三年十二月許可ヲ得テ、境内神社ナリシヲ、大正元年八月十日當社へ合併許可。

〔筑前國續風土記附録〕

宇生社 ハマゲチ 神殿方四尺、拜殿二間三間、祭禮九月廿一日、石鳥居一基、奉祀深田浪江命婦。

下牟田尻の産神也。祭る所伊弉諾尊、伊弉册尊、今大明神三座なり。永正二年三月大宮司氏續、勸請せり。社傳に見えたり。社内に祇園社、貴船社、阿彌陀堂、弘法大師堂あり。

〔筑前國續風土記拾遺〕宇生社

濱口といふ所に在。産神也。所祭伊弉諾尊、伊弉册尊、相殿に伊摩明神をも祭れり。社説に建長年中大宮司長氏建立すといへり。里民の説には、永正二年三月大宮司氏經、長門國の宇生社を勸請すと云。此説より所有てきこへたり。毎年九月廿一日祭禮をなす。宗像宮擬大宮司深田氏並同命婦奉仕す。

指 來 神 社

田島村大字多禮字柚木にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 氣長足姫命 阿蘇津彦命 大己貴命 高靈神 少彦名命 水波能賣命 豊日別命
 一、由緒 氣長足姫命、阿蘇津彦命ハ此村（元多禮村）ノ彦土神也。村民ノ説ニ、此神ハ神功皇后異國御征伐ノ時、御旗ヲ司リ給ヒシ神也。故ニ旗指大明神ト云シヲ、今ハ訛リテ指來明神ト云トモ、又一説ニハ阿蘇津彦命ヲ祀ルトモ云ヘリ。舊記傳ラズシテ、由緒審ナラズ。創立不詳。明治五年十一月三日村社ニ被定。大己貴命、少彦名命ハ本村（元多禮村）ノ内三重ト云フ所ニ在産土神ナリ。元祿年中池田村ノ本社ヨリ勸請。孔大寺神社ト云フ。

高靈神ハ字井尻ヨリ、水波能賣神ハ字岩ケ鼻ヨリ、水波能賣神ハ字上タレ（同祭神ニケ所）ヨリ孔大寺神社ニ合併ス。

村社指來神社（祭神氣長足姫命、阿蘇津彦命）ハ字柚木、無格社豊日神社（祭神豊日別命）ハ字岩ケ鼻ニ祭祀アリシヲ、大正五年六月五日許可ヲ得テ、孔大寺神社ニ合併ト同時ニ、村社指來神社ト改稱ス。祭日十月十三日、三月二日、九月十三日

一、境内神社壹社

須賀神社 祭神須佐能男命

由緒 創立年月由緒不詳 祭日六月一日。

〔筑前國續風土記〕

旗指大明神の社有。里民は、さはたり大明神と云。當村の産神にてはなし。祭日は九月九日也。

〔筑前國續風土記附録〕

旗指大明神社 カミダレ 神殿方三尺、拜殿二間三間、祭禮九月十日、石鳥居一基、奉祀田嶋村命婦。

祭る所阿蘇津彦尊一座也。本編には産神にはあらずと見ゆ。元祿の比は池田村孔大寺権現を産靈とせし故也。いつの比よりか、此神を産神とす。社地諸木茂り、大竹多し。

〔筑前國續風土記拾遺〕 指來明神社

本村の産神なり。村民の説に、此神は神功皇后の異國御征伐の時に、御旗を司り給ひし神也。故に旗指大明神といひしを、今は訛りて指來明神といふといへり。又一説には、阿蘇津彦命を祀ることもいへり。舊記傳はらずして、由緒審ならず。社内に大竹生す。昔は此竹を伐りて、旗竿に用ひしといふ。九月十三日を恒例の神事とす。此社の事、本編には産神に非すと見へたり。いつれの頃より産神と崇めしにや、奉祀は宗像社の命婦なり。

孔大寺神社に關しては、筑前國續風土記附録、同拾遺に次の如く記せり。

〔筑前國續風土記附録〕

孔大寺権現社 サンジヤウ 神殿方四尺、拜殿二間三間、祭禮九月十日、石鳥居一基、奉祀田嶋村命婦。

此所の産神也。元祿年中池田村より勸請すといふ。社内に祇園社あり。

〔筑前國續風土記拾遺〕 孔大寺権現社

本村の内三重といふ所に在。産神也。元祿年中池田村の本社より勸請すといふ。祭禮九月十八日。奉祀の社

人上に同じ。社内に祇園社有。又神木の松一株有。五本に分れて繁茂す。圍二丈三尺計あり。

伊 摩 神 社

田島村大字吉田字安入寺にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 譽田天皇。武内大臣。事代主命。素盞鳴命。

一、由緒 正長元申年創立。明治五年十一月三日村社ニ被定。祭神武内大臣ハ字安入寺無格社織幡神社トシテ、事代主神ハ字川端ニ無格社惠比須神社トシテ、素盞鳴命ハ字向ニ無格社須賀神社トシテ祭祀アリシヲ、大正十五年五月五日許可ヲ得テ、合祀ト同時ニ字今ヶ浦ヨリ字安入寺ニ移轉ス。

一、境内神社一社

五穀神社 祭神 保食神 火産靈神 由緒 祭神保食神ハ字安入寺無格社織幡神社ノ境内神社トシテ、又火産靈神ハ字向無格社須賀神社ノ境内神社トシテ祭祀アリシヲ、大正十五年五月五日許可ヲ得テ合祀ス。

〔筑前國續風土記附録〕

伊摩大明神社 イマガウラ 田嶋村命婦 奉祀せり。

應神天皇を祭れり。社説に正長元年宗像氏信建立せりといふ。按るに往古はさばかりの大社なりしにや。田嶋宮に藏める古文書の内に仁王講田の下文あり。○中編一六 二頁参照

〔筑前國續風土記拾遺〕 伊摩大明神社

今浦と云所に在。産神也。宗像百八神の内にして、社説には八幡大神を祀るといへり。宗像社神事次第記に、伊摩社大明神、正月廿日步射神事、五月五日神事御幸成。八月十四日神事御幸成。九月九日神事下符祭と有。今は九月廿四日を例祭とす。宗像宮の命婦奉祀す。或説に當社は百二代稱光院の正長元年に、宗像大宮司氏信建立づれも正長より以前の物也。此説信ずべからず。宗像社に藏する所の古證文に、八十七代後嵯峨院寛元四年、後深草院の正元元年の古證文○中編一六二頁、あり。これにても正長の勸請ならぬ事を知るべし。

合祀社織幡神社に關しては、筑前國續風土記附録、同拾遺に次の如く記せり。

〔筑前國續風土記附録〕

織幡社 アンニウジ 神殿方三尺、拜殿二間三間、祭禮九月九日奉祀入江丹後

村の良二丁計にあり。産神也。祭る所武内大臣なり。寶永元年鐘崎より勸請せり。

〔筑前國續風土記拾遺〕 織幡社

村の良貳町に在。産神也。寶永元年鐘崎の本社より勸請す。祭禮九月九日。鐘崎浦の入江氏奉祀す。

巖 島 神 社

岬村大字地島字泊りにあり。

〔神社帳〕

一、祭神 田心姫命 市杵島姫命 瀧津姫命
 一、由緒 創立年月不詳。明和六年丑九月十三日神殿拜殿共ニ焼失ス。同七年寅ノ二月二十四日兩殿共再建成就ス。例祭九月十五日

一、境内神社六社

森俊神社	祭神	大己貴命	由緒不詳
疫神社	同	大己貴命 少名彥命	〃
高殿神社	同	應仁天皇	〃
天照皇大神宮	同	大日靈命	〃
天滿神社	同	菅原道真	〃
惠比須神社	同	事代主命	〃

〔筑前國續風土記附録〕

嚴嶋社 神殿方一間、拜殿二間半三間、祭禮九月十五日、石鳥居一基、奉祀鐘崎住入江丹後。

産靈なり。奥の嶋の神を祭ると、本編に見えたり、鎮座の年歴詳ならず。社内に森俊社、稻荷社、御高所社、貴船社、今宮あり。

〔筑前國續風土記拾遺〕 嚴島神社

泊に在。産神なり。宗像七十五社の一也。大宮司氏郷正平年中の社記には、此社白濱にありと見えたり。後

田 熊 神 社

東郷村大字田熊字中尾にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 素盞鳴尊 大己貴命
 一、由緒 宗像七十五社ノ一也。往古ハ出雲ノ大社ト排例ノ社ト云。故ニ十一月二日ニ神事有リ。宗像年中行事記ニ見エタリ。昔ハ村ノ長ジゲト云所ニ在リシヲ、延寶年中今ノ社地ニ遷座ス。其跡著シ。四至ノ大石四ヶ建リ。其間甚廣シ。今ハ田ト成レリ。其地ニ甌島ト云字有。御饌ヲ調進セシ所ト云。其地凡貳反歩計リアリ。又其近キ所ニ鳥居田アリ。鳥居ヲ建シ處ト云。ジゲハ示現ノ訛ニテ、當社ヲ示現大明神ト云シヲ、明治三年故アリテ田熊神社ト改稱ス。昔ハ大社ナレハ、古文書古器物等數多アリケレ共、安永五年ニ社殿回録ニ及、今ハ少殘レリ。明治五年十一月三日村社ニ被定。大正十五年六月二十四日神饌幣帛料供進指定濟。例祭陰曆六月十五日。

一、境内神社四社

貴船神社 祭神 保食神 由緒不詳

にこゝに移せしにや。社内に御高所社といふあり。いかなる神を祀れにや。祭禮九月十一日。鐘崎の入江氏奉祀す。按に宗像末社記に、嚴島社(小島)泊若宮。又一本には市杵社(白濱)など有て、今と異なり。泊に今若宮社なし。また白濱に市杵島社なし。いぶかし。古昔地名を誤るべきにあらず。姑く記して後人の是正を待つ。

須賀神社 祭神 伊弉諾命 伊弉冊命 素盞鳴命 由緒不詳 字地下ヨリ移轉
 貴船神社 同 保食神 由緒不詳 字中尾ヨリ移轉
 多賀神社 同 伊弉諾命 高靈神 由緒不詳 祭日八月二日

〔筑前國續風土記附録〕

示現社 ナカヲ 神殿方一間、拜殿二間三間、祭禮九月九日、石鳥居一基、奉祀山伏金壽院。

産神也。祭る所大己貴命、素盞鳴尊也。いにしへはジゲといふ處に鎮坐ありしが、其地に大石四箇あり。寶曆元年祇園の社を建立す。

延寶年中田嶋の社内に移せり。其後此地に又社を建て祭れり。

〔筑前國續風土記拾遺〕 示現大明神

中尾といふ所に在。産神也。祭神素盞鳴尊也。大己貴命をも併祭る。宗像七十五社の一なり。いにしへは大社なりしといふ。十一月二日に神事有しよし、宗像年中行事記に見へたり。今は九月九日祭有。昔は村の良ジゲ示現を訛れるといふ所に在。延寶年中今の地に遷せり。其址の四至に大石四箇建り。其間甚廣し。今は田となれり。此石を穢せば、厲有といふ。その北に甌島コシキといふ字有。御供を調進せし處と云。其所凡貳反許あり。又其近き處に、鳥居田とて有。むかし鳥居の有し跡也。奉祀は修驗者眞言山伏金壽院なり。

〔福岡縣地理全誌〕 田熊神社

昔へ村ノ東北地下チゲナリ。示現ノ誤ト云所ニアリシヲ、延寶年中田島ノ社地ニ移シ、其後又今ノ地ニ移セリ。末社五貴船神社、宗像年中行事記ニ田熊貴船宇賀神社、菅原神社、以上三社相殿靈神社上多賀神社下

矢 房 神 社

東郷村大字東郷字井ノ久保にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 大己貴命 天照皇大神 田心姫命

一、由緒 應神天皇二年庚卯十一月ニ勸請ス。宗像七十五社ノ内ニ風隼社トアリ。當社ノ事ナリ。明治五年十一月三日村社ニ被定。昭和二年九月十日神饌幣帛料供進指定濟。例祭陰曆九月九日。

一、境内神社五社

伊久志神社	祭神	伊弉諾命	伊弉冊命	由緒	<small>宗像七十五社ノ一ニシテ、昔シ沖ト云所ニ、廣大ノ社殿アリシカ、安政年間ニ當地ニ移轉ス。</small>
天満神社	同	菅原神	由緒不詳	字井ノ久保ヨリ移轉	
扇貴船神社	同	靈神	〃	字下ノ畑ヨリ移轉	
蛭子神社	同	靈神	〃	字村前ヨリ移轉	
大日靈神社	同	天照皇大神	〃	字浦町ヨリ移轉	

〔筑前國續風土記附録〕

矢房宮 神殿方一間、拜殿二間三間、祭禮九月九日、奉祀中村求馬。

村の西南の林中にあり。産神なり。祭る所天照大神、田心姫命、大己貴命なり。里民は應神天皇二年に鎮坐

し給ふといへども、後土御門院應仁二年なるを誤れるにや。

〔筑前國續風土記拾遺〕 矢房神社

産神なり。村の西南林中に在。所祭天照大神、田心姫、大己貴命なり。

古棟札に應神天皇二年に勸請といふ事見へたれども、信用しがたければとらず。

此社七十五社の内の風隼社ならん歟といへり。未詳。祭禮九月九日。祝人は中村氏なり。

境内社に關する文献を左に記す。

〔筑前國續風土記拾遺〕 伊久志社

仲といふ所に在。小祠也。木像三躰有。伊弉册尊を祀ると云。

〔筑前國續風土記附録〕

貴船社 ムラウチ 社内に石あり。石面に扇子半開きたるごとくの形あり。神體なりといふ。

〔續風土記拾遺〕 貴布禰社

扇といふ所に在。木像三躰あり。祠中に奇石一箇有。高さ六七寸、長壹尺六七寸計り、幅七八寸。左の方に扇の形有。長六七寸計り。折目十四、末廣の形に似たり。石のすべての色は、白赤也。扇面のいる紫色。恰彫刻せるが如し、此石あるによりて、地名をも扇と云り。此外貴布禰社二所有。

摩利支神社

東郷村大字東郷字土井ノ内にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 天之御中主命

一、由緒 往古宗像大宮司代々崇敬ノ社故ニ、當郡中央ノ地ニ鎮座ス。中世ヨリ修驗葛城神社ニ奉仕セシヨリ、摩利支天ト稱スナリ。當宗像郡村ヨリ造繕祭典ノ費課出セリ。明治三年ヨリ又葛城神社ト改稱ス、同廿八年三月廿八日社號摩利支神社ト訂正ノ許可アリ。例祭陰曆四月八日、九月八日。大正十四年十月九日村社ニ列セラル。大正十四年十月二十二日神饌幣帛料供進指定濟。

一、境内神社一社

豊山神社 祭神 保食神 由緒不詳

〔筑前國續風土記附録〕

摩利支天堂 エノキバタ石鳥居一基。

〔筑前國續風土記拾遺〕

摩利支天堂 榎木と云處に在。毎年四月七月五穀成就の祈禱、當郡眞言宗の修驗等集會して執行す。

六 所 御 前 社

東郷村大字久原字古ノ崎にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 彦火々出見尊 豊玉姬命 猿田彦命 田心姬命 湍津姬命 市杵嶋姬命
 一、由緒 宗像祭祀記ニ、下津六之御前トイヘル此ノ社也。許斐王子神社從神ナリ。明治四年故有テ六之
 神社ト改稱ス。宗像大宮司氏貞、元龜四年ニ社殿再建。宗像七十五社ノ一ナリ、明治五年十一月三日村社
 ニ被定。例祭陰曆九月廿日。

一、境内神社四社

貴船神社	祭神 保食神	由緒不詳
須賀神社	同 素盞鳴神	字古屋敷ヨリ移轉。
八幡神社	同 應神天皇	大祭日七月九日。
菅原神社	同 菅原神	〃

〔筑前國續風土記附録〕

六御前社 イバノモト 神殿方三尺、拜殿方二間、祭禮九月十八日、奉祀尾形出羽。
 産神也。祭る所田心姬命、湍津姬命、市杵嶋姬命、彦火々出見尊、豊玉姬命、猿田彦命也。元龜四年九月宗
 像大宮司氏貞再建の棟札有。社内に貴船社あり。

〔筑前國續風土記拾遺〕六御前社

射場本と云處に在。産神也。所祭宗像三神、火々出見尊、豊玉姬命、猿田彦神也。宗像祭祀記に下津六御前
 といへる此社なるべし。祭祀の次第、上六御前に同じ。許斐社の從神也。宗像大宮司氏貞、元龜四年九月再

建の棟札有。奉祀は内殿村なり。
尾形氏なり。

和 歌 神 社

東郷村大字大井字ワカにあり。

〔神社帳〕

一、祭神 柿本人丸

一、由緒 永正二年二月八日大宮司氏續建立。明治五年十一月三日村社ニ被定。例祭陰曆九月廿五日

一、境内神社二社

須賀神社	祭神 素盞鳴尊	由緒不詳
國玉神社	同 國常立尊 高靈神 瀬織津姬神 闇靈神 水速之神 菅原神	由緒 國玉神社ハ宗 像七十五社ノ

一也。高靈神已下四神、字山ノ口外
四ヶ所ヨリ移轉ノ上、當社へ合併。

〔筑前國續風土記附録〕

和歌大明神社 フチガタニ 神殿方一間、拜殿二間三間、石鳥居一基、
祭禮九月廿五日、奉祀田島村命婦。

産神也。人麿明神を祭る。永正二年大宮司氏續勸請せりといふ。社内に祇園社あり。

〔筑前國續風土記拾遺〕和歌大明神社

藤か谷といふ所に在。人麿の靈を祀る。里民の説に、永正二年二月八日大宮司氏續の建立といひ傳ふ。誤也。

既に宗像七十五社の内に入れば、猶其さき久しき時よりの鎮座なるべし。産神也。例年九月廿五日に祭有。宗像宮命婦奉仕す。

此社の縁起天明六年鷹取周成書けり。

境内社國玉神社に關しては、筑前國續風土記拾遺に次の如く記せり。

〔筑前國續風土記拾遺〕國玉大明神

村内大へらといふ所に在。大國魂神を祀る。七十五社の一也。されども今は小祠也。里民は明應年中宗像大宮司の建立也といへども、是亦あやまりなり。二月十五日を祭日とす。宗像宮の社人吉田氏奉祀す宗像末社記に大井大明神あり。いづれの社をいへるにや、詳ならず。

正 八 幡 宮

東郷村大字用山字西ノ前にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 神功皇后 應神天皇 武内大臣

一、由緒 宗像宮末社七十五社ノ其一也。宗像大宮司氏俊建立。代々大宮司造營。天正五年氏貞再建。明治五年十一月三日村社ニ被定。例祭一月十日、八月十五日、九月十八日

一、境内神社三社

須賀神社 祭神 素盞鳴尊 由緒不詳

貴船神社 同 高靈神 //

疫神社 同 五十猛神 // 祭日八月三日

〔筑前國續風土記附録〕

八幡宮 神殿方五尺、拜殿二間三間、祭禮九月十九日、奉祀小方掃部。

産神なり。祭る所神功皇后、應神天皇、武内大臣なり。社内に祇園社、貴船社あり。櫟一株周りあり。神木也。社家の説に、天應年中宗像大宮司氏雄建立せしこそ。案るに宗像家の起りしは、宇多帝の御宇なるよし宗像系圖に見ゆ。氏雄大宮司職たりし時、天應の年號なし。社家に傳ふる所疑はし。又宮山に矢筥竹を産す。

〔筑前國續風土記拾遺〕八幡宮

鷲尾山といふ所に在。産神也。所祭は八幡大神、香椎大神、武内大臣也。里民の説に、光仁天皇の天應元年に大宮司氏男建立有しといふ。天正年中小早川隆景卿、神田寄付有て、今に田字に残れり。社内に櫟大樹有。周一神木なり。又此宮山に箭筥竹ヤサキ多く生ず。宗像家有し時は、代々此竹を取て箭に用ゐられしといへり。案に上代當郡より箭矢ヤサキを朝廷に貢獻せしにや。賦役令義解解解形、箭といふこと見へたり。若は此地の箭筥を貢物とせしならんか。可尋也。例祭は八月十五日、九月十五日也。八並村の小方氏奉祀す。

高 見 神 社

南郷村大字曲り字宮ノ後にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 事解男命 伊弉册尊、速玉男命 加具突智神

一、由緒 創立天安元年當郡許斐山ニ熊野神社勸請有シ時、紀伊國牟漏郡ノ本社ヨリ神神體暫ク此處ニ遷坐有シ故、其跡ニ社ヲ建テ、祝祭スト。明治五年十一月村社ニ被定。例祭九月廿八日ヨリ廿九日迄 祭神加具突智

神ハ同大字々香畑無格社御嶽神社トシテ祭祀アリシヲ、四十三年十月六日合併許可。祭日九月廿四日。大正十五年六月二十四日神饌幣帛料供進指定濟。

一、境内神社三社

須賀神社 祭神 素盞鳴男尊 由緒不詳

貴船神社 同 高靈神 闇靈神 //

龍王社 同 天水天神 國水天神 //

〔筑前國續風土記附録〕

高見宮 シバワラ 神殿三間社、拜殿五間三間、祭禮九月十九日、石鳥居一基（額竹田定直筆也）奉祀中村若狭。

祭る所伊弉册尊、泉津事解男神、泉津速玉男神なり。縁起 神屋亭撰 曰、文德天皇天安元年にはしめて許斐山に勸請せり。其時しばらく此里にとまり給ふゆへに、社を建て祭れりこそ。社内に祇園社、薬師堂あり。

〔筑前國續風土記拾遺〕 高見權現社

下曲にあり。産靈なり。祭神熊野三神也。文德天皇天安元年に許斐山に熊野權現を勸請有し時、紀伊國牟漏

郡の本社より、神躰をしばらく此所に遷座なし奉りて、其後許斐山に移し祀るといふ。慶長四年造營の棟札有。鷹見權現と有。祭禮九月十九日。當村の祝人中村氏奉祀す。社内に祇園社、薬師堂あり。 木佛長二尺斗古物なり。

八 幡 宮

南郷村大字朝町字中村にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 仲哀天皇 譽田天皇 神功皇后

一、由緒 不詳。明治五年十一月三日村社ニ被定。昭和十一年十月十日神饌幣帛料供進指定濟。例祭九月十九日。

一、境内神社四社

天満神社 祭神 菅原神 由緒不詳 本社ハ元同村大字朝町字中村ニ無格社天満神社トシテ祭祀アリシヲ、昭和十一年十一月十日許可ヲ得テ合併ス。

須賀神社 同 素盞鳴男尊 由緒不詳 當社ハ元同村大字朝町字中村ニ、無格社天満神社境内須賀神社トシテ祭祀アリシヲ、昭和十一年十一月十日許可ヲ得テ合併ス。

薬祖神社 同 大己貴神 少毘古那神 由緒不詳 當社ハ元同村大字朝町字中村ニ無格社天満神社境内薬祖神社トシテ祭祀アリシヲ、昭和十一年十一月十日許可ヲ得テ合併ス。

市杵嶋神社 同 市杵嶋神社 由緒不詳 明治二十四年二月六日字竹重ヨリ移轉ス。當社ハ元同村大字朝町字中村ニ無格社天満神社境内市杵嶋神社トシテ祭祀アリシヲ、昭和十一年十一月十日許可ヲ得テ合併ス。

〔筑前國續風土記附録〕

八幡宮 ナカムラ 神殿方七尺、拜殿二間三間、祭禮九月十九日、石鳥居一基、奉祀中津内膳

産神也。祭る處應神天皇、神功皇后、武内大臣なり。鎮座の始詳ならず。社内に古き釣鐘有。賢保三年三月吉日大工坂田左馬と彫れり。いかなる人の寄附なるにや。賢は誤なり。建保なり。建保は順徳帝の御宇なり。

〔筑前國續風土記拾遺〕八幡宮

本村に在。産神也。所祭神應神天皇、神功皇后、武内大臣なり。宗像社年中行事記に、朝町大明神有。此社をいふにや。祭日は九月十九日也。古鐘一口あり。元祿の頃、當處の延壽浦といふ所の圃中より掘出せり。銘に建保三年乙亥三月五日大工坂田家守と記せり。其餘文字あれども、磨滅して詳ならず。建保は順徳院の四年迄六百七十年になれり。奉祠は王丸村の中津氏なり。

〔福岡縣地理全誌〕八幡宮

應安祭祀記ニ朝町大明神、正月朔日、三月三日節供神事トアルハ此社ナルベシ。寄附山四百坪アリ。末社一、貴船神社井上福智神社浦

八 幡 宮

南郷村大字光岡字辻ノ園にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 神功皇后 譽田天皇 武内大臣 閻魔神 市杵嶋姫命 素盞鳴尊

一、由緒 創立不詳。譽田天皇東宮ニテ未御位ニ即セ玉ハサル時、此所エ御遊軍マシマシテ、御車ヲ駐メ玉ヒタル其陣迹ニ、御社ヲ建シト。明治五年十一月三日村社ニ被定。例祭九月廿八日。祭神閻魔神ハ同大字々々原無格社貴船神社、同大字々々大田無格社貴船神社、同大字々々損田無格社貴船神社トシテ、祭神市杵嶋姫命ハ同大字々々原無格社市杵嶋姫神社トシテ、祭神素盞鳴尊ハ字下原無格社須賀神社トシテ祭祀アリシヲ、大正元年十月三十一日合併許可。大正十年四月七日神饌幣帛料供進指定濟。

一、境内神社四社

大己貴智神社 祭神 大己貴智神 由緒不詳

天満神社 同 菅原神 //

徳満神社 同 保食神 // 同大字々々下原無格社須賀神社祭神保食神及同境内保食神社トシテ祭祀アリシヲ、大正元年十月卅一日合併許可。

疫 神 社 同 枉津日神 // 慶應四年光岡村疫症流行ニヨリ勸請ス。例祭六月十七日、十一月十七日

〔筑前國續風土記附録〕

若八幡宮 ミネノハル 神殿方一間半、拜殿二間三間、祭禮九月廿八日、石鳥居一基、奉祀小方左門。

産神也。祭る所應神天皇、神功皇后、武内大臣。鎮座の年歴詳ならず。社内に天満宮、大日堂、薬師堂 此所の山伏入峯の時、修法の場也。故にみねの薬師といふ。あり。

〔筑前國續風土記拾遺〕若八幡宮

産神也。所祭八幡大神、香椎大神、武内大臣也といふ。宗像七十五社の内光岡若宮とある、此社の事也。同

年中行事記に光岡若宮社、三月三日神事、五月五日神事、七月七日神事、九月九日神事、十一月下符祭朔幣望祭神事一年中廿四度とあり。今は正月元日、九月二十五日、同廿八日に祭あり。神人は池浦の住小方氏奉祀たり。社内廣潤にして、林木生茂れり。神木楠周圍一丈八尺有。又杉の大木有。圍八尺餘有。其外喬木多し。末社に天満宮有。また境内に藥師堂有。古佛なり。是を峯の藥師といふ。むかし此邊に温泉有。其湯守也といふ。湯坂といふ處も有。寶滿山の修驗峯入の時は、此藥師に來り、一夜修法すること例也。此堂の側にも杉の大木二株有。神木なりとて、村民觸侮ることなし。又大日堂あり。

此社の鳥居の銘に元祿十六年三月光岡村伊熊與左衛門喜捨とあり。此社の社記は寛延元年青山敏文書けり。

住 吉 神 社

南郷村大字野坂字宮首にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 表筒男命 中筒男命 底筒男命
- 一、由緒 創立天文十六年宗像大宮司正氏、長門國豊浦ノ一ノ宮ヲ勸請セラレシヨシ。又宗像大宮司代々造營ノ棟札有。明治五年十一月三日村社ニ定ラル。大正四年十一月十日神饌幣帛料供進指定濟。例祭九月廿九日。

一、境内神社三社

天満神社 祭神 大山祇命 菅原神 大國主命 伊弉那美命 事解男命 早玉男命 宇賀魂命

由緒不詳 天満神社ハ字千疋原ヨリ移轉。大山祇命已下六神ハ字中山外三ヶ所ヨリ當社へ合併。

疫 神 社 祭神 八十枉日神 由緒不詳 字森吉ヨリ移轉。

小木神社 同 味鋤高彦根命 〃 〃 字小木ヨリ移轉。

〔筑前國續風土記〕野坂

此所に長門の一の宮、住吉二の宮、神功を宗像大宮司勸請す。一の宮、此地にては小木大明神と云。

〔筑前國續風土記附録〕

一之宮 モリヨシ 神殿四尺間二間三間、拜殿二間三間、祭禮九月晦日、石鳥居一基、仲村日向
 村中十所九十餘戸の産神也。十所とはモリヨシ、イマイン、ツカノモト、ヲコヤ、ナカ祭る所住吉三神なり。本篇に見ゆ。社説に天文十六年長門國より勸請の時、今の小木の社にしはらくまませしゆへに、小木大明神ともいふとぞ。社内に彌勒堂あり。

〔筑前國續風土記拾遺〕一宮

森吉に在。村内十所森吉、今院、塚本、小木屋、中山、會下、次郎丸、大井、千疋原、ハザの産神也。所祭は住吉三神也。緣起に宗像大宮司正氏、天文十六年に長門國豊浦郡の一宮り。長門國一宮は延喜式神名帳に、豊浦郡住吉荒魂神社とあを勸請せられよし云り。社説に始め勸請の時は、今の小木社に暫く坐せし故に。小木大明神ともいへり。其時の棟札に、奉建立小木大明神拜殿一字、社家地頭重矩とあり。又天正十一年癸未十月十八日棟札に奉新造筑前國宗像野坂庄、小木

大明神寶殿一字、本願許斐左馬太夫氏備云々有。假面二枚あり。古物也。一面の裏に銘あり。文永七年乙丑等の文字あり。其餘は剝して詳ならず。社内に枯木の太樟一株あり。周五圍計。黄腸のみなり。九月晦日恒例の祭日也。祝史を仲村氏といふ。

貴 船 神 社

南郷村大字大穂字柳浦にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 高靈神 水波之女命 闇靈神

一、由緒 文録頃、許斐城主多賀民部少輔尙隆創立。明治五年十一月三日村社ニ被定。例祭陰曆九月廿七日。

一、境内神社八社

五穀神社 祭神 宇迦之魂命 由緒不詳

五十猛神社 同 五十猛神 //

須賀神社 同 素盞鳴尊 //

諏訪神社 同 建御名方命 //

保食神社 同 保食神 //

山口神社 同 大山祇命 句々廻馳神 埴安神 瀬織津姫神 天兒屋根神 神靈魂神 啼澤女神

豊玉姫神 金山彦神 豊磐間戸神 由緒不詳。山口神社ハ字山口ヨリ本社境内へ移轉。句々奴智神外八神廿六ヶ所ヨリ移轉合併。

寶滿神社 祭神 玉依姫命 大山祇命 宗像三女神 由緒不詳。字湯ノ園ヨリ移轉。字山口山ノ神社並知勝神社移轉ノ上、當社へ合併。

天滿神社 同 菅原神 由緒 大字大穂字陽園ニ無格社天滿神社トシテ祭祀アリシヲ、大正十三年十月十五日許可ヲ得テ、移轉合併ス。

〔筑前國續風土記附録〕

貴船社 神殿方一間、拜殿二間三間、祭禮九月廿七日、石鳥居一基、奉祀鞍手郡稻光村小方大内藏

村の西マツガヘラといふ山の下にあり。産神也。祭る所高靈神、闇靈神、罔象女命なり。明應年中許斐城主

多賀民部少輔隆忠建立すといふ。

〔筑前國續風土記拾遺〕 貴布禰社

村の西松ヶ平といふ山の下に在。産神也。所祭高靈、闇靈、罔象女神也。社傳曰、明應年中許斐城主

部少輔隆忠建立せしといふ。祭禮九月廿七日。鞍手郡稻光村小方氏奉祀す。

貴船神社境内社寶滿神社に關しては、筑前國續風土記拾遺に次の如く記せり。

〔筑前國續風土記拾遺〕 近津宮 古森 宗像三神を祭る。古へは當村の産神なりしといふ。

神 武 神 社

神興村大字津丸字四郎丸にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 神日本磐余彦命 踏躰五十鈴姫命
 一、由緒 當社ハ此村ノ氏神ナリ。古老説ニ神武天皇東征仕給ムトテ、日向國ヨリ官軍ヲヒキイテ、岡ノ湊ニ遷リ給フ時、鳳輦ヲ假ニ此所ニ止メ給布。依テ其跡ニ社ヲ建立シ、天照皇大神ヨリ六世ニ當ラセ給フ故ニ、六ノ權現ト奉祝シカ、明治ノ一新ニ權現ノ號ヲ廢シ、五年十一月三日村社ニ定メラレ、二十五年十一月神武神社ト改稱ス。例祭九月廿九日、十一月九日。
 一、境内神社四社

須賀神社	祭神	素盞鳴命	由緒不詳
貴船神社	同	高麗神	〃
馬飼社	同	保食神	〃
牛飼社	同	大己貴命	〃

〔筑前國續風土記附録〕

六之權現社 ヲラノタニ 神殿方一間、拜殿二間三間、祭禮十一月九日、奉祀伊藤伊賀。
 産神と等しく崇む。祭る所神日本磐余彦天皇、踏躰五十鈴姫命也。此御神は地神五代葦不合尊の御子なる。故に、六之權現といふこそ。社内に祇園社、貴船社、稻荷社、牛飼社、馬飼社あり。

〔筑前國續風土記拾遺〕 六之權現社

村内裏谷といふ所に在。所祭の神、日本磐余彦尊、姫踏躰五十鈴媛命也。社傳に此御神、天照大神より六代

的 原 神 社

に當らせ給ふ故に、六之權現と稱すと云。

神興村大字村山田字安梅寺にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 大己貴命 味鋤高彦根命 下照姫命
 一、由緒 寛永二十癸未年、八並村ヨリ當地ニ鎮座。明治五年十一月三日村社ニ被定。大正十四年十一月十九日神饌幣帛料供進指定濟。例祭陰曆十月十一日。

〔筑前國續風土記附録〕

的原大明神 ヲ、タニ 神殿五尺間、三間社、拜殿二間半三間、石鳥居一基、祭禮九月十一日、奉祀小方掃部。
 村の南三十歩計にあり。産神也。貞享二年八並村より勸請せしよし。社内に大日堂あり。

〔筑前國續風土記拾遺〕 的原大明神

村の南大谷といふ所に在。産神也。貞享二年三月八並村より勸請す。祭禮九月十一日なり。

的 原 幡 社

神興村大字八並字山中にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 大己貴命 味鋤高彥根命 下照姬命
 一、由緒 當社ハ宗像七拾五社ノ一也。舊記ニ大己貴命、更娶田心姫命、湍津姫命爲妃、鎮座此山北嶺、于時伊弉册命、速玉男、事解男三神、爲三鷹、自東飛來、止此峯、三鷹變作石像、頭身足翅、皆備如眞見在、大己貴命讓此峯於三神、自率田心姫、湍津姫二妃、降居山腹、爾後三女神移宗像宮、大己貴命遷許斐山トアリ。當社ヲ言フナルベシ。明治十年丑五月宗像神社ノ攝社トナル。明治五年十一月三日村社ニ定メラル。例祭九月十一日。

一、境内神社五社

今宮社	祭神	直日靈神	由緒不詳
須賀神社	同	素盞鳴命	本社ハ大字八並字小田ノ浦ニ無格社須賀神社トシテ祭祀アリシヲ、昭和九年一月十一日許可ヲ得テ合併。
嚴島神社	同	市杵嶋姫命	本社ハ大字八並字山ノ後ニ無格社嚴島神社トシテ祭祀アリシヲ、昭和九年一月十一日許可ヲ得テ合併。
貴布禰神社	同	闇靈神	本社ハ大字八並字山ノ後ニ無格社貴布禰神社トシテ祭祀アリシヲ、昭和九年一月十一日許可ヲ得テ合併。
天滿神社	同	菅原神	本社ハ大字八並字吉原ニ無格社天滿神社トシテ祭祀アリシヲ、昭和九年一月十一日許可ヲ得テ合併。

〔筑前國續風土記附録〕

的原大明神社 神殿方三間、拜殿二間三間、祭禮九月十一日、奉祀小方掃部。

山中といふ所の内マトノハラに有。産神也。祭る所大己貴命、味鋤高彥根命、下照姫命、諏訪大明神、小木大明神也。鎮座の年歴傳ふる事なし。社説に昔許斐山乃城主、此所にて射術をならひしこそ。又イバガモト

といふ小字もあり。かゝる故に的元の社號ありといふ。八並とは小木大明神の御弟に大母漏隅命といふ神あり。是矢集連の祖也。大母漏隅命も小木命にしたがひ、此處に住給へり。今モリといふ處あり。母漏の轉語也。村の名をも矢集といひしが、後に八並といへりこあり。ぞ。森の社あり。大母漏隅命を祭る。

〔筑前國續風土記拾遺〕的元大明神

許斐岳の麓、的原にあり、産神也。所祭神、大穴牟遲命、阿遲鉏高日子根命、下照比賣命也。七十五社の其一也。舊事記曰、大己貴神先娶下坐宗像一與都島神田心姫命上、生一男一女、兒味鋤高彥根神、妹下照姫命と有。また豊前國田河郡彦山縁起云、田心姫命、湍津姫命、市杵島姫命、此三女神、奉御神勅、降當國宇佐島、後移此山也、日子之號、因茲樹焉、爰大己貴命、更娶田心姫命、湍津姫命爲妃、鎮座此山北嶺、因稱北山地主焉、于時伊弉册、速玉男、事解男三神、爲三鷹、自東飛來、止于此峯、三鷹變作石像、頭身足翅皆備如眞、見在其處、謂一二三鷹栖者、即此也。於是大己貴命、讓北嶺於三神、自率田心姫、湍津姫二妃、降居山腹、爾後三女神移宗像宮、大己貴命遷許斐山と有。當社をいふなるべし。社説に此社に宇麻志麻治命八世孫大小木命をも合せ祭りて、都て四神也と云。縁起に舊事記に、大母漏隅命有。此神は矢集連の祖也とあれば、大母漏隅命は大小木命に從ひて、此地に住給ひし故、村の名をば矢集といひたりしを、後に八並といひならはしたるなるべしとあり。宗像縁起に、許斐所主、又社記に三御前神事許斐 正月十七日踏歌神事、五月五日節供神事、九月九日節供神事、一年中毎月朔幣望祭神事廿四度。又同書に的野原小城大明神許斐 九月十一日御九日大神事傳供 同日心經供養神事、十二月廿日嶽祭神事。又同年中行事に正月廿日的原神事、巳時大御供三前小神供卅七前界物三前、御酒一瓶子、御幣十二、

祝詞後有供養、陪從歌榊舞アリ、ウチノ歌アリと見へたり。むかし許斐城主、此地にて射術を習ひしに依て、
的原といふと云り。又射場が本などいふ處も有といへり。九月十一日を恒例の祭日として、神樂、流鏑馬あ
り。神殿に弘治二年、文祿四年造營の棟札有。祝史一戸小方氏有。

境内社今宮社に關しては、筑前國續風土記に次の如く記せり。

〔筑前國續風土記附録〕今宮 ヨシハラ 占部尙安が靈を祭るといふ。

若 八 幡 宮

神興村大字久末字菰敷にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 應神天皇 仲哀天皇 神功皇后 仁德天皇 神武天皇 日本武命

一、由緒 當社ハ宗像百八神ノ内久末明神ト有ルヘ、此社ノ言ナルヘシ。天正年間宗像大宮司氏貞代迄ハ、
春秋二度ノ祭典有シ由。其後貞享二年三月箱崎八幡神社ヲ勸請シ、依若八幡宮ト稱シ、村民尊敬ス。明治
五年十一月三日村社ニ被定。例祭九月廿一日。

一、境内神社四社

天満神社 祭神 菅原神 由緒不詳 字天道ヨリ移轉。
熊野神社 同 伊弉册命 // // 字神興ヨリ移轉。

須賀神社 同 素盞鳴命 // // 字天道ヨリ移轉。
大塚神社 同 垣安神 // // 字天道ヨリ移轉。

〔筑前國續風土記附録〕

若八幡宮 神殿四尺間三間社、拜殿二間三間、
祭禮九月廿一日、奉祀伊藤伊賀。

村の西一町計シトギデといふ所にあり。産神と等しく崇む。祭る所仁德天皇なり。相殿に仲哀天皇、神功皇
后、應神天皇、神武天皇、日本武尊五座の神もまします。

〔筑前國續風土記拾遺〕若八幡宮

村の西に在。社家の説に、八幡大神、仲哀天皇、神功皇后、仁德天皇、神武天皇、日本武尊を祭るといふ。
九月廿一日を例祭とす。鎮座の年月詳ならず。宗像百八神の内に、久末明神あり。當社をいふにや。宗像社
年中行事に久末明神、十二月十八日神事。又同年中行事に五月五日久末明神、酒肴西郷役杯見へたり。大森
社の社司伊東氏奉祀す。

熊 野 神 社

神興村大字手光字冠にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 伊弉册命 事解男命 速玉男命

一、由緒 當社ハ冠リ谷ニ鎮座、則氏神トス。古老ノ説ニ貞享年間、紀州熊野本宮ヨリ勸請ノ由云傳。明治五年十一月三日村社ニ被定。昭和七年十二月三日神饌幣帛料供進指定濟。例祭九月九日、十日。

一、境内神社三社

六野神社 祭神 神武天皇 由緒不詳

須賀神社 同 素盞鳴命 //

天満神社 同 菅原神 //

〔筑前國續風土記附録〕

熊野宮 神殿四尺間三間社、拜殿方二間半、祭禮九月十五日、社僧地藏院、奉祀伊藤伊賀。

屬村冠の谷頭山の半腹にあり。産靈のこゝくに崇めり。祭る所伊弉册尊、速玉男命、事解男命也。鎮座のはじめ詳ならず。社内に貴布禰、六之權現、祇園社、天満宮有。

〔筑前國續風土記拾遺〕熊野三所社

冠谷に在。伊弉册尊、事解男命、速玉男命也。鎮座の年代詳ならず。本村冠谷ともに産神とひとしく祭る。九月十九日定祭也。里老のいへらく、昔此社の神主に中村兵部といひしもの有。大宮司氏貞の時、豊後の兵しばく犯せし時、兵部社職を其族伊豆と云者に譲り、其身は軍役に走り、しばく戦功あり。其後彼伊豆が子孫に至りて、神に仕ふる事あたはずして、側なる禪寺に社職を譲り與へり。是より地藏院、當社の祭に預るといふ。

日 吉 神 社

西郷村大字内殿字笑尺にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 宗像三柱神 建御名方命 天津彦根命 正哉吾勝命 素盞鳴命 熊野樟日命 天穗日命 大己貴命 活津彦根命

一、由緒 當社ハ宗像七拾五社一也。宗像末社ニ十所王子社ト有り。往古ハ村ノ北樽木ト云處ニ鎮座成シカ、其舊跡殘レリ、慶長年間、黒田家ヨリ營繕有シ由。又享保年中ニ十社王子ノ號ヲ改、山王神社ト稱ス。明治一新ニ付、山王ノ號ヲ改メ、日吉神社ト改稱ス。往古宗像盛ル時ハ、年中六度祭典嚴重成シカ、今ハ村民形計ノ祭祀ス。明治五年十一月三日村社ニ被定。昭和三年十一月九日神饌幣帛料供進指定濟。例祭九月十七日、十八日。

一、境内神社四社

須賀神社 祭神 素盞鳴命 由緒 宗像末社記ニ猿王子大明神ト有り。則百八神ノ一也。此社ノ事成ヘシ。

天神社 同 菅原神 由緒不詳

貴殿社 同 大己貴神 //

疫神社 同 八十柱津日神 神直日神 由緒不詳

〔筑前國續風土記〕

十社王子大明神有。國常立尊、大己貴尊、神皇魂尊、正哉吾勝尊、國狹槌尊、伊弉册尊、瓊々杵尊、此外三神は神名詳ならず云。又猿王子有。是猿田彦なり云。九月十八日祭禮有。

〔筑前國續風土記附録〕

十社大明神社 ワライジャク 神殿方一間、拜殿二間三間、祭禮九月十八日、奉祀尾形出羽。

産神也。祭る所田心姫命、湍津姫命、市杵嶋姫命、正哉吾勝尊、天津彦根命、櫛樟日命、天穗日命、活津彦根命、素盞鳴尊、建御名方命也。然るに本編には國常立尊、大己貴命、神皇魂尊、正哉吾勝尊、國狹槌尊、伊弉册尊、瓊々杵尊七神にて、三神は神名未詳ならず、又申王子あり、猿田彦命なりと記せり。今十社の神名、前に記すがごとし。申王子は大己貴命、猿田彦命二神を祭るといふ。かく異同あるを問ふといへ共、社司詳にせず。いふかしき事にこそ。慶長年中長政公神社を再建し給ひ 忠之公 光之公も相續て修覆し給へりといふ。晶玉一顆經八歩斗あり。其光透明なり。神寶とす。誰人の納しにや、しれず。九月十八日流鏝馬を興行す。社内に天満宮、祇園社あり。

〔筑前國續風土記拾遺〕 十社王子大明神社

笑尺に在。園村の産神にて、宗像七十五社の其一なり。宗像宮末社記に、十所王子社、正月朔日節供神事、三月三日節供神事、五月五日節供神事、七月七日節供神事、九月九日節供神事と有。今は九月十八日祭禮流鏝馬有。所祭神異説區々にして定かたし。

本編云、國常立尊、大己貴尊、神皇魂尊、正哉吾勝尊、國狹槌尊、伊弉册尊、瓊々杵尊、此外之神は神名未詳○附録曰、田心姫命、湍津姫命、市杵嶋姫、正哉吾勝尊、天津彦根命、櫛樟日命、天穗日命、活津彦根命、素盞鳴尊、建御名方命也。○或記曰、十社大明神、所祭素盞鳴尊、稻田姫、并三女五男也。

相殿に猿王子あり。是又宗像百八神の其一なり。宗像宮末社記に、猿王子社、又猿王子大明神、九月九日神事など見へたり。本編に猿田彦 祝氏の説には大己貴命 也といふ。尾形氏奉祀す。此村始は官道の北上西郷村の近き邊にありしを、近古人家を今の本村に移す時、此社をも此地に遷座ならしむといふ。其舊跡今も古内殿にあり。保年中に、十社の號を改て、唐鑑壹面、晶玉經八分一顆ありて、神寶とす。何の時誰人の納しといふ事をしらす。今は山王神社と稱す。唐鑑壹面、晶玉經八分一顆ありて、神寶とす。何の時誰人の納しといふ事をしらす。慶長年中再建の棟札あり。

大 森 神 社

上西郷村大字上西郷字ヤケミドウにあり。

〔神社帳〕

一、祭神 伊弉諾命 水象女命 事代主命 伊弉册命 大山祇命 石名姫命
一、由緒 伊弉册命以下三柱ノ大神ハ、嘉元二甲辰年河津駿河守重房ノ本國氏神ヲ勸請、合祭シ六座トス。宗像社記曰、飯盛小盛神社ト有リ。後世大森神社ト改ム。則七拾五社ノ一也。而テ養生郷宗社也。小盛ニ鎮座ナリシカ、嘉元二甲辰三月河津駿河守重房再建シ、又延元年中足利尊氏改建シ、神田ヲ寄附ス。又文

明ノ頃ヨリ大内政弘祭典料四町寄附、祭祀ヲ興隆ス。享保ノ末、社殿焼失。其后當處ニ移轉、社殿新築ス。明治五年十一月三日村社ニ被定。明治四十年神饌幣帛料供進指定濟祇、例祭一月一日、九月廿八日。

一、境内神社六社

春日神社 祭神 天兒屋根命 保食神 由緒不詳

三島神社 同 大山祇命 諏訪神 靈神 熊野神 神武神 八幡神 由緒 六柱ノ大神ハ今下西郷手

神トシテ奉祝シ、大神等ヲ本社ノ攝社トシテ、往古ヨリ境内ニ鎮座ス。

荒神 社 祭神 素盞鳴命 由緒不詳 字今西ヨリ移轉。

貴船神社 同 高靈神 闇靈神 // 字美尾ヨリ移轉。

貴船神社 同 高靈神 闇靈神 // 字尾林ヨリ移轉。

靈神 社 同 闇靈神 // 字且ノ原ヨリ移轉。

〔筑前國續風土記〕

大森權現は上西郷の南に在。宇都宮大明神、丹生、白山也。後に伊豆、箱根、三島の神を拜殿に祭る。凡六座也。故に又六社大明神と號す。此神の敷地、上西郷、下西郷、手光、津丸、久末、此五村の民は鯪魚を大森權現の使成とて喰す。川に多けれどもこらす。

〔筑前國續風土記附録〕

大森權現 本編に 神殿五尺間三間社、拜殿二間三間、祭禮九月廿八日、月廿八日、石鳥居一基、奉祀伊藤伊賀。

村の長三町計、大藏といふ所に有。祭る所宇都宮大明神、丹生大明神、伊盛大明神、伊豆大明神、箱根權現、三嶋大明神なり。昔は屬村大森にあり。故に大森の號ありしと里民傳へり。享保の末年、神社焼失し、元文二年今の所に移せりといふ。社内に祇園、諏訪、三嶋、熊野、八大龍王、若四社八幡、六の權現七神を合せ祭る小社あり。

〔筑前國續風土記拾遺〕 大森神社

上西郷村の内大倉といふ處に社有。上下西郷、手光、津丸、久末等、五村の惣社也。昔は村の東飯盛山の麓團原人家の小盛に在。今も此地をラ後小盛を誤りて、大森といふ。中比村の南幸田といふ所に御社を移せしが、享保の末炎上せり。夫より村の北に神殿を造立して遷し奉る。元文二年の事也。宗像宮神社記に飯盛小盛神社とあるは是なり。所祭神丹生大明神、宇津宮大明神、白山權現也。中世より相殿に伊豆權現、箱根權現、三島權現を合せ祭て六座なり。宗像祭事記に飯盛明神十一月十三日祭之と有。今は九月廿八日を恒例の祭日とす。又此社に祀る所の白山權現は、宗像百八神の内なる西塔田ノ若宮と有。此神の事也と、彼社の舊記に見へたり。彼社の年中祭祀記に西塔田若宮社正月朔日神事、三月三日節供神事、五月五日神事、九月九日神事、二季彼岸神事二度、毎月朔幣望祭神事廿四度と有。社説に後一條院嘉元二年甲辰河津駿河守重房といふ者、當社を建立せし由をいふといへども、宗像七十五社は上代よりの鎮座なれば、此説信じ難し。河津氏が社を修造せしを、かく傳へ誤れるにや。延元年中足利尊氏將軍下向し給ひし時、當社に祈願有て、宗像大宮司氏俊に命じて、社を再造し、神田を寄らる。其後伊東小次郎祐時河津重房が次男、後に曾我左衛門佐と稱す。勳功の賞として、尊氏卿より播州高屋庄を賜はりければ、同所の内にて祭料を寄附せり。文明の比より當庄大内政弘の領

となりしかば、河津弘業を以て代官職に補し、祭田四町を寄附し、社務の人を置て、祭祀を興隆せり。文明永正に大内家よりの神領の證文今に在。永正八年洛北船岡山合戦の時、河津民部少輔興光、管領大内義興に従ひ、京に在て戦功有。此時大森權現並に先祖の守護神伊豆箱根三島明神の加護有しとて、此三神を合祭りて、大森を大守の字に改めて、大守六社明神と稱す。今は又大森權現と書り昔神幸有し時の神輿の具なりとて、眞鍮塗金の鳳形有。背に銘有。嘉吉三年癸亥十二月吉日と記せり。又銅造の神鏡の如きもの二面有。一には大守大明神と彫たり。一には佛像あり。凡當社の産徒五ヶ村は産神の愛し給ふとて、鯰魚を食せず。あやまりて食する時は、忽崇ありといふ。社内に八神社あり。神主伊東氏世々祭祀を掌る。

〔太宰管内志〕西塔田若宮社

〔宗像社正平末社七十記五社〕に西塔田若宮社（應安次第記）に西塔田若宮社、正月朔日神事、三月三日神事、五月五日神事、九月九日神事、二季彼岸二度、毎月朔幣望祭神事、一年中二十四度など、又（縁起）に小神六十二社ノ内とせり。此社は大盛六社の内にして、西郷村にあり。大森社ノ相殿白山神社あり。是なり。

八 幡 宮

上西郷村大字畦町字大明神にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 宗像三柱大神 神功皇后 應神天皇 武内大臣

一、由緒 當社は宗像七拾五社ノ一也。天正年間宗像大宮司氏貞再建シ、年中六度ノ神事アリ。往古ハ津丸村ノ内ニアリシヲ、何レノ頃ナリシヤ、兵亂ニ社モ回祿セシカハ、村民高宮ニ社ヲ建テ、移鎮セシカ、其後延寶元年、依神託、村ノ北山字大明神ト云處ニ神殿造立シ、本木八幡神社ヲ勸請、合祭同殿ニシテ、年中四度ノ祭典、氏子ヨリ執行ス。明治五年十一月三日村社ニ被定。例祭三月三日、八月十八日、九月十二日、十一月十六日。

一、境内神社一社

地主神社 祭神 大己貴命 由緒不詳

〔筑前國續風土記附録〕

神興宮 神殿三間社、拜殿二間三間、祭禮九月廿八日、此外年中六度祭有り。石鳥居一基。 八幡宮 神興宮奉祀小方掃部、八幡宮奉祀中津内膳。

村の乾五丁計、林中字をダイミヤウジンといふ所にあり。産神也。祭る所宗像三神なり。古へは津丸村の内鎮りたまひしとぞ。其舊跡に礎石残り。中古は鳥巢村の内タカミヤといふ所に鎮座し給ひしを、鳥巢村の民家をこの疇町に移されし頃、神社をも今の地に遷し奉る。又八幡宮を延寶元年この地に勸請し、神興宮の同殿に祭れり。疇町むかしは本木の支郷なりし故なり。社内に宗像宮の末社百八神を八社に祭れり。大日堂あり。

〔筑前國續風土記拾遺〕神興社 若宮八幡

産神なり。村の西五町計、林中に在。字を大明神といふ。神興社其始津丸村の内津丸村の條に見へたり。に在。何れの

時にや、回祿せしかば、村民高宮山の南の半腹に移せしが、其處後に山迫り、前は谷に臨みて、風雨の難常に多く、御社早く破損せしかば、産民等、社を他所に移さまく思ふ折から、白鷹あまた集りて、良の方の山野に巢を掛むと、翻飛すること頻也。里人等恠しとおもふをりしも、里の童女の神の此地に住給はんとこの御告なりといひしかば、其詞の託言に似たりとて、やがてかの白鷹の巢懸し樹下に、社を建て移し祀る。是より村の名、鳥巢と名づけゆる。畝町村の産神は、元より本木村の若八幡なりしかば、延寶元年村の北山上に勧請せり。其後畝町、鳥巢の兩村を一ツに併せし時、若八幡を鳥巢の神興社に併せ祭る。年中六度の祭あり。中にも九月廿八日を正祭とす。神興社は宗像七十五社の其一也。

〔福岡縣地理全誌〕 八幡宮

上寛永十三年丙子ノ三月ニ土工終リテ遷座アリ是ヨリ村ノ名ヲ鳥巢ト名付ケル。此地ニモト大明神ト云田字ア畧リシヲ云フ。奇ト云フヘシ。畧

八 幡 宮

上西郷村大字本木字大浦にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 譽田天皇 神功皇后 武内大臣

一、由緒 當社ハ宗像七拾五社ノ其一ニシテ、此村ノ氏神ナリ。宗像末社ニ本木若宮ト有ハ、則此社ナリ。

一説ニ鞍手郡若宮八幡宮ヲ勧請ト傳フ。七拾五社ハ往古ヨリ鎮座ニシテ、年中六度祭典嚴重ナリシカ、今

ハ村民共、形計ノ祭祀ス。明治五年十一月三日村社ニ被定。例祭九月廿八日。

一、境内神社一社

須賀神社 祭神 素盞鳴命 由緒不詳

〔筑前國續風土記附録〕

八幡宮 ヲ、ウラ 神殿四尺間三間社、拜殿二間三間、祭禮九月廿八日、石鳥居一基、奉祀中津内膳。

村の西北三町許、山の半腹に有。産神なり。祭る所譽田天皇、神功皇后、武内大臣也。鎮座の年歴傳ふる事なし。社内に祇園社、藥師堂あり。境内林中に大石一箇高二尺、周五尺あり。皇后の御腰懸石といふ。神田八畝二歩有。字をジンデといふ。

〔筑前國續風土記拾遺〕 若宮社

宗像七十五社の其一にて、當村の産神也。宗像宮末社記に本木、若宮社、同老松社とみへ、又本木若宮明神

二社内宗像社一方 生松明神一方 正月朔日神事、同正月步射神事、三月三日神事、五月五日神事、九月九日神事、八月十

三日神事御幸御出など有。宗像神の若宮なるへし。老松上に生松とあるは明神は、相殿に坐にや、此社今は若

八幡宮と稱す。畝町より鞍手郡山口に行く道の側に在。祭神譽田天皇、神功皇后、武内大臣とす。されど上にいへる社記にしたがふべし。 祭日九月廿八

日也。祝史王丸村中津氏奉祀す。社内に祇園社、藥師堂、及巨石有。俗神功皇后御腰 掛石といふ。

金 刀 比 羅 神 社

津屋崎町大字在自字平原にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 大物主神 應神天皇 仁德天皇 神功皇后 大己貴命 少彦名命 大海津美命
- 一、由緒 讃岐國ヨリ當地字天蓋山エ分靈ノ社ト、古老ノ口碑ニ存スト雖モ、勸請年號不詳。正徳二年字平原ニ遷宮。例祭八月十日、十月十日。

祭神應神天皇、仁德天皇、神功皇后ハ字觀音谷村社八幡神社、祭神大己貴命、少彦名命、大海津美命ハ字裏谷村社牧口神社トシテ祭祀アリシヲ、四十四年六月廿一日合併シ、社號村社金刀比羅神社ト改稱許可、村社八幡神社境内八幡神社ハ祭神同一ニ付合併ト同時合靈セリ。大正九年二月十二日神饌幣帛料供進指定濟。

一、境内神社三社

- | | | | |
|------|-----------|------|---|
| 須賀神社 | 祭神 素盞鳴命 | 由緒不詳 | 例祭六月十八日。 |
| 貴船神社 | 同 高靈神 闇靈神 | 〃 | 本社ハ字觀音谷、村社八幡神社境内貴船神社トシテ祭祀アリシヲ、四十四年六月廿一日移轉合併許可。 |
| 保食神社 | 同 宇計母知神 | 〃 | 本社ハ字裏ノ谷、村社牧口神社境内保食神社トシテ二社アリシヲ、四十四年六月廿一日移轉合併許可。祭神同一ニ付合併ト同時ニ合靈セリ。 |

〔筑前國續風土記附録〕在自村

金毘羅社 ヲアラジ 昔は天蓋山アマライの頂に叢祠あり。神名詳ならず。晴をいのり、雨を乞ひ、牛馬の災難を免れ、無事を祈願すれば、其應ありしとなり。寶永年中修驗僧一樂院元海、拜殿を造立す。其子大澄享保の初、讚州象頭山に詣て、金毘羅の神を勸請せり。寛延乃比、大澄の子秀關今の所に遷し、神社拜殿新に造り、石鳥居を立て、頗壯麗をなせり。毎年八月九日の夜は、津屋崎村の海濱迄神幸ありとぞ。社前より海上の遠望殊に勝れり。

〔筑前國續風土記拾遺〕金毘羅社

大在自村に在。昔より天蓋山社の上ある高山なり。の頂に小祠有しを、修驗者大澄、享保の初年、讚州より金毘羅神を勸請して、相殿に祭り、寛延年中麓なる今の地に社を移せり。靈驗ありとて、常に參詣の人たえず。毎年八月九日の夜は、津屋崎の海濱まで神幸有て、いと賑し。當山派山伏奉祀す。社内に祇園社、貴布禰社有。この社前より海上眺望佳景なり。

合祀八幡神社、牧口神社に關する文献を左に記す。

〔筑前國續風土記附録〕

唐坊八幡宮 神殿方四尺、拜殿二間二間半、祭禮九月廿六日、奉祀惣ノ市。
 新町三十戸の産神也。いにしへは唐坊に鎮座し給ひしを、延寶元甲申年今のヲ、アラジに遷し奉りぬ。祭る所神功皇后也。御母子一體の儀にて、八幡宮と稱すといへり。
 〔筑前國續風土記拾遺〕唐坊八幡宮
 大在自にあり。本村の産神也。古は唐坊に柳の宿の一に鎮座有し故、今に唐坊八幡といふ。延寶元年に此處

に移せり。所祭は神功皇后なり。此社は宗像七十五社の内、柳牟田社とあるは是なるへし。祭禮は九月廿六日也。當所の巫女奉祀す。

〔筑前國續風土記附録〕 在自村

牧口明神社 ウラノタニ 神殿方五尺、拜殿二間二間半、祭禮九月廿八日、奉祀惣ノ市。

在自上村四十戸の産靈なり。祭る所天津兒屋根命鎮座の年歴傳ふる事なし。

〔筑前國續風土記拾遺〕 牧口明神社

裏ノ谷に在。此處及椎浦の産神也。所祭は天兒屋根命也。此社は宗像七十五社の其一也。祭禮は九月廿八日。奉祀同上。

天 降 天 神 社

津屋崎町大字須多田字下ノ口にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 少彦名神

一、由緒 不詳。明治五年十一月三日村社ニ被定。例祭八月九月廿七日。

一、境内神社一社

須賀神社 祭神 素盞鳴命 由緒不詳 例祭六月廿二日。

〔筑前國續風土記附録〕 須多田村

天守天神社 ミヤマ 神殿二間三間、祭禮九月廿八日、石鳥居一基、奉祀在自村惣ノ市。

産神也。祭る所少彦名命なり。鎮座の年歴傳ふる事なし。社内に祇園社あり。本篇に見へし簾長者の居たりし所なり。

〔筑前國續風土記拾遺〕 天守天神社

宮山に在。産神也。少彦名命を祀れり。在自村巫女奉祀す。本篇に見へたる簾長者か宅址は、當社の後にあり。堀の址、今はかたはかり残り。

風 降 天 神 社

津屋崎町大字大石字沖にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 垣安神 少彦名神 保食神

一、由緒 不詳。再建明治七年甲戌年七月。明治五年十一月三日村社ニ被定。例祭一月廿日、九月廿七日。

一、境内神社一社

若宮神社 祭神 稚日姫命 由緒不詳

〔筑前國續風土記附録〕 大石村

天守天神社 エゲノタニ 神殿方一間、拜殿二間三間、祭禮九月廿八日、奉祀在自村惣ノ市。産神なり。少彦名命を祭れり。鎮座の初しれす。

〔筑前國續風土記拾遺〕天守天神社 惠下谷にあり。産神也。少彦名命を祭る。祭禮九月廿八日。在自村の巫女奉祀す。

波 折 神 社

津屋崎町大字津屋崎字古小路にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 住吉大神 瀬織津姫神 志賀大神 菅原神 宇氣毛知神

一、由緒 傳曰、往昔息長足姫命三韓ヨリ凱陣シ給ヒシ時、此三神鼓嶋ニ現シ給ヘリ、因テ姫命此海邊ノ河原ニ神籬ヲ造リテ、齋祠アリ。一説ニ河原崎ト云ヘル平廣ノ地アリ。宮ノ本ナト云字アリ。昔ノ神籬ノ跡ナルヘシ。昔浦ノ漁人、沖合ニテ大風荒浪ニ逢ヒ、雷サヘ鳴ハタメキツ、海大ニ震動シケレハ、漁人等此神ヲ祈リケレハ、忽チ三神姿ヲ浪穂之上ニ現シ給フト見ヘシカ、暫ノ間ニ海上靜ナリ。鼓島ニ漂着風待スル事三日、皆大ニ飢ユ。又三神船上ニ來現シ、飲食ヲ與ヘ給フ。食フト覺エシカ、忽チ身モ自由ニナリ、波濤ヲ陵キテ、此浦ニ着ク。初メ三神ノ舟上ニ顯レ給ヒシ跡ニ、三箇ノ石アリ。之ヲ持チ歸リ。社ニ祭レリ。此レヨリ波折大神ト稱スト云。明治五年十一月三日村社ニ定メラル。大正十三年七月廿四日神饌幣帛

料供進指定濟。例祭九月九日。

菅原神甫メ太宰府ニ趣カレシ時、雨頻リニ降りテ、御舟ノ篝火消ヘ、漁人ニ火ヲ乞ヒ、其ノ報酬トシテ、簀笠ヲ與ヘ給ヘリ。後世之ヲ神躰トシテ、社ヲ建テ祀レリト云フ。祭神菅原神（菅原神ハ祭神同一）ハ、字魚町無格社菅原神社、字天神町無格社天滿神社トシテ、祭神宇氣毛知神ハ字清田ヶ浦へ保食神社トシテ祭リアリシヲ、大正五年十一月二日許可ヲ得テ合祀セリ。

一、境内神社八社

須賀神社	祭神 素盞鳴命	由緒不詳
佐磯社	同 直日神	〃
秋葉社	同 迦具土神	〃
六野社	同 不詳	〃
惠比須社	同 事代主神	〃
稻荷神社	同 宇賀御魂神	〃
竈殿社	同 澳津彦神 澳津姫神	由緒不詳
保食社	同 保食神	由緒不詳 字古作ヨリ移轉。

〔筑前國續風土記附録〕

波折宮 コシヤウ 神殿五尺間三間社、拜殿二間半三間半、祭禮九月十九日、石鳥居一基、奉祀惣ノ市。

産神也。祭る所住吉明神、志賀明神、貴船神なり。社家の説に、神功皇后此神を祭り給ひし所なりといふ。或云。古しへ此浦の漁夫三人、海洋に出て、釣りせしに、俄に風起りて浪高く、船覆らんこと。時に漁人風難を凌ん事をいのりけるに、海中より三神出現し、護助し給ひ、浪花を折て折とは凌といへる意なるべし。やうやく鼓嶋に漂着し、風波の穏かなるを待けり。時に又神出現し給ひ、飢を救ひ給ふ。かくて其神は立さり給ひぬ。其跡に船中に三つの靈石を得たり。漁夫等奇異の思ひをなし、奉持して神體とあがめ、社を建て齋きまつれり。因て波折宮と號すことなん。社内に惠比須社、荒神社あり。又此境内に祇園社あり。正徳二年博多より勸請せり。年毎に六月十九日に山車ヤマクルマを三本造りて、社前に昇さしけ、坊中昇もてありく。此日は近村より詣て來るもの多し。

〔筑前國續風土記拾遺〕 浪折神社

津屋崎浦乾崎に在。又名小浦村濱園郷の産神也。所祭住吉明神、志賀明神、貴布彌明神也。祭禮九月十八日。姓町。浦村濱園郷の産神也。所祭住吉明神、志賀明神、貴布彌明神也。祭禮九月十八日。社家の説に、古昔此浦の漁父三人、海洋に出て釣りせしに、俄に風起り浪高く、船已に覆らんこと、時に漁人此難を避んことを祈けるに、海中より三神出現し、其擁護にて、荒き浪を折てからうして鼓嶋に漂着し、風波の穏になるを待て、彼島にをること三日なり。時にまた神出現ありて、食を與へ、飢を救給へり。かくて神の去給へる跡に、三つの靈石あり。漁父等奇異の思ひをなし、捧持して歸り、神體と崇め、社を建て齋祀れり。因て浪折神と號すことなん。奉祀は此浦の巫女なり。社内に蛭子社、荒神社、鷲大明神、稻荷社、秋葉社有。又祇園社あり。正徳四年こゝに勸請す。毎年六月十九日に山笠を三本造りて、社前に昇來りて後、郷

中かきもてあるく。此日は遠近の諸村より、詣來るもの多し。

〔福岡縣地理全誌〕

浪折神社初メハ浦ノ西二町川原崎ト云所ニアリ。建保六年辛巳此地ニ遷スト云。末社十、西宮神社、竈神社共ニ上本町佐儀神社、稻荷神社、秋葉神社、六野神社、菅原神社、須賀神社、惠比須神社、二所共ニ社地此社に文政七年十一月青柳種信の書ける縁起あり。合祀社菅原神社、天満神社に關する文献を左に記す。

〔筑前國續風土記附録〕

海士守天満宮 ホンマチ 村民言傳るは、菅公太宰府へ赴せ給ふ時、此所の海上を通させ給ふころ、雨頻りに降りて、御船の篝火消ぬ。此時洋中に篝火を焼て、釣を垂るもの有。供奉の人々其舟に火を乞ければ、漁夫火をまいらせける。其志を感じ給ひ、簀笠を賜りぬ。かくて菅公神とならせ給ひし後、漁夫神恩を感戴し、賜を神體として、社を立、海士守天満宮と崇敬せるこそ。

〔筑前國續風土記拾遺〕 海士守天満宮

本町に有。村民云傳るは、昔菅公太宰府へ赴せ給ふ時、此海上を通給ひし頃、雨頻に降て、御舟の篝火消ぬ。折しも其邊に火を焼て釣せし漁人あり。御舟より火を乞ければ、即火を參らせたり。菅公是を賞し給ひて、御側成簀笠を賜へり。後世是を神體として、社を建て祀るといふ。

〔筑前國續風土記附録〕

火乞天満宮寶永三年海士守天満を勸請すといふ。境内に夷社、稻荷社あり。

〔筑前國續風土記拾遺〕火乞天満宮
新町に在。寶永三年浦地に在所の海士守天満宮を爰に祭るといふ。境内に蛭子社、稻荷社あり。

楯 崎 神 社

津屋崎町大字渡字御園にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 大己貴神 綿津見神 少彦名神
一、由緒 宗像宮社記ニ曰ク、當神對異賊最初ノ合戦ニ、御楯衰被築始處袁楯崎ト號ス云々。古宮社記ニ往昔息長姫命、將西征ノ時、登斯山而、祈請セラレタル遺跡也。今俗所稱楯崎藥師者、即此新宮、在于渡村、後此ニ移轉ストアリ。明治五年十一月三日村社ニ被定。昭和六年六月十六日神饌幣帛料供進指定濟。例祭三月十五日。

一、境内神社四社

藥師神社	祭神	大己貴神	少彦名神	由緒不詳
蛭子神社	同	事代主神	由緒不詳	字蛭子先ヨリ移轉。
蛭子神社	同	事代主神	〃	字小泊ヨリ移轉。
蛭子神社	同	事代主神	〃	字京泊ヨリ移轉。

〔筑前國續風土記〕

楯崎は、渡村より十町許乾の方に在。社あり。大楯崎權現と稱す。藥師佛も同社中に在。祭禮九月廿四日也。又小楯崎權現とて有。社はなし。神體大巖也。神功皇后此所に御上りのよし云傳ふ。又牧大明神とて有。

〔筑前國續風土記附録〕渡村

楯崎權現社 神殿拜殿造續二間二間半、祭禮三月八日始、同十五日終、奉祀林光坊。
本編に大楯崎權現とあり。祭る所熊野三所神也。或大己貴命、少彦名命を祭るといふ。本編に見へたる社中相殿に飛龍權現をも祭れり。神功皇后の御事也といふ。皇后三韓より御歸朝の時、此海濱の京泊りといふ所に、御船着。夫より此山に上らせ給ひ、楯板を藏め置れし地なれば、楯崎山藥師山といふ。と號すと里民いへり。また此山の絶頂に楯石といふあり。其西の方は掛崖數十丈にして、峻岨なり。本編に小楯崎權現とてあり。社はなし。神體大巖なりと記せるは、此楯石の事なるへし。今は小楯崎權現とは稱せず。社のうしろに岩窟入二間五寸、口の高三尺五寸。あり。其内に藥師の木像あり。本地佛といふ。石佛も二三軀あり。里人は奥の院といふ。

〔筑前國續風土記拾遺〕楯崎權現社

楯崎山に在。本篇に大楯島權現とあり。所祭は大己貴命、少彦名命、飛龍權現。熊野權現をいふといへり。宗像縁起曰、當神宗像三神對異賊最初御合戦地事、御楯於被築始處於楯崎止號須、其御楯成石今仁有之、軍仁有御勝々鼓於打玉留處於鼓嶋止號須、其鼓成石有于今仁矣。宗像神の異賊と御合戦といへるは、大己貴神の荒振神等を伐從へ給ひしことをいへるなるべし。又一説三韓征伐神功皇后之後、御楯於此處仁留置玉云々。同末社記仁、楯崎神社上高宮下符之内。七十五社の一也。同神事次第記に、楯崎明神十一月二日

祭之とも見えたり。今は九月廿九日を祭日とす。又春毎の三月八日より十五日迄祭あり。社後の大巖に、天然の窟有。深サ貳間、横五尺、口高貳尺五寸、奥院といふ。本地薬師佛を安置す。此佛あるによりて、世俗は此山を薬師山と云。昔は楯崎寺といふ寺有て、宗像家より四町の神田を寄らる。今に田字に残れり。近代眞言の修験者は是を守る。山頂に楯石とてあり。本編に小楯崎權現在、社はなし、神體大巖也と記せるは、此石の事にや。

此社に文化十四年五月青柳種信の書ける縁起あり。

諏訪神社

福間町字諏訪にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 建御名方命 大名持命 少彦名命
- 一、由緒 不詳。明治五年十一月三日村社ニ被定。昭和九年三月三日神饌幣帛料供進指定済。例祭陰曆八月一日。

一、境内神社四社

- 須賀神社 祭神 素盞鳴命 由緒不詳 流行病退除ノタメ鎮座ス。
- 産神社 祭神 伊弉册神 伊邪那岐神 國常立命 由緒不詳 祭神國常立命ハ伊弉那岐命ト共ニ福間町字福間浦ニ無格社龜山神社トシテ祭

祀アリシヲ、大正十三年八月十五日許可ヲ得テ合祀、伊弉那岐命ハ同一祭神ニ付合靈ス。

菅原神社 祭神 菅原神 由緒不詳

秋葉神社 祭神 加具土命 軻具土神 由緒 村中火難消除ノタメ鎮座。年月不詳。祭神軻具土神ハ福間町字福間浦ニ無格社愛宕神社トシテ祭祀アリシヲ、大正十

五年六月十五日許可ヲ得テ合祀ス。

〔筑前國續風土記附録〕福間村

諏訪神社 神殿五尺間三間社、拜殿二間三間、祭禮九月廿九日、石鳥居一基、奉祀澤田出雲。

松原にあり。此里の産神也。祭る所武御名方命、大己貴命、少彦名命なり。鎮座の年歴詳ならず、社内に貴船社、多賀社、祇園社あり。社前の路傍に諏訪松とてあり。姪松也。また社の北一町計に諏訪池といふあり。

〔筑前國續風土記拾遺〕諏訪神社

是枝郷松原、福間町、同浦三ヶ所の産神也。所祭建御名方命、大己貴命、少彦名命也。村の北松林の中諏訪山に鎮座有。勸請の年月未詳。祭禮九月廿九日八月廿七日也。側に神木の松有。又社の北貳町餘に諏訪池有。水面壹反四畝九步程有。其北壹町計にも小池有。何れも神池にして、田畑の用水にはあらず。砂山の中自然の池水なり。祠官深田氏奉祀す 一説に宗像百八神の内に四道福松社あり。當社の事なりといふ。

竈神社

福間町字八龍にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 事代主神 高靈神 伊弉那岐神
- 一、由緒 不詳。安政五年戊二月ニ再建、明治十五年五月十六日村社ニ被列。例祭陰曆九月廿八日、昭和九年四月五日神饌幣帛料供進神社指定。

一、境内神社壹社

蛭子社

祭神 事代主神

應神天皇

保食神

由緒不詳

明治三十五年三月廿八日許可ヲ受ケ境内八幡神社稻荷神社ヲ廢止シ、祭神ハ本社ニ合祀ス

〔筑前國續風土記附録〕

下西郷神社 神殿方一間、拜殿二間三間、祭禮九月廿九日、石鳥居一基、奉祀伊藤伊賀。

林中にあり。産神也。寶曆二年上西郷村より勸請せり。八王子神相殿にあり。地主神也。

〔筑前國續風土記拾遺〕 八大龍王社

村の南林中にあり。當村の産神也。所祭伊弉册尊、高靈神、事代主命なり。鎮座の年歴詳ならず。九月廿八日祭禮有。上西郷村の伊東氏奉祀す。

小 烏 神 社

福岡町字濱崎にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 綿津見命 高靈神 闇靈神

一、由緒 不詳。例祭舊十一月三十日。昭和十年十二月二十六日村社加列。昭和十一年一月九日神饌幣帛料供進指定濟。

一、境内神社二社

須賀神社

祭神 素盞鳴命

由緒不詳 村内惡疫流行ニ付、鎮坐スト云。

八大龍神社

同 少童神

〃〃

年 毛 神 社

勝浦村大字勝浦字年毛にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 底津綿津見神 中津綿津見神 上津綿津見神 上筒之男神 中筒之男神 下筒之男神 塩津智翁
- 一、由緒 古老傳ニ云フ、往昔息長足媛尊三韓ヨリ凱旋、當村ノ東岳ニ登リ坐テ、加津羅ト詔ヘリ。因テ後世其山ヲ名附テ加津羅岳ト云ヒ、里ヲ勝浦、島ヲ勝島、斥瀆ノ所ヲ勝浦瀉ト云トナム。此時ニ姬志賀住吉大神等ヲコ、ニ祭り給ヘリト云。塩竈神ハ其後ニ併セ祭ル所ナリ。昔社炎上シ、神體モウセシカ、其年ノ十二月晦ノ夜、産徒等ヤケシ跡ニ集ヒ、年籠リシテ居タリシニ、沖ヨリ大ナル火來ル。近付見レハ、石ノ浪ニヨリ來ルヲ取上、假殿ヲ造リ、安置神體トスト云。明治五年十一月三日村社ニ被定。例祭四月二日、

九月廿九日。昭和十五年三月二十八日神饌幣帛料供進指定濟。

一、境内神社壹社

須賀神社 祭神 素盞鳴尊 沖津彥命 沖津媛命 (高靈神 閻靈神 事代主神) 保食神 須佐男命
大歲神 加具槌命 鹽土翁(大山津見神 大己貴神 國常立神 吾勝神 國狹槌神 瓊々杵神 菊理媛
神 惶根神) 表筒男神 中筒男神 底筒男神 水波能賣神 海津見神

由緒 享保七年博多櫛田社ヨリ勸請、祭神沖津彥命、沖津媛命ハ字東無格社竈神社トシテ、()内三祭神ハ字本村無格社中北神社トシテ、保食神ハ字本立無格社保食神社トシテ、須佐男命、大歲神ハ字年毛無格社須賀神社トシテ、加具槌神ハ須賀神社境内神社愛宕神社トシテ、同須賀神社境内神社大歲大神ハ、祭神大歲神ニシテ、同一祭神ニ付同靈。塩土翁ハ同須賀神社境内神社塩竈神社トシテ祭神アリシヲ、四十三年九月十六日合併許可。
()内ノ八祭神ハ字南無格社日吉神社トシテ祭神アリシヲ、由緒古老傳云、昔此浦人近江國滋賀郡ニテ大ニ病ム。平癒ニ日吉大神ヲ祈リ、日ヲ追テ癒ユ。依テ社殿ヲ建テ、永ク祭ルト也。祭神表筒男神、中筒男神、底筒男神ハ同日吉神社境内神社住吉社トシテ、祭神水波能賣神ハ同境内神社水神社トシテ、祭神海津見神ハ同境内龍宮社トシテ、字北無格社惠美須神社、同境内貴船社、同境内若宮社、同境内蛭子神社トシテ祭神アリシヲ、字下西濱無格社塩竈神社トシテ祭神アリシヲ、四十四年五月十日合併許可。祭神同一祭神ハ、合併ト同時合靈セリ。

〔筑前國續風土記附録〕勝浦村

年守大明神社 神殿方一間、拜殿二間半四間、祭禮九月廿九日、石鳥居一基、奉祀巫女二人。
村の乾八町計トシモ松原の海邊に有。産神也。祭る所底津少童神、中津少童神、表津少童神三座也。鎮座の年歴傳ふる事なし。本篇には年守とあり。今は年毛と稱せり。

〔筑前國續風土記拾遺〕年毛大明神

西といふ人家の海邊松林の中に在。年毛松原といふ。村浦五ヶ所 喜多、東、西、の産神也。底津少童命、中

津少童命、表津少童命なり。此社は宗像七十五社の一也。同末社記に年毛大明神、正月朔日神事、七月七日神事としるせり。今は四月二日九月廿九日に祭あり。當所に巫女貳人有て奉祀す。

〔太宰管内志〕年毛社

(應安祭祀次第記)に年毛大明神、正月朔日神事、三月三日節供神事、四月御祭禮神事、五月五日節供神事、七月七日節供神事、九月九日節供神事、(應安八年祭祀次第記)に四月一日、一勝浦年毛社祭事、大御供三前、小神供三十六前、界物三前、御酒一瓶、御幣十二、應座事、上御供六本、二本饗三十前、御酒大瓶二、上魚蛇蛸、蒲垂勝浦役懸魚勝浦、今久家勝浦、(宗像末社記)に年毛神社などあり。此社は今も勝浦村にありて、祭禮四月二日、九月晦日に行ふ事なり。(縁起)に小神六十二社とある内なり。

縫殿神社

勝浦村大字奴山字大明神嶽にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 大歲神 應神天皇 神功皇后 工女兄媛 弟媛 吳織 穴織
一、由緒 日本書記應神天皇三十七年春二月戊午朔、阿知使主都加使主兩人ヲ吳ニ遣シ、縫女ヲ求ム。是ニ於テ吳王則兄媛弟媛吳織穴織ノ四女ヲ送ル。同四十一年春二月阿知使主等、吳ヨリ歸ル。筑紫國御使君之祖也トアリ。同紀雄略天皇ノ御世八年ニ、身狹村主青ト檜ノ隈ノ民使博徳トヲ吳ニ遣シ、十年ニ歸朝ス。

又十二年ニ吳ニ遣ハシ、十四年ニ吳使ト共ニ歸朝ス。此時吳ヨリ獻スル手末才伎漢織吳織及衣縫吳媛弟媛等ヲ將テ歸朝トモアリ。社ノ異ノ方ニ縫殿田ト云ヘル田地アリ。側ニ社アリシヲ、天明二年丑九月灰燼ス。其翌年ノ春、今ノ地ニ遷座ナシ奉ル。明治五年十一月三日村社ニ被定。例祭一月一日、八月十三日、九月廿八日。明治四十年一月十九日神饌幣帛料供進指定濟。

一、境内神社四社

- 大明神社 祭神 加具槌神 由緒 地主ノ神也ト、古老ノ傳説ノミニテ、神名及鎮坐年月不詳。
- 菅原神社 同 菅原神 由緒 安永三年勸請ス。
- 須賀神社 同 素盞鳴命 櫛稻田媛尊 由緒 古老曰、明和年間村内疫病流行ス。兩神ニ病退除ヲ祈ル。靈驗アリ。其後豊前國今井祇園社ヨリ更ニ勸請ス。
- 大日靈神社 同 天照大神 高靈神 闇靈神 保食神 由緒 不詳。大日靈神社字石原ヨリ移轉、高靈神以下三神字貴布禰及字屋敷字大門ヨリ合併。

〔筑前國續風土記〕縫殿大明神

怒山村に在。宗像神事帳にも有。里民の言傳るには、昔神功皇后新羅を征し給ふ時、舟の帆を縫し神なりと云。今其神名について思ふに、是兄媛を祭れる神歟、いぶかし。兄媛の事は、宗像三社の所に日本紀を引て記せり。

〔筑前國續風土記附録〕奴山村

縫殿大明神社 ダイミヤウジンガダケ

神殿方一間、拜殿二間三間、祭禮九月廿八日、奉祀小形掃部。

本篇に見へたり。村の東三町餘、山の半腹にあり。彦火々出見尊、鷓鴣草葺不合尊二神を祭るといふ。田嶋の社傳には、建葉槌命を祭れりとあり。いぶかし。鎮座の年歴詳ならず。社内に天満宮、祇園の石祠あり。此社に大般若經の寫本を藏めり。全本にはあらず。卷末に比丘明居士正忍、二階堂丹後次郎藤原憲廣と記せり。比丘明とは北條時頼の事なりといふ。此經卷は雲州美保明神の社にありしが、羽高といふ僧、持ち來りて、此社に寄附せしといふ。いかなる故に爰に納めしにや、いぶかし。又永享十二年宗像大宮司氏俊寄進の撞鐘一口あり。

〔筑前國續風土記拾遺〕縫殿神社

村の東三町計、大明神と云山の半腹に在。所祭兄媛弟媛なり。相殿に火々出見尊、葺不合尊をも合せ祭るといふ。宗像社の舊記には、建葉槌命を祀るとあり。或舊記曰、宗像大神得此兄媛、令縫御衣云々あり。日本紀應神天皇御卷曰、三十七年春二月遣阿智使主都加使主於吳國、令求縫工女云々、吳王於是與工女兄媛弟媛吳織穴織四婦女、四十一年春二月天皇崩、是月阿知使主等自吳至筑紫、時曾形大神乞工女等、故以兄媛奉於胸形大神、是則今在筑前國御使君之祖也とあり。宗像七十五社の一なり。宗像神事帳曰、縫殿大明神事、大御供三前、小神供六前、界物三前、餅三前、黍三前、御酒一瓶、御幣十二、稻二把云々見へたり。古への祭料の名、今に田の字に多く残り。縫殿田、神樂給、猿樂給、繪田、禰宜給、烏帽子田などあり。昔しの宮所は、停比門といふ所に在しか、天明二年回祿に罹りて、神殿拜殿悉く灰燼となりし故、其後今の所に移せり。祭禮は九月廿八日。祝人は當所の小方氏なり。

此社に寫本の大般若經あり。今存する所四百卷に充たす。當昔は全本六百卷、筆者八人なり。今殘卷の奥に記す所の筆者七人なり。二階堂丹後次郎藤原憲廣比丘明大法師夢想浮浪東福住侶良選大法師長賢菴仲叟全イ隆際とありて、貞和三年に寫經のよし記せり。社説に貞和二丙戌年筆を起して、同四年戊子書寫大尾と云。此經始は雲州美保明神社に同國人宗丹と云者、寄附して有しを、後に羽高と云僧持來りて、當社に納めしといふ。一説には建武元年足利尊氏君上に叛き奉りて都を下り、本州に逃來りて、宗像大宮司か館におはせし時、此社に興運を祈給へり。其後報賽の爲に、憲廣等に寫經せしめて、寄納せられしともいふ。又尊雲親王の御筆の、紺紙銀泥の法華經ありて、其卷末に雲州日御崎神社ノ廣前に寄進のよし記して有しか、今は此經當社になし。按に大般若經を雲州美保明神の社より持來れりといふは、この法華經に混ひて傳へたるものなるべし。また撞鐘一口あり。高貳尺五寸、經壹尺四寸、厚壹寸五分有。この鏡亂世に地中に埋みて、知る人なかりしに、元祿十年正月九日當村の農民孫九郎といふ者の、夢中に神宣ありて、湯裏といふ所の、圃中の棟木の下より堀出して、當社にかへし納む。銘曰

奉施入大日本國筑前州宗像郡奴山縫殿宮鐘一口事、右意趣者、天長地久、御願圓滿、天下泰平、國家豐饒、社家繁昌、當村安穩、諸人快樂、殊者信心息災延壽、子孫蕃昌、皆令満足、如意吉祥

大宮司宗像朝臣氏俊 大願主沙彌藤原道珍

豐前州今井庄東金屋大工藤原吉安 敬白

永享十二天庚申三月七日

第五節 無格社

武守神社

吉武村大字武丸字權現にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 武素盞鳴神 櫛稻田姫神

一、由緒 往昔崇神天皇御宇、出雲國飯入根彦根ト云者、來リテ當村ニ住ス。社ヲ建、武素盞鳴神ヲ祭り、武ノ一字ヲ採リ、武丸村ト號ス。白蛇山ヨリ出テ、村民ヲ害ス。故ニ櫛稻田姫神ヲ合セ祭テ、蛇鎮リシト、古老ノ傳ニ云々。例祭八月廿日

一、境内神社三社

菅原神社 祭神 菅原神 由緒不詳。字浦ヶ谷ヨリ移轉。

塞神社 同 久那戸神 字柳ヶ谷ヨリ移轉。

貴船神社 同 闇竈神 字折口ヨリ移轉。

〔筑前國續風土記拾遺〕龍王權現社

久戸といふ處にあり。宗像七十五社の一に、龍王或作藏主神社あり。末社記に見へたり。此神の事にや。今所祭は素盞鳴尊、岩長姫兩神にて、昔は神領もつき、由緒ある社也と云傳へたり。

〔福岡縣地理全誌〕 武守神社
延喜十八年戊寅二月創立スト云。○中末社一、貴船神社淨禪寺略

福地神社

吉武村大字武丸字原にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 保食神
- 一、由緒 不詳
- 一、境内神社一社
- 貴船神社 祭神 閻竈神 由緒不詳。字土師ヨリ移轉。

須賀神社

吉武村大字武丸字石井原にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 素盞鳴命
- 一、由緒 不詳
- 福地神社

吉武村大字武丸字上ノ原にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 保食神
- 一、由緒 不詳
- 一、境内神社四社
- 菅原神社 祭神 菅原神 由緒不詳。字天神ヨリ移轉。
- 貴船神社 同 閻竈神 字今里ヨリ移轉。
- 貴船神社 同 閻竈神 字皆眞庵ヨリ移轉。
- 龍神社 同 水速女神 字今里ヨリ移轉。
- 福地神社

吉武村大字武丸字浦ヶ谷にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 保食神
- 一、由緒 不詳。同村同大字字門司口貴舟神社本社境内へ移轉許可ノ旨、明治二十二年十一月廿八日届出。
- 一、境内神社壹社
- 貴船神社 祭神 閻竈神 由緒不詳

社 日 神 社

吉武村大字武丸字古賀ノ原にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 壇安神

一、由緒 不詳

一、境内神社三社

貴船神社

祭神 闇靈神

由緒不詳。字久保田ヨリ移轉。

稻荷神社

同 蒼魂神

字初瀬ヨリ移轉。

菅原神社

同 菅原神

字初瀬ヨリ移轉。

貴 船 神 社

吉武村大字武丸字野口にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 闇靈神

一、由緒 不詳

福 地 神 社

吉武村大字武丸字上ノ原にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 保食神

一、由緒 不詳 明治五年二月廿四日据置許可。

菅 原 神 社

吉武村大字吉留字水上にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 菅原神

一、由緒 舊記曰、宗像大宮司正三位中納言氏能、永延二戊子七月七日勸請。寄附水田二町アリ。元祿十三
庚辰十一月廿六日移轉ス。例祭八月廿四日、同廿五日。

〔筑前國續風土記拾遺〕平山天満宮

平山の山上にあり。舊記に宗像氏能夢想の告によりて此上に祀る。永延二戊寅七月七日也。水田二町を寄て、
家臣石松氏尙といふ者を、山下に住せしめ、社領を守らしむ。氏尙か子孫天正年中
對馬守尙末といふ。天正の頃、社を麓に下したり
しか、元祿十三年邑中に奇異の事ありしに驚き、社を本の如く山上に遷し建ける。翌年正月廿八日さまく
神恠の事有しかは、諸人群集して神驗のあらたなるを感歎しける。當社記一卷あり。

菅 原 神 社

吉武村大字吉留字猿田前にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 菅原神

一、由緒 不詳。例祭八月廿四日

一、境内神社三社

須賀神社 祭神 素盞鳴神 由緒不詳。字平原ヨリ移轉。

福地神社 同 保食神 // // 浦ノ頭ヨリ移轉。

山 神社 同 大山祇神 // // 山神ヨリ移轉。

〔筑前國續風土記附録〕天神社 サルダ

初はヲンガミ、ヲ、ガミなど云。近き比、天神と改め號せりとぞ。

豊 日 神 社

吉武村大字吉留字西高六にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 豊受姫神

一、由緒 不詳

一、境内神社四社

大山神社 祭神 大山祇神 由緒不詳 字高六ヨリ移轉。

須賀神社 同 素盞鳴神 // // 字榎ノ浦ヨリ移轉。

貴船神社 同 閻魔神 // //

庚申社 同 猿田彦神 // //

福 地 神 社

吉武村大字吉留字西上ノ原にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 保食神

一、由緒 不詳

一、境内神社三社

大歳神社 祭神 大年神 由緒不詳

貴船神社 同 閻魔神 // //

貴船神社 同 閻魔神 // // 廿五年十一月字松丸ヨリ移轉。

水 神 社

吉武村大字吉留字西中尾にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 水速女神
- 一、由緒 不詳。例祭七月六日
- 一、境内神社一社

靈神社 祭神 靈神 由緒不詳

勝守神社

吉武村大字吉留字白土にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 思兼神
- 一、由緒 不詳

安座神社

吉武村大字吉留字妙見にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 國常立神
- 一、由緒 不詳

貴船神社

吉武村大字吉留字向へにあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 闇靈神
- 一、由緒 不詳
- 一、境内神社一社

庚申社 祭神 猿田彦神 由緒不詳 字向へヨリ移轉。

豊日神社

吉武村大字吉留字妙見にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 豊受姫神
- 一、由緒 不詳。明治三十三年十一月十七日字白岩ヨリ妙見ニ移轉。
- 一、境内神社二社

貴船神社 祭神 高靈神 由緒不詳 字安倉ヨリ移轉。

庚申社 同 猿田彦神 // 字志賀口ヨリ移轉。

現 人 神 社

吉武村大字吉留字宮ノ尾にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 神直日神 大直日神
- 一、由緒 不詳。例祭八月十九日

菅 原 神 社

吉武村大字吉留字水上にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 菅原神
- 一、由緒 不詳 明治十五年二月十四日据置許可。
- 一、境内神社三社

須賀神社 祭神 素盞鳴神 由緒不詳

直日神社 同 直日神 // //

福地神社 同 保食神 // //

貴 船 神 社

吉武村大字吉留字本村にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 闇靈神
- 一、由緒 不詳
- 一、境内神社一社

大歳神社 祭神 大年神 由緒不詳

徳 満 神 社

赤間村大字石丸字本村にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 少名彦神
- 一、由緒 不詳

大 歳 神 社

赤間村大字石丸字水谷にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 大年神

第二章 神 社

一、由緒 不詳

一、境内神社三社

庚 申 社 祭神 猿田彦神 由緒不詳 字大浦ヨリ移轉。

春日神社 同 埴安神 // // 字大田ヨリ移轉。

庚 申 社 同 猿田彦神 // // 字原ヨリ移轉。

〔筑前國續風土記附録〕 大歳石祠 シトギタ
承應の比までは、年穀の豊凶を占ふ祭ありしといふ。

猿 田 彦 神 社

赤間村大字赤間字古町にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 猿田彦神

一、由緒 不詳。例祭六月十五日

天 満 神 社

赤間村大字陵嚴寺字松崎にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 菅原神

一、由緒 不詳。例祭八月廿五日

龍 神 社

赤間村大字陵嚴寺字上ノ原にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 罔象女神

一、由緒 不詳。例祭十一月十五日

貴 船 神 社

赤間村大字陵嚴寺字大力にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 高靈神

一、由緒 不詳。例祭三月一日

翁 神 社

赤間村大字三郎丸字今井城にあり。

〔神社帳〕

第一章 神 社

第一章 神 社

- 一、祭神 不詳
- 一、由緒 不詳。例祭八月十五日

須賀神社

赤間村大字土穴字村内にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 素盞鳴神 高靈神
- 一、由緒 不詳。例祭六月十五日。貴船神社へ本村字村内ヨリ合併。
- 一、境内神社一社

五穀神社 祭神 豊受神 由緒不詳 字高尾ヨリ移轉。

雨森天神社

赤間村大字徳重字兔渡浦にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 大己貴神 少彦名神
- 一、由緒 不詳。例祭八月廿三日
- 一、境内神社五社

貴船神社 祭神 高靈神 由緒不詳

水神社 同 罔象女神 //

貴船神社 同 高靈神 //

水神社 同 罔象女神 //

貴船神社 同 高靈神 //

〔筑前國續風土記附録〕徳重村

天森天神社 トリゴエ 少彦名命、菅公二神を祭れり、社内に猿田彦、観音堂有。

八幡神社

赤間村大字徳重字釣にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 應神天皇
- 一、由緒 不詳。例祭九月十九日

水神社

赤間村大字徳重字葉山にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 罔象女神
- 一、由緒 不詳

第一章 神 社

嚴 島 神 社

赤間村大字徳重字本村にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 嚴島姫命
- 一、由緒 不詳。創立萬延元年十月

須 賀 神 社

赤間村大字名殘字笹尾にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 素盞鳴命 大山祇命
- 一、由緒 不詳。例祭六月十三日、六月廿三日

天 滿 神 社

赤間村大字名殘字立山にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 菅原神 豐受神 高靈神
- 一、由緒 不詳。字堂ノ上天滿神社並字大日五穀神社同所貴船神社本社へ合併。例祭八月廿二日

春 日 神 社

赤間村大字富地原字畑にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 天兒屋根命
- 一、由緒 不詳。例祭十二月廿七日
- 一、境内神社一社

社日 神社 祭神 大國主命 由緒不詳 字六畝田社日神社移轉、當社へ合併。

〔筑前國續風土記附録〕藤原村

春日社 ヲ、クラ 里民の言傳ふるは、古へ此村に住める藤原千代丸といふ人勸請せり。故に千代丸か氏を、村の名とせりとそ。

〔筑前國續風土記拾遺〕藤原村

春日社 小倉畑、今氏神 宗像社記に藤宮大明神また春日社有。是なるへし。

天 滿 神 社

赤間村大字富地原字原口にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 菅原神
- 一、由緒 不詳。例祭十月十日

一、境内神社一社

須賀神社 祭神 素盞鳴神 由緒不詳

〔筑前國續風土記附録〕藤原村

天満宮 社地を花専山といふ。里民の言傳ふる事あれ
と、いたつがはしければ、茲に記さす。

須賀神社

赤間村大字富地原字明天寺にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 素盞鳴命

一、由緒 不詳。例祭八月二日 字須賀神社本社へ合併ス。

一、境内神社一社

春日神社 祭神 天兒屋根命 由緒不詳 例祭十月六日

〔筑前國續風土記拾遺〕祇園社

古賀に在。小高き丸山松林の中也。寛政十二庚申年、此社拜殿を經營すこて、里民地を堀て、石櫃を得たり。中に骸骨存せり。又櫃の四方より、壺を出せり。其一には甲冑鏡經二寸斗、銘文なし。を納め、餘りの三には各朱を充り。扱其種々の物は、卜者の占ひに任せて、側なる春日石祠の下地に埋しとぞ。誰人の葬地なるにや、知かたし。里民は藤原千歳丸の墳なるへしといふ。不審。

嚴島神社

赤間村大字富地原字本村にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 市杵嶋姫命

一、由緒 不詳。例祭六月十八日 字神屋嚴島神社本社へ合併。

貴船神社

赤間村大字富地原字岩野にあり。

〔神社帳〕

一、祭神 高靈神

一、由緒 不詳。例祭五月五日。字森及字森崎貴船神社本社へ合併。

一、境内神社二社

貴船神社 祭神 高靈神 由緒不詳 字残り垣ヨリ移轉。

八龍神社 同 罔象女神 〃〃 例祭二月十日

保食神社

赤間村大字富地原字梅木にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 豐受神
- 一、由緒 不詳。創立寛政三年
- 一、境内神社一社

貴船神社 祭神 高靈神 由緒不詳

保 食 神 社

赤間村大字富士原字明天寺にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 豐受神
- 一、由緒 不詳

保 食 神 社

河東村大字山田字桐畑にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 稻倉魂神
- 一、由緒 不詳

山 田 神 社

河東村大字山田字原ノ辻にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 櫛真魂輝世姫命 綾菊香細姫命 花尾命 三箇月命 小夜命 小少將命
- 明治十八年八月三十日靈社ヲ神社ト許可。

一、由緒 宗像大宮司正三位中納言正氏妻、同大宮司氏雄妻、及婢女四人、山田村ノ館ニアリシヲ、天文廿二年三月廿三日家臣等ノ爲ニ殺害セラル。同廿三年十一月大宮司氏貞、其怨靈ヲ慰セントテ、山田村ニ一ノ道場ヲ開基シテ、兩靈ノ菩提所トシ、正氏、氏雄ノ兩夫人、及侍女四人ヲ六地藏ト祀リ、六躰ノ地藏ヲ彫刻シ、此寺ノ本尊トシ、毎年三月廿三日ヲ祭日トス。兩夫人及侍女四人ノ墳墓ハ、字井上ト云所ニ在。

貞享元年四月ニ今増福院ノ地ニモ、又墓ヲ建テリ。正氏ノ室ヲ増福院殿榮林妙秀大姉、氏雄ノ室ヲ青松院殿心源妙安大姉ト號シ、侍女四人ノ墓モ其傍ニアリ。花尾局ヲ春窓良月、小夜ヲ妙相貞順、三ヶ月ヲ清外智淨、小少將ヲ智覺了性ト號シ、佛祭シ來リシヲ、宗像家裔孫宗像神社權禰宜宗像氏重外宗像家由緒ノ者、並ニ郡内信仰ノ者協議ノ上、明治七年十一月山田村増福院本尊六地藏改祀ノ儀出願シ、當時舊來ノ本堂ヲ假神殿トシテ、鎮座セシカ、建物等ノ儀ニ付云々生シ、則今ノ地ニ神殿等新築シ、明治十三年五月三日遷坐式執行ス。猶由緒等ハ縁起ニ詳カナリ。

〔福岡縣地理全誌〕山田村

明治七年甲戌此村ノ農民葬喪共ニ佛法ヲ廢シテ、神式ヲ行フ。因テ兩夫人及侍女四人ノ靈ヲモ神ト崇メ、山田神社ト稱ス。

大 年 神 社

河東村大字平等寺字市ノ瀨にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 大年神 御年神 若年神
- 一、由緒 不詳。例祭九月十日

貴 船 神 社

河東村大字稻元字松山にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 高靈神
- 一、由緒 寛政九年八月一日創立。

鹽 竈 神 社

河東村大字稻元字野添にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 應神天皇 兒屋根命 素盞鳴神 猿田彦神 大歲神
- 一、由緒 不詳。明治三十四年十月九日許可ヲ受ケ、同字内ニテ移轉ス。祭日九月十三日。

大 神 宮

河東村大字河東字野口にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 豐受大神
- 一、由緒 不詳。例祭陰曆九月六日

〔筑前國續風土記拾遺〕河東村

大神宮 野口に在。宮山坪數千坪程。除地なり。

宗像神社攝社 孔 大 寺 神 社

池野村大字池田字孔大寺にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 大己貴命 少彥名命
- 一、由緒 此孔大寺神社ト云ハ、宗像六社ノ其一ツニシテ、孔大寺山ニ鎮座ス産土神也。往昔ハ參拾町餘ノ神田在リテ、祭祀モ年中數度嚴密ナリシ由。宗像神社年中神事次第記ニ云云。創立不詳。明治十年三月再建。同年三月廿一日國幣中社宗像神社攝社ニ列セラル。細事ハ宗像社記ニ在リ。例祭三月二日。

〔筑前國續風土記〕孔大寺山

池田村に屬せり。宗像山の北につゞけり。高山也。山の八分上に、孔大寺權現の社有。池田村より十町許有。是和州吉野の藏王權現と一神也と云。其鎮座の初知れず。昔延曆年中、遠賀郡内浦村にて、祭田卅町を孔大寺權現に寄附せらる。其祭田は宗像大宮司つかさどる。證文有。山の頂に大穴有故、孔大寺の號有。孔は穴とよむ。宗像緣起に。昔は彼穴口に高棚を構へ、上に未嫁女を生贄とせしに、神出で白馬の形を現じ、或は大蛇の形を顯はして、其女を食せしと云。いぶかし。若然らば古狸豺狼のわざか。妖魅の類成るべし。正神とすべからず。古へ邊鄙の民俗愚昧にして、かゝる人をとり喰ふ邪神をも、あがめ尊びしなるべし。但俗人は神威をいかめしく云んとて、却て神に凶邪を誣る事有。此說信じがたし。左傳に、人をいけにへとする事をそしりて、司馬子魚曰、祭祀以爲人。民者神之主也。用人其誰享之と云り。正神ならばかく人を用べからず。若邪神ならば祭るべからず。此山に銀杏木有。周五圍有。世に類稀なる大木也。

〔筑前國續風土記附錄〕池田村

孔大寺權現社 神殿二間八尺、拜殿二間三間、祭禮九月十八日、石鳥居一基、奉祀深田兵部。

祭る所吉野藏王權現なるよし、本編に見ゆ。大三輪の神なるへし。境内に千手觀音堂あり。佛體は傳教の作といふ。此山に銀杏大樹有。本篇に五圍と記せり。今は六圍餘あり。又杉木多し。凡此所の事は、本編に詳也。

〔筑前國續風土記拾遺〕孔大寺山神社

孔大寺山の七八分に社有。此山當郡の高山にして、遠方よりもよく見ゆる。山勢雄偉にして、茂山なり。山の東北は遠賀に境へり。宗像宮緣起云、吼大寺權現者、御垂跡之時代、人不_レ知_レ之云云、吉野座王權現土一躰異名之神明云云、彼山頂仁有_二大_一留_二穴_一仍號_二穴_一大寺、自_二彼_一穴_二神明或現_二白馬之形_一、或現_二大蛇之形_一、指_二出_一半身、祭禮於受_二利_一云云。甚奇恠の説をしるせり。恐らくは後世神靈の徳を贊して、かへりて妄誕附會の説をなして、明神を汚し奉ること多ければ、悉くは信しかたし。因て考るに、續日本紀卷五元明天皇和銅四年閏六月甲子宗像郡加麻々伎賜_二姓_一穴_二太_一連と見えたり。穴太は日本紀には穴穗と書、古事記には穴太に作り、姓氏錄には孔_二王_一部とも書て、共に阿奈保と訓り。しかれば當社も穴太連の祖神なと祭りし社ならむか。安康天皇を穴穗天皇と日本紀に見へたり。此天皇御子坐さりし故に、雄略天皇の十九年三月に詔して、穴穗部を置る。是故に諸國に此名多し。神名式に尾張國栗原郡穴太部神社といふあり。(民部省圖帳に尾張國栗原郡穴太部明神天武三年二月祭之、神靈天穗日命也。神名式に尾張國栗原郡穴太部神社といふあり。)縁起の説は其御名の近きによりて、後世誤りて、安康天皇を安閑天皇に誤り傳へたるにはあらずや。いづれにも孔太は即_二穴_一太なるへし。昔此御社繁昌の時は、山中に坊舎多かりしよし。今も其跡有。しかれば其神宮寺を孔太寺と書て、阿奈保寺といひけんを、後に字音に古陀伊寺といひたりしを、直に穴穗社といふへきを、孔太寺權現といひて、遂に社號の如くはなりしなるへし。昔は神社は言に及はず、寺號をも豊浦寺は登與良寺、興福寺を山階寺、元興寺を飛鳥寺、其外百濟寺など、地名を呼て、詞に唱へて、字音には稱せざりしかは、始は阿奈保寺などいひたりけんを、字音に孔大寺といひしなるへし。かの孔太穴太等の字に依て、また後代附會して、山上に大穴有て、神靈それに住ませるよしにいひしなるへし。是皆中頃僧徒の多か

りし時に、語り傳へし妄説なるへし。そのかみは宗像六社と號して、六社とは宗像三社織幡許斐孔太寺是也。御社も壯大なり。年中の祭祀も嚴重也といふ。宗像社年中神事次第に、二月一日云云、孔大寺權現事、祓河ニテ有祓。禰宜神ヲ立ル。一坂ニモ立ル也。先神名帳、次傳供大御供三前、小神供三十七前、界物三前、御酒一瓶子、御幣十二、串ノ竹ハ金崎ノ寺ノ役、背ノタナハ禰宜貫首ノ役云云。一猿樂録事云云、一猿樂饗事云云など有。今は二月二日を恒例の祭禮とす。六月十七日、九月十八日にも祭有。昔は遠賀郡内浦村にて、三十町の神田有しよし。今は圭田なし。大宮司氏貞の寄進狀に曰。○中編二六九頁参照。

奉寄進根本内浦郷參拾町役、九國二島之

孔大寺權現 御寶前

先前内浦郷御神領、多年被充行○○○處、違逆可爲ニ一社滅亡ニ御神託、奉レ驚畢、仍當社務氏貞任ニ舊例之旨、内浦郷事壹圓令ニ寄進ニ者也

右旨趣者、蒙權現大慈大悲御誓益、長吏大宮司持神明効驗、保万年榮花、武運長久、社家安穩、除災興樂、諸徒安泰、願満足而已

于時永祿肆年歲次辛酉閏三月吉日

宗像朝臣長吏 大宮司氏貞

また小早川隆景卿の狀あり。○中編二八一頁参照。

宗像孔大寺御祭禮之御久米并蜻蚨百疋到來祝着候、尙桂宮内可申聞候。謹言

二月廿二日

隆 景 判

宗 像 社 御 中

竈門山の修驗者、此山を胎藏界に比し、葛城峯と云。國峯の行場なり。又社の下貳町計に、大杉有。圍貳丈貳尺。此外にも多し。神木の銀杏樹、圍ミ參丈壹尺。稀世の喬木也。此御神銀杏樹を愛し給ふといひて、村民怖れて、銀杏を伐事なし。大木の銀杏は、神木の外にも、社の近邊に數十株生茂れり。千手觀音堂有。むかしの佛像は、傳教大師の作なりしか、失て、今の像は後人の安置せし也。古佛に非ず。また其麓にも觀音堂有。そのかみは僧坊も多かりしにや。サガリといふ所にも、今觀音堂有。其後の田を伽藍の本といふ。其南千疋原に鳥居本といふ所あり。此所一ノ鳥居有しと云。此邊坊舎の址、所々に多し。今は絶て一坊もなし。宗像大宮司深田氏奉祀す。前に出せる古證文二通も、此深田氏が家に藏す。山内に祇園社有。

大宮司氏長建長二年二月此山に遊ひて賦せし五言律詩を、宗像軍記といふ物にのせたり。茲に畧す。○中編六八四頁参照。

大 日 靈 神 社

神湊村大字江口字臯月にあり。

〔神社帳〕

- 一、祭神 大日靈神
- 一、由緒 不詳